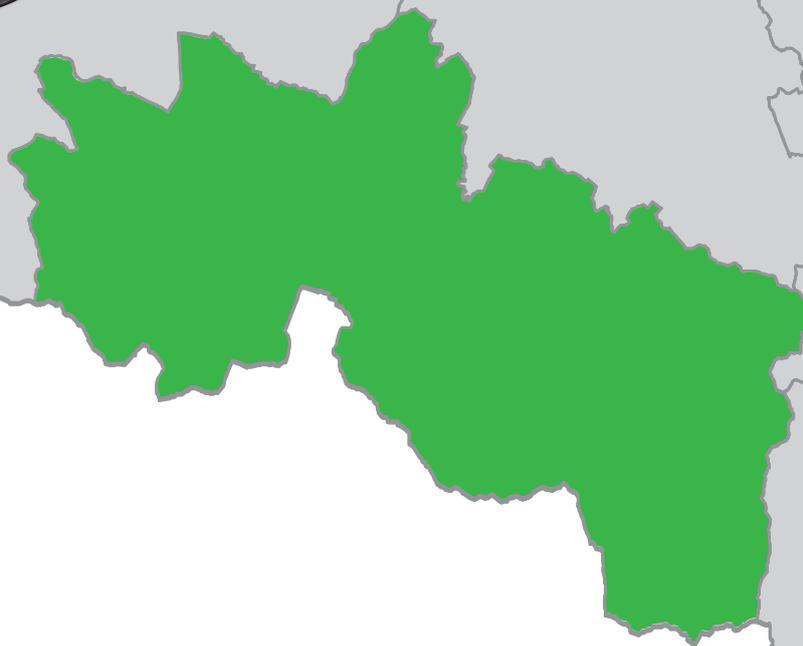


横浜市都市計画マスタープラン 栄区プラン

栄区まちづくり方針



YOKOHAMA SAKAE

目次

はじめに..... 1～6

1 横浜市都市計画マスタープラン栄区プランの位置付け.....	1
(1) 「栄区プラン」改定の経緯.....	1
(2) 「栄区プラン」の策定経過.....	1
2 「栄区プラン」のねらいと構成.....	2
(1) まちづくり方針の役割.....	2
(2) 都市計画法の位置付け.....	2
(3) 上位計画や他の分野別計画との整合について.....	2
(4) 計画期間の考え方.....	2
3 まちづくりの成果.....	4

第1章 栄区の現状と課題..... 7～29

1 栄区の成り立ち.....	7
(1) 位置と地形.....	7
(2) 栄区の歴史.....	8
2 区の現状と課題.....	10
(1) 人口.....	10
(2) 土地利用.....	13
(3) 水と緑.....	16
(4) 道路・交通.....	19
(5) 地域コミュニティ・福祉.....	21
(6) 防災.....	23
(7) 都市景観.....	26
(8) 歴史・文化.....	27
(9) 空家.....	28

第2章 栄区のまちづくり目標と考え方..... 30～33

1 まちづくりの基本理念と目標.....	30
(1) まちづくりの基本理念.....	30
(2) まちづくりの目標.....	30
2 都市構造の考え方.....	31
(1) 生活拠点の考え方.....	31
(2) 水と緑のネットワークの考え方.....	31
(3) 道路・交通ネットワークの考え方.....	32

第3章 分野別のまちづくり方針..... 34~48

1 土地利用の方針	34
(1) 住居系土地利用.....	34
(2) 商業系土地利用.....	34
(3) 工業系土地利用.....	34
(4) 自然系土地利用.....	34
(5) 利便性が高く、にぎわいのある駅周辺の形成.....	35
(6) 市街地の更新に合わせた住環境の向上.....	35
(7) 区民主体のまちのルールづくり.....	35
(8) 道路整備事業に伴う土地利用の誘導.....	35
2 都市交通の方針	37
(1) 公共交通機関の利便性向上.....	37
(2) 安全快適な歩道の整備.....	37
(3) 幹線道路・主要な地域道路及び自動車専用道路の整備による道路ネットワークの形成.....	37
(4) 交通結節点の機能強化.....	38
3 都市環境・魅力の方針	40
(1) 水と緑の拠点づくり.....	40
(2) 水と緑のネットワークの形成.....	40
(3) 農地の保全・活用.....	41
(4) 区民が主体となった緑地と水辺の管理・活用.....	41
(5) 持続可能なまちづくり.....	42
4 都市活力・地域コミュニティの方針	44
(1) 都市活力のあるまちづくり.....	44
(2) 誰もが利用しやすい地域コミュニティ拠点・福祉拠点づくり.....	44
(3) 区民が交流し、互いに支えあう地域コミュニティの形成.....	44
(4) 区民、事業者、行政の連携による暮らしやすいまちづくり.....	45
5 都市防災の方針	47
(1) 地震・火災に強いまちづくり.....	47
(2) 水害・土砂災害に強いまちづくり.....	47
(3) 区民主体の防災対策の推進.....	47
(4) 帰宅困難者対策.....	47

第4章 地区別まちづくりの目標と方針..... 49~63

1 豊田地区.....	50
2 笠間地区（大船駅）.....	52
3 小菅ヶ谷地区（本郷台駅）.....	54
4 本郷中央地区.....	56
5 本郷第三地区.....	58

6	上郷西地区	60
7	上郷東地区	62

第5章 まちづくりの進め方..... 64~66

1	まちづくりの主体と役割分担	64
2	「栄区プラン」に沿ったまちづくりの進め方	65

巻末：関連用語解説..... 67~73

【コラム】

1	セーフコミュニティ	22
2	栄区区民意識調査	29
3	まちづくりにおける区民との協働	66

はじめに

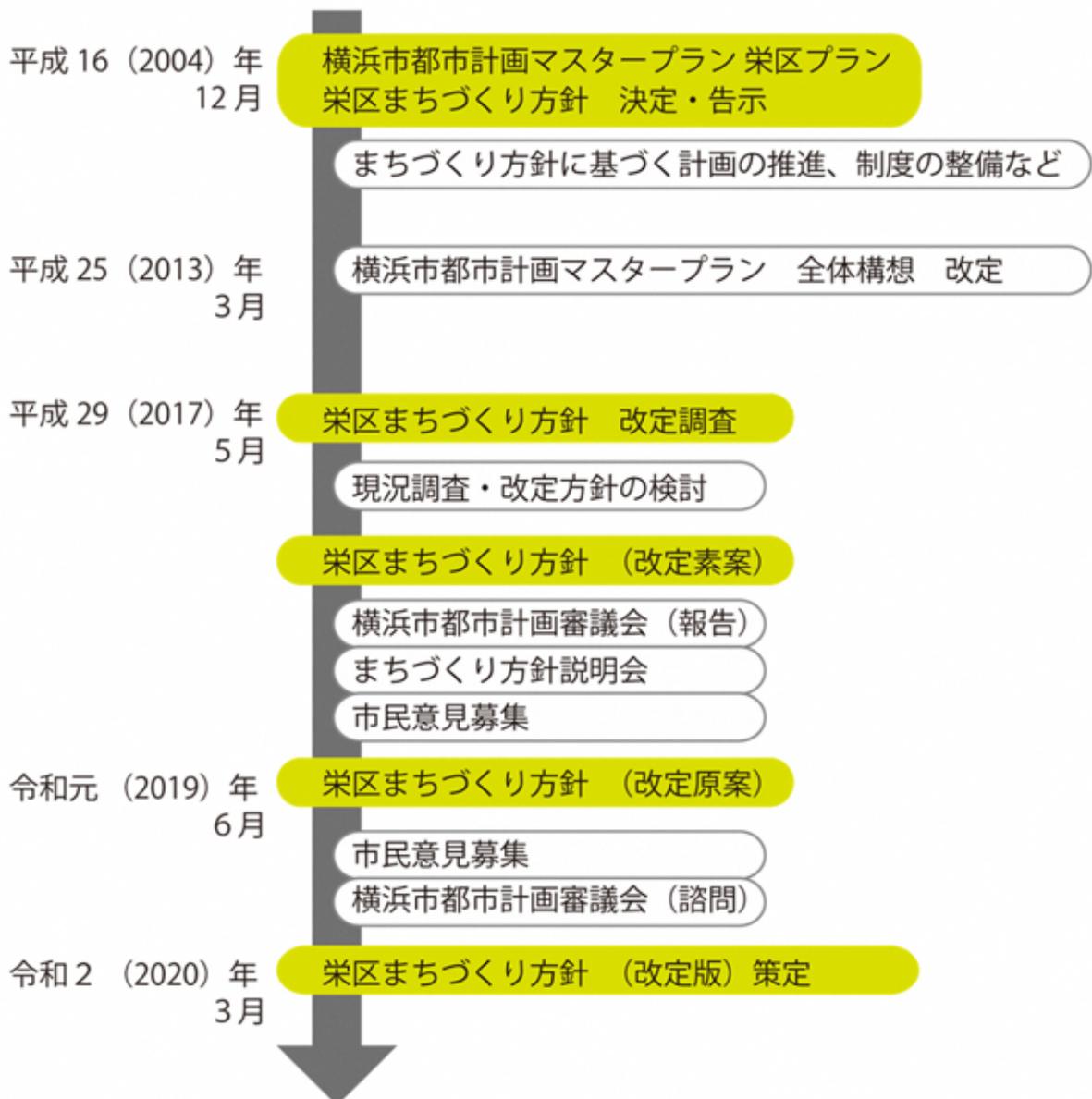
1 横浜市都市計画マスタープラン栄区プランの位置付け

横浜市都市計画マスタープラン—栄区プラン—「栄区まちづくり方針」（以下「栄区プラン」という。）は、横浜市全体の都市計画に関する基本的な方針である「全市プラン」（平成 12（2000）年 1 月策定）を前提に、栄区のまちづくりに関する内容を具体的に整理し、おおむね 20 年後の栄区の将来像を描くとともに、それを実現するための方針及び具体的な取組を示すもので、平成 16（2004）年 12 月に策定しました。

(1) 「栄区プラン」改定の経緯

栄区プランの策定から 10 年以上が経過し、その間、平成 25（2013）年 3 月には栄区プランの上位計画である横浜市都市計画マスタープラン全体構想が改定されたほか、都市防災の重要性や少子高齢化・人口減少社会の到来など社会状況の変化や、道路事業、開発事業等に対応するため栄区プランを改定します。

(2) 「栄区プラン」の策定経過



2 「栄区プラン」のねらいと構成

(1) まちづくり方針の役割

栄区プランは、以下のようなねらいと構成で、おおむね 20 年後を想定した栄区のまちづくりが円滑に進むよう、その指針となる役割を果たすものです。

ア 区の現況把握により、様々な課題を整理したうえで、都市計画や地域の特性を区民にわかりやすく提示できる材料をまとめます。

イ 区の中長期にわたるまちづくりの目標を明らかにし、区民全体で共有化します。

ウ テーマ別及び地区別の目標を掲げ、まちづくりの方針を策定します。

(2) 都市計画法の位置付け

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(都市計画法より抜粋)

(3) 上位計画や他の分野別計画との整合について

「全体構想」は、地方自治法第 2 条第 4 項に基づく「横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成 18（2006）年 6 月 23 日策定）」と都市計画法第 6 条の 2 に基づいて横浜市長が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。

また、「区プラン」は、「全体構想」を上位計画として、区の視点を生かし、横浜市中期 4 か年計画と整合を図りながら策定します。

さらに「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜市環境管理計画」、「横浜市住生活基本計画」など、既に策定されている分野別の基本計画との整合を図りながら策定します。

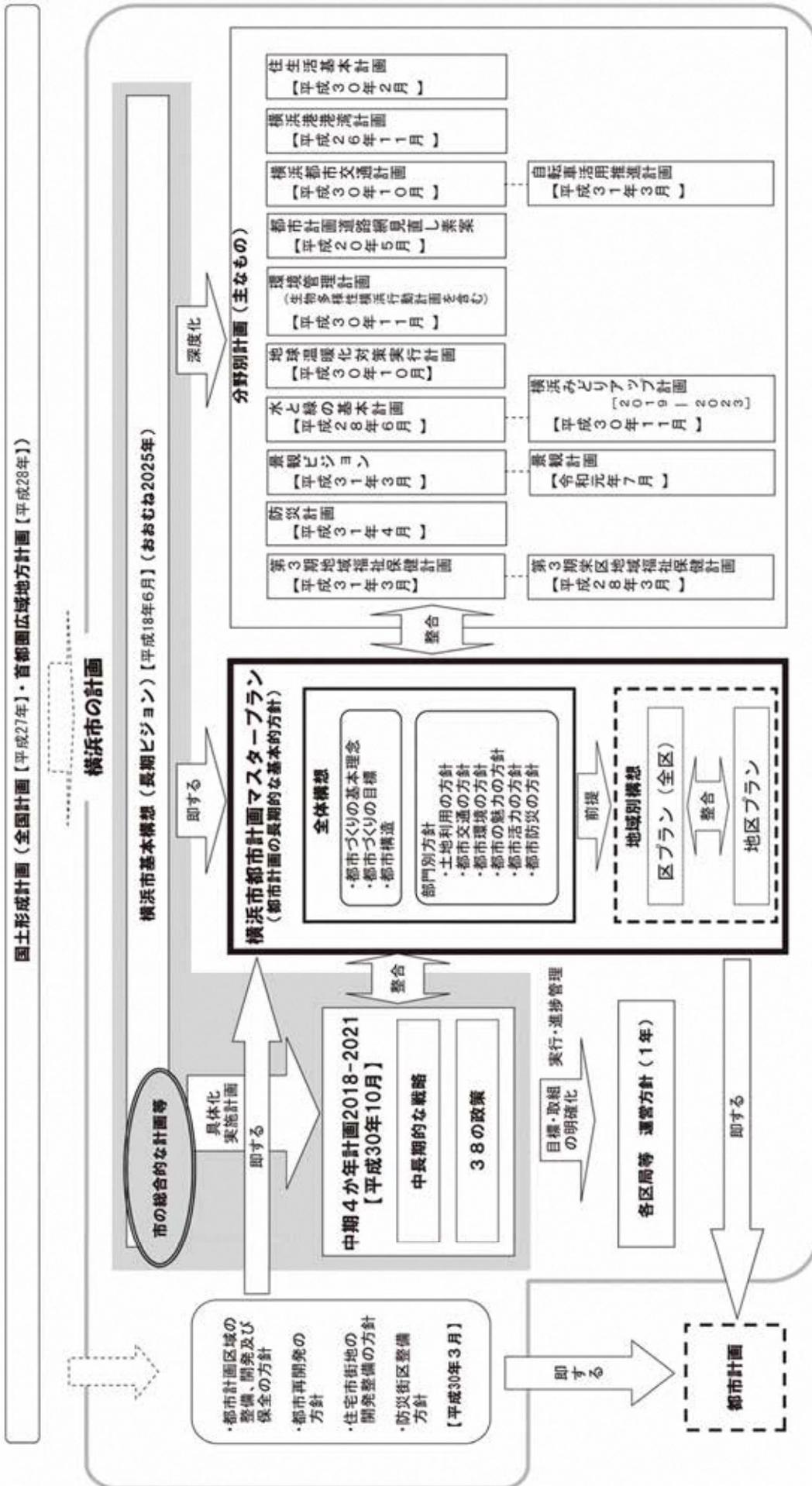
栄区プランは、上位計画である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定めています。また、横浜市域全体を対象として定められた全体構想を前提としつつ、各分野別計画と整合を図っています。

(4) 計画期間の考え方

基本的な目標年次は、おおむね 2040 年頃とし、長期にわたるまちづくりの将来像を描くものです。

●横浜市都市計画マスタープランと関連計画および「栄区まちづくり方針」の位置付け

横浜市都市計画マスタープランと関連計画との関係



※出典：「横浜市都市計画マスタープラン全体構想 (2013 (平成25) 年) 3月」
をもとに栄区が作成 (令和元 (2019) 年9月時点)

3 まちづくりの成果

平成 16（2004）年の区プラン策定から現在までの主なまちづくりの成果をまとめました。

【都市計画決定】

横浜市都市計画審議会を経て、地域の土地利用等について決定した計画です。

<地区計画>

- ・平成 17（2005）年
 栄桂台地区地区計画
 大船駅北第一地区地区計画（変更）
- ・平成 19（2007）年
 栄本郷台地区地区計画
- ・平成 20（2008）年
 栄小山台地区地区計画
- ・平成 26（2014）年
 大船駅北第二地区地区計画
- ・平成 28（2016）年
 本郷台駅周辺地区地区計画
- ・平成 30（2018）年
 栄上郷町地区地区計画

<特別緑地保全地区>

- ・平成 30（2018）年
 上郷町深田特別緑地保全地区
 上郷町石原特別緑地保全地区

<都市計画公園>

- ・平成 30（2018）年
 瀬上自然公園
 上郷里山公園

【都市計画道路】

都市計画法第 11 条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路です。

- ・平成 20（2008）年
 桂町戸塚遠藤線（小菅ヶ谷・舞岡地区）の供用開始
- ・平成 21（2009）年
 環状 4 号線（公田桂町地区：公田交差点西側）の 4 車線化
- ・平成 27（2015）年
 環状 4 号線（公田桂町地区：公田交差点から南河内交差点）の 4 車線化



大船駅北第二地区再開発事業
完成予想イメージ図



桂町戸塚遠藤線
(赤坂交差点周辺)



環状 4 号線
(桂町交差点周辺)

【まちづくり構想】

住民と行政が共にまちづくりについて考えをまとめて策定した構想です。

- ・平成 27 (2015) 年
本郷台駅周辺地区まちづくり構想
- ・平成 29 (2017) 年
上郷東地区まちづくり構想

【公園】

- ・平成 21 (2009) 年
小菅ヶ谷北公園の開設
- ・平成 24 (2012) 年
矢沢なかよし公園の開設
- ・平成 26 (2014) 年
小菅ヶ谷北公園 利用拠点ゾーン、散策の森ゾーンの拡張
- ・平成 29 (2017) 年
本郷台駅前公園、本郷台駅前広場の施設改良

【その他】

- ・平成 18 (2006) 年
大船駅笠間口の開設
- ・平成 23 (2011) 年
本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
- ・平成 24 (2012) 年
神奈川中央交通路線バス 港 31 系統・港 81 系統・港 82 系統
(港南台駅～中野町～尾月～桂台中央)



小菅ヶ谷北公園



矢沢なかよし公園

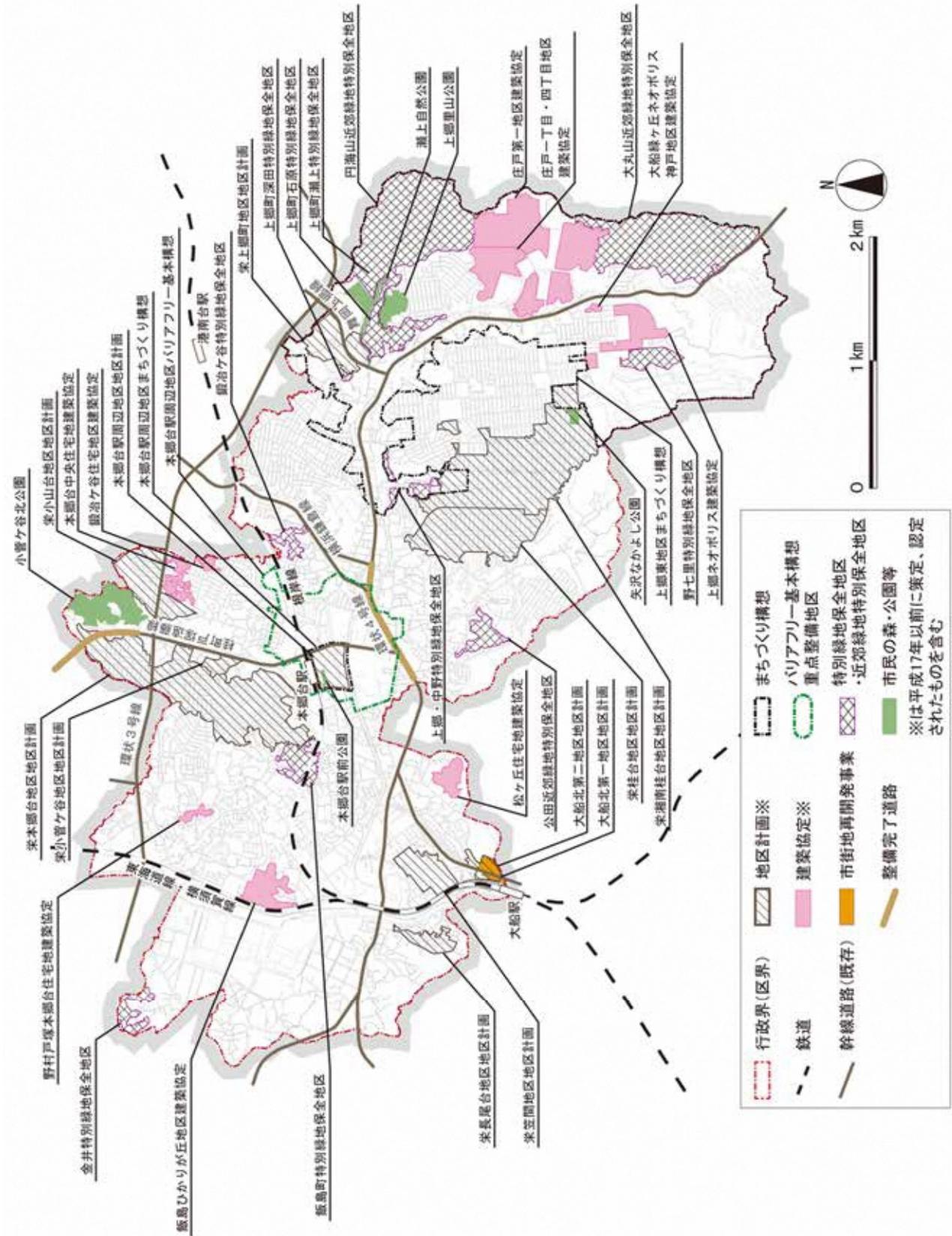


本郷台駅前公園



大船駅 (笠間口)

●これまでのまちづくりの成果



第1章 栄区の現状と課題

1 栄区の成り立ち

(1) 位置と地形

栄区は、横浜市の南部に位置し、東は金沢区、磯子区、北は港南区、西は戸塚区、南は鎌倉市に接しています。

市の中心部までは約12kmの距離で、区の玄関口である本郷台駅、大船駅から横浜駅までは、東海道線または根岸線で所要時間20～30分、東京駅までは約40km、50～60分と、首都圏の通勤圏にあります。

また、鎌倉、江の島、逗子等に近接しており、横須賀線や湘南モノレール、横浜横須賀道路などを利用してリゾート地帯に出かけることができます。

しかしながら、住宅地の大部分では最寄り駅までバスを利用する必要があり、道路渋滞によって駅まで著しく時間がかかるなど、実際の距離以上に遠く感じられることもあります。

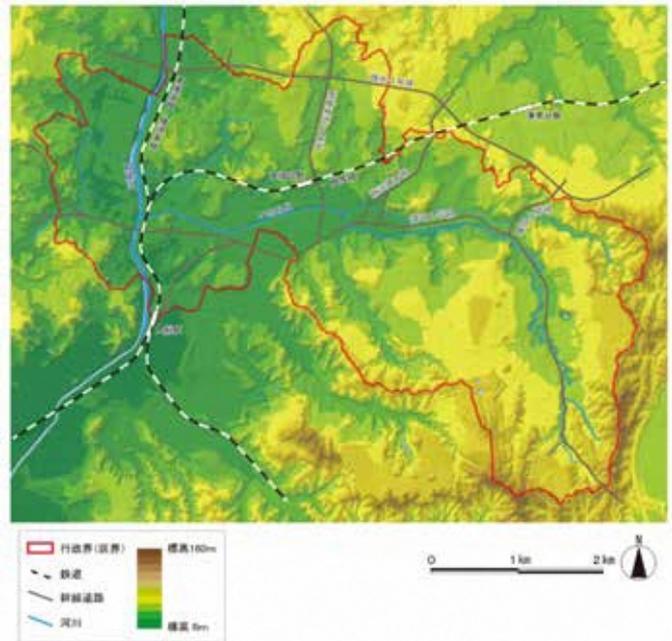
地形については、区の中央を東西に流れるいたち川と西部を北から南へ流れる柏尾川沿いに低地が形成され、丘陵がその周囲を取り囲む、起伏に富んだ地形となっています。

東西の長さ約7km、南北の長さ約6kmで、面積は約18.6km²（18区中15番目）となっています。

●本郷台駅を中心とした距離図



●栄区の地勢



出典：基盤地図情報数値標高モデル5mメッシュデータ（国土地理院）

(2) 栄区の歴史

栄区の歴史は、縄文時代の土器が発見された松ヶ丘遺跡（笠間五丁目）や弥生時代の住居跡が発見された笠間中央公園に見られるように、遠い昔にまで遡ることができます。特に鎌倉時代には鎌倉幕府との結びつきが強く、いたち川流域の豊かな田園が食糧生産を担うとともに、東北地方に対する軍事政策の上で重要な役割を果たしていたと考えられています。

明治・大正時代までは、平地部のほとんどが田畑で、山裾や谷戸に集落がある程度でしたが、横須賀に軍港があった関係で明治 22（1889）年に横須賀線が開通し、分岐点として大船駅が開設されました。

昭和期に入り、昭和 13（1938）年に小菅ヶ谷に第一海軍燃料廠（しょう）が設置されると、付近には軍関連施設が次々と設けられ、昭和 18（1943）年には軍用道路として六浦から笠間交差点まで原宿六浦線（現在の環状 4 号線）が開通しました。

また、この頃から柏尾川沿いに大規模工場の進出が相次ぎ、川沿いの水田地帯は工業地帯へと変わっていきました。

戦後、第一海軍燃料廠等の施設は、大部分がアメリカ軍に接收され大船 P X（倉庫地区）となりました。接收地は本郷地区の中心であったため、地域の発展の大きな障害となりましたが、昭和 40（1965）年から接收解除・払い下げが実現し、公共施設、学校、中高層住宅などの集積地に生まれかわるとともに、昭和 48（1973）年の根岸線全線開通に伴って本郷台駅が開設され、地域の拠点となりました。

また、昭和 30 年代後半から 50 年代前半にかけては、丘陵部において大規模な宅地開発が行われ、谷戸が連なる里山は戸建てを中心とした住宅街に大きく変貌しました。

こうした大規模開発により人口が急増したことから、地域により身近な行政を推進するため、昭和 61（1986）年 11 月 3 日、戸塚区からの分区によって、栄区が誕生しました。

●栄区の略歴

時代	西暦(年号)	できごと
縄文	1万年前	栄区(笠間・公田・田谷・長尾台・上郷町)に縄文の遺跡跡。
弥生	紀元前 300	各地に集落が形成される。 (笠間・公田・田谷・小菅ヶ谷・飯島町など)
古墳	7世紀ごろ～	いたち川の流域に横穴古墳群と製鉄の遺跡(上郷深田遺跡)
奈良	710～	上郷猿田遺跡に奈良朝期の住居あと。
鎌倉	1197(建久 8年)	源頼朝、證菩提寺をたてる。
室町	1353(正平 8・文和 2年)	持阿上人が法案寺(笠間町)をひらく。
	1542(天文 11年)	鎌倉郡で、北条氏康の検地がおこなわれる。
江戸	1627(寛永 4年)	上総国生実藩の森川氏が笠間を領有。
	1668(寛文 8年)	鍛冶ヶ谷八幡宮の阿弥陀庚申塔がつくられる。
	1781(天明元年)	本郷の大水害。笠間村田立地区の被害が大きかった。
近代	1873(明治 6年)	「学制」が施行され、田谷学舎を皮切りに、この地域にも学校がつくられる。
	1889(明治 22年)	市制、町村制施行により、鎌倉郡本郷村、豊田村、長尾村が誕生する。
	1889(明治 22年)	大船駅が新設され、横須賀線が開通する。
	1914(大正 3年)	いたち川に昇龍橋がかかる。(市内最古のもの)
	1915(大正 4年)	村の編成替えにより、豊田及び長尾村が豊田村に、長尾村の小雀は大正村に編入。
	1923(大正 12年)	関東大震災。豊田村、本郷村も大きな被害を受ける。
近代	1927(昭和 2年)	横浜市区制施行。鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子の 5 区が誕生。
	1939(昭和 14年)	戸塚区、港北区が誕生。栄区あたりは戸塚区となる。
	1943(昭和 18年)	現在の環状 4 号線、六浦～笠間十字路間が開通。
	1947(昭和 22年)	戸塚区役所本郷地区事務所開設。後に本郷出張所となる。
	1952(昭和 27年)	第一海軍燃料廠跡を駐留軍が接收、「大船 PX」を設置。
	1967(昭和 42年)	米軍「大船 PX」を全面返還。元大橋 1 丁目の開発許可により、大規模住宅開発が本格化。
	1969(昭和 44年)	笠間大橋が完成し、環状 4 号線が開通。
	1972(昭和 47年)	飯島市民の森が横浜市内第 1 号として開園する。
	1973(昭和 48年)	JR 根岸線が大船駅まで開通し、本郷台駅が開業する。
	1981(昭和 56年)	金井公園が区内初のスポーツ公園として開園。
	1986(昭和 61年)	戸塚区が分区し、栄区が誕生する。(11 月 3 日)
	1992(平成 4年)	横浜市民ふれあいの里「上郷森の家」開設。
	1999(平成 11年)	環状 3 号線が長沼まで開通。
2006(平成 18年)	大船駅笠間口開設。 鎌倉街道(横浜鎌倉線)全線完成。	

出典：平成 27 (2015) 年 栄区郷土史ハンドブック

2 区の現状と課題

(1) 人口

<現状>

栄区の人口は、122,171人（平成27（2015）年国勢調査）で、18区中では西区に次いで2番目に少ない数値です（平成27（2015）年国勢調査 全市人口3,724,844人）。

平成12（2000）年から総じて増加傾向にありましたが、122,171人となり、平成22（2010）年と比較すると微減しています。

平成17（2005）年から平成27（2015）年までの10年間の区内の人口増加率をみると、鉄道沿線や鉄道駅周辺で人口が増加している一方、開発住宅地の人口が軒並み減少しており、桂台地区、庄戸地区などの住宅地や市街化調整区域等、駅から離れた地域などで人口が減少しています。

また、平成27（2015）年の高齢化率は29.2%（市平均23.3%）で、横浜市内高齢化率1位となっています（平成27（2015）年国勢調査）。町丁目毎の高齢化率をみると、北部の本郷台地区、小山台地区や南部の桂台、東部の庄戸地区では40%と高い傾向にあるほか、市街化調整区域を含む地域では30%以上のところもあります。

しかしながら、要介護認定率は15.3%で、市平均の17.5%よりも低い数値となっています。

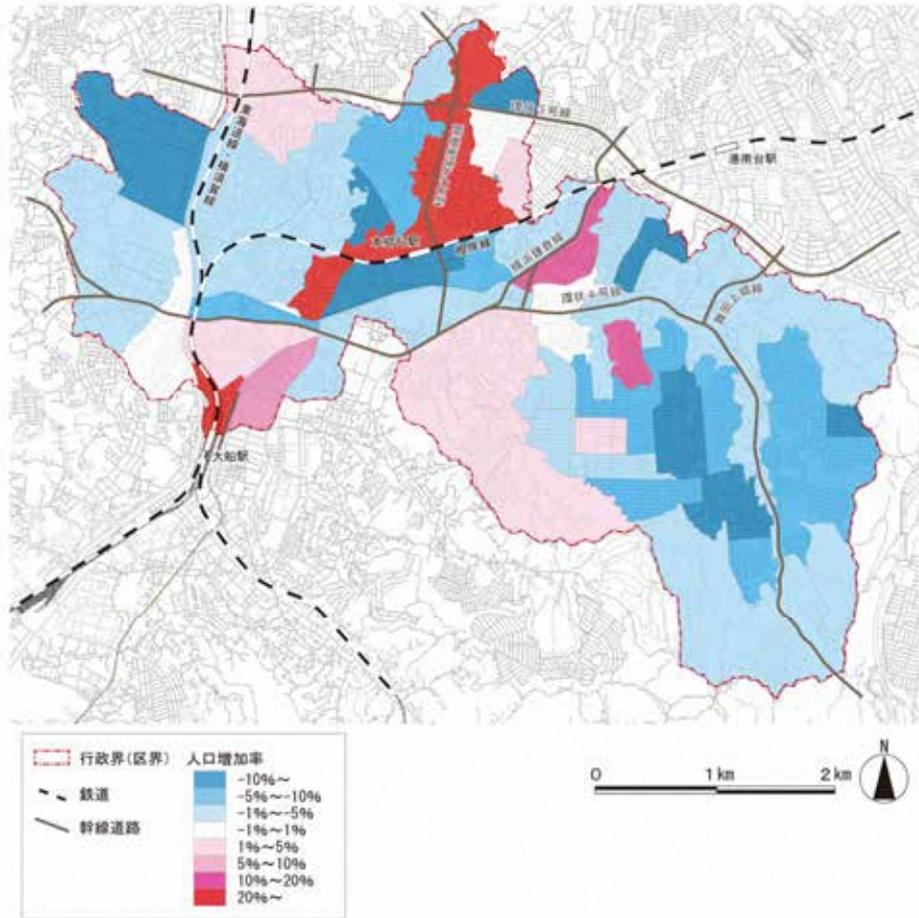
高齢化率が50%を超えるようなところにおいても、要介護認定率は10%前後と低い特徴があります。

●栄区と横浜市の人口推移と将来人口推計



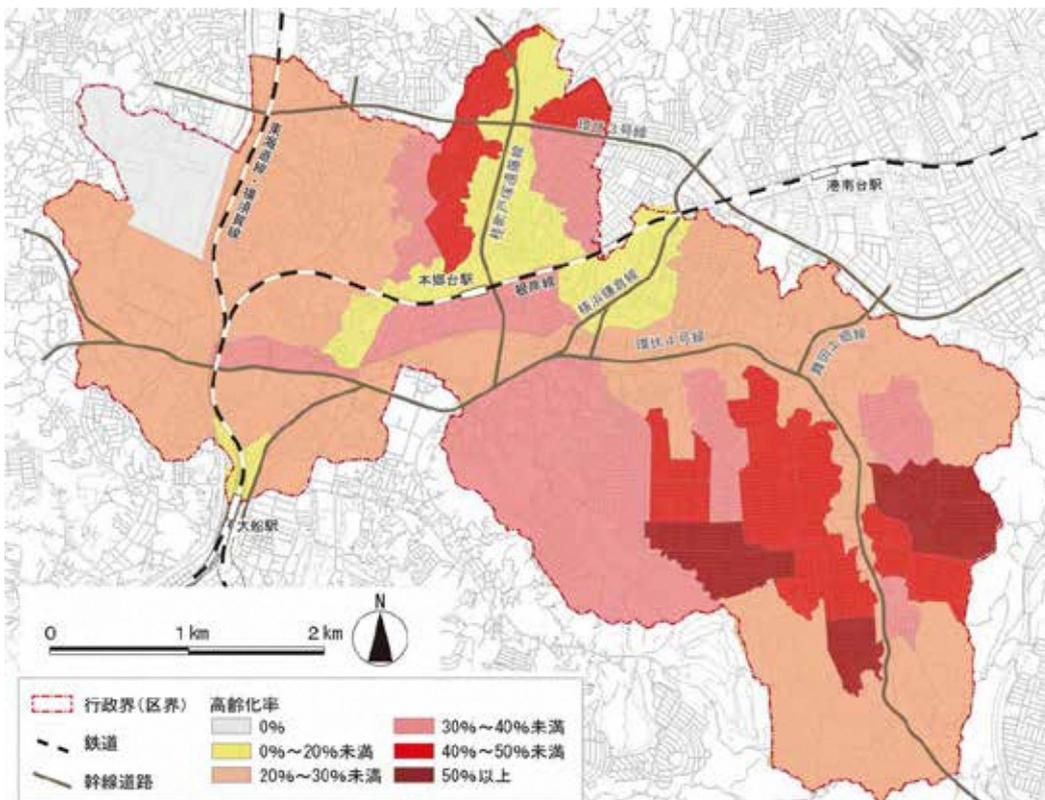
出典：国勢調査（総務省）及び平成29（2017）年横浜市将来人口推計（横浜市政策局）

●人口増加率



出典：平成 27 (2015) 年 国勢調査 (総務省)

●高齢化率



出典：平成 27 (2015) 年 国勢調査 (総務省)

(2) 土地利用

<現状>

栄区では、平成 30（2018）年 1 月 1 日現在、総面積約 18.5 km²のうち市街化区域が 13.3 km²、市街化調整区域が 5.3 km²となっており、市街化区域のうち 88.7%を住居系用途地域が占め、大半は戸建て住宅地となっています。用途地域の割合を見ると、工業地域の割合は 5.9%と市平均の 3.9%よりも割合が高くなっています。（出典：平成 30（2018）年 第 98 回横浜市統計書）

丘陵部の開発住宅地においては、建築協定や地区計画等により、住環境の保全策が講じられている地区も多くあります。

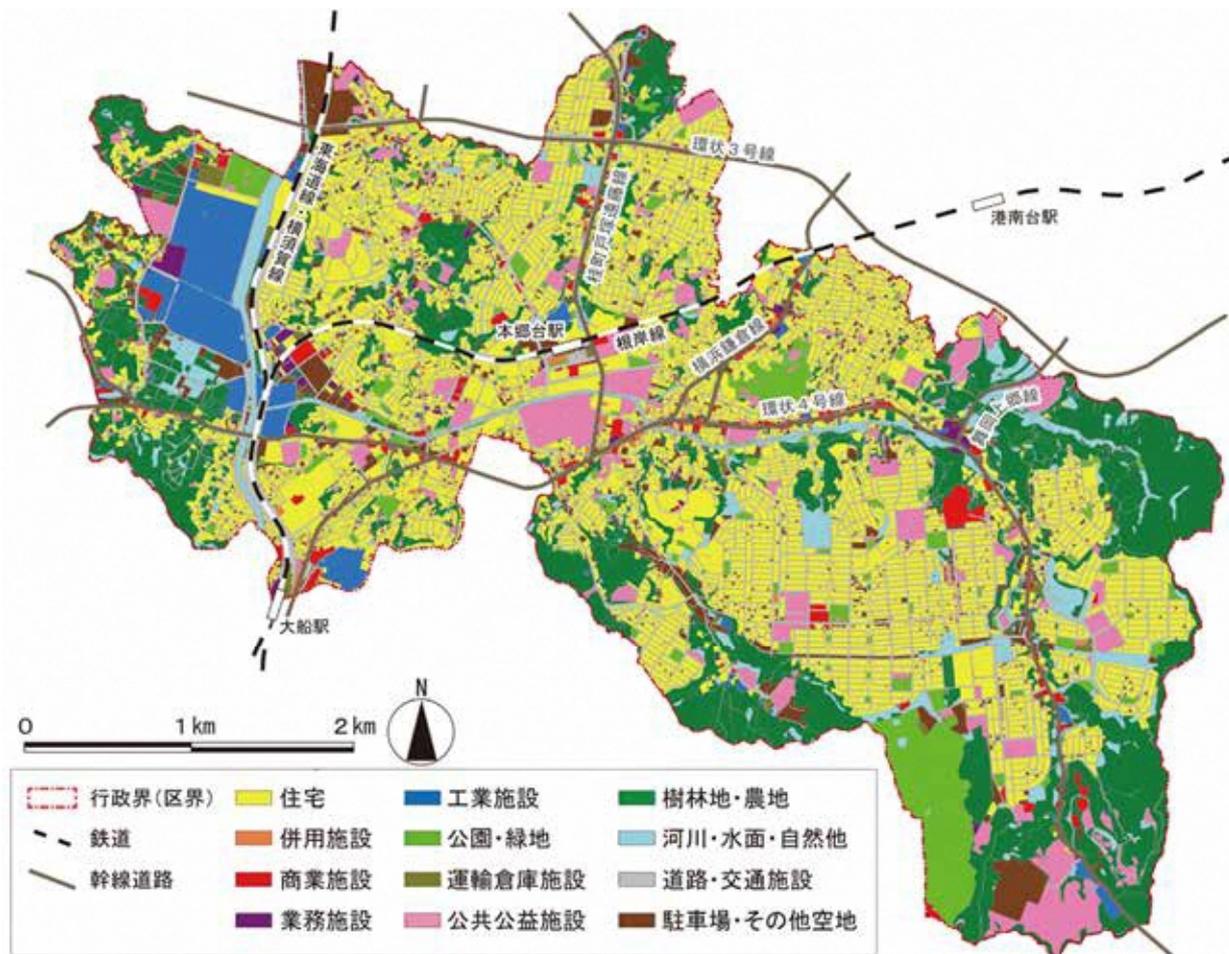
低地部は、狭い区画と細い街路の入り組んだ木造住宅が密集している地域や、幹線道路沿いに商住が混在した地域などによって市街地が形成されています。

区西部の田谷町・金井町周辺、区南部の公田町周辺には、まとまった農地や工業施設があります。柏尾川沿いの工業地域の一部は「工業集積地域」の「内陸南部」と位置付けられています。

都市計画道路桂町戸塚遠藤線、横浜鎌倉線（鎌倉街道）、環状 4 号線（原宿六浦線）の沿道では、道路整備の進捗に伴い、商業施設や集合住宅が増加しています。

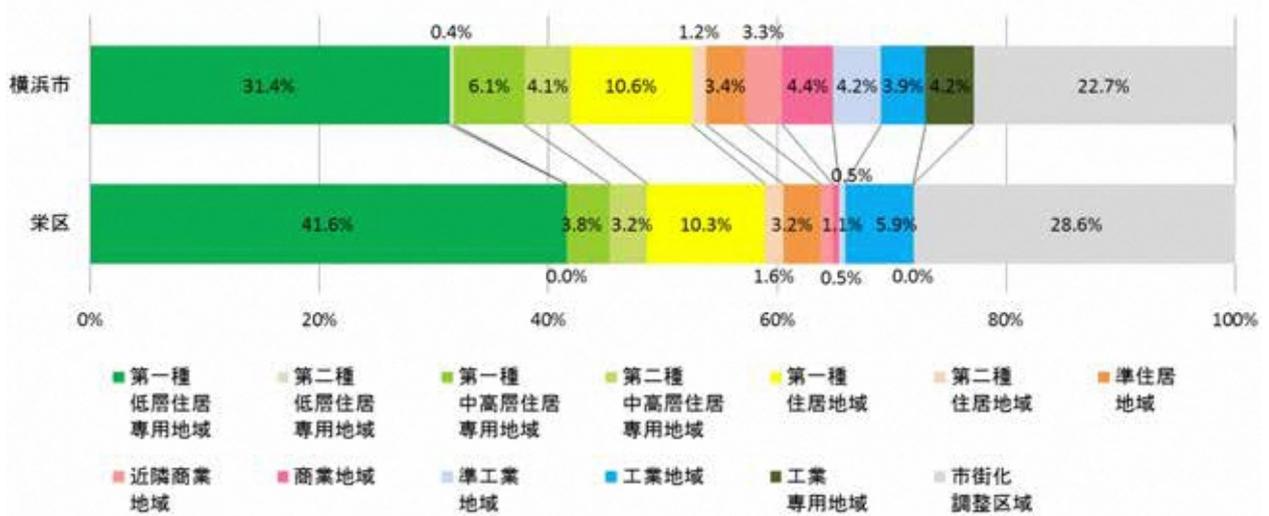
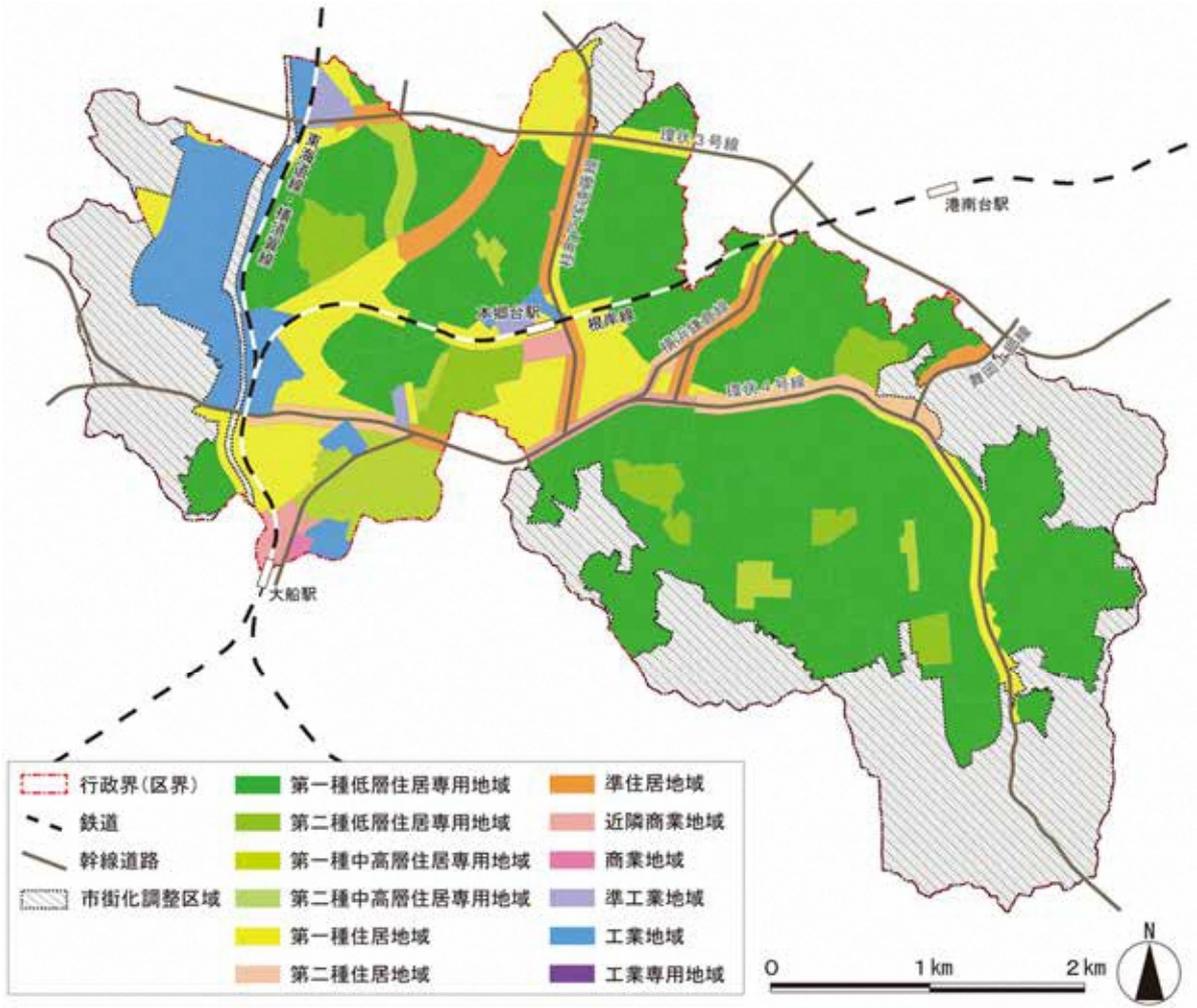
本郷台駅周辺は、様々な公共施設や商業施設等が集中し、区民生活の拠点となっています。

●土地利用現況図



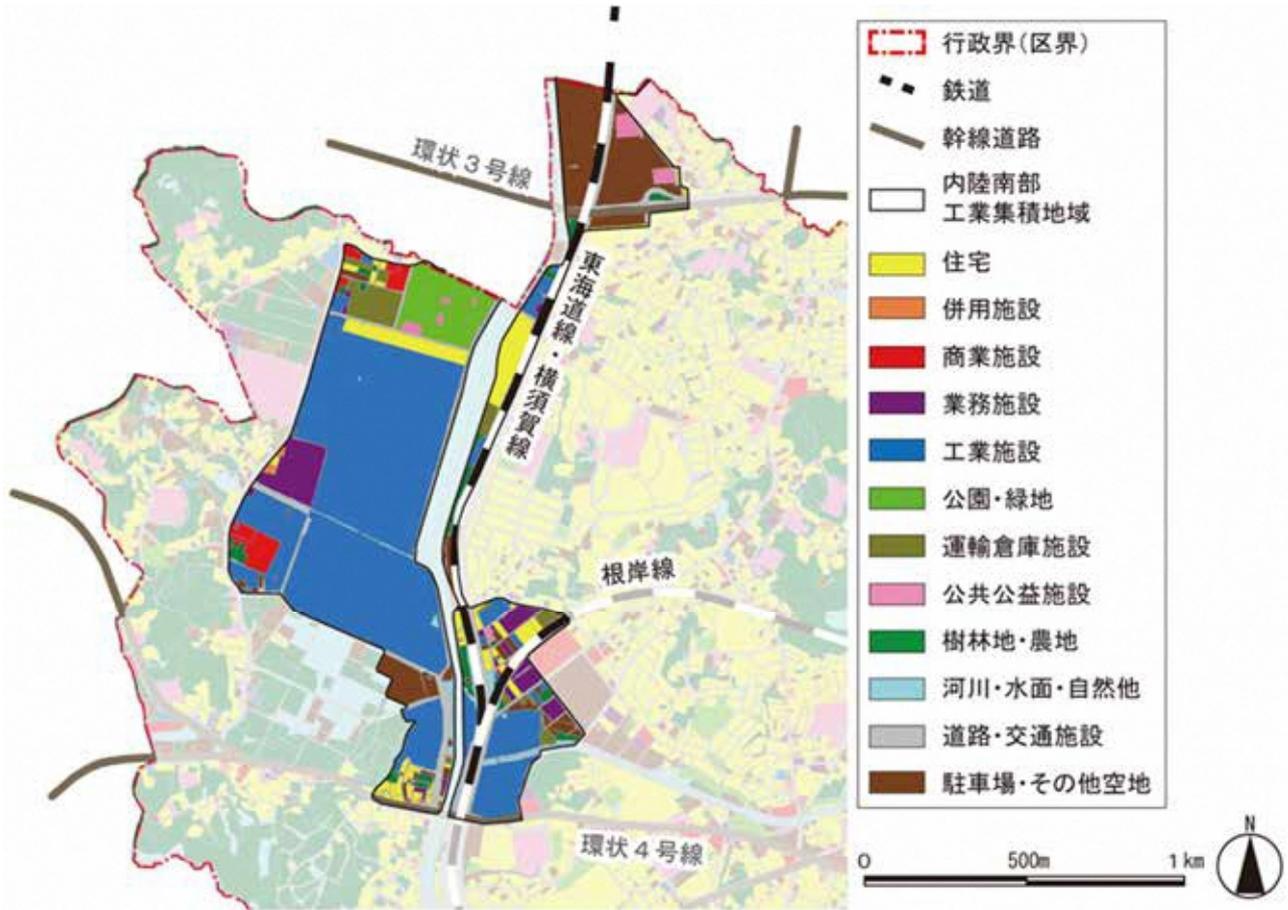
出典：平成 25（2013）年 横浜市都市計画基礎調査

●用途地域等の現況と割合



出典：平成 30（2018）年 第 98 回横浜市統計書

●内陸南部工業集積地域 土地利用現況図



出典：平成 25 (2013) 年 横浜市都市計画基礎調査

<課題>

建築協定や地区計画等のある地区 (P. 26) では、生活利便施設などの立地が規制されているものの、それらの機能の立地が求められることもあります。

木造住宅が密集しているエリアでは、狭い道路の拡幅や広場などオープンスペースの確保など、住環境の向上や防災に強いまちづくりが課題となっています。

農業を取り巻く状況の変化に合わせた都市農業の振興や区民との連携が課題となっています。

工業の都市機能と調和を図りつつ、工業集積の維持・高度化が求められています。

高速横浜環状南線・横浜湘南道路沿道のまちづくりについては、道路事業の進捗と併せて進める必要があり、工場用地、緑地、農地など、それぞれの土地の特性に応じて多角的に検討していくことが求められています。

将来、公共施設の統廃合や建替え等により使われなくなった施設の後利用を検討する必要があります。

本郷台駅周辺は、より求心力を高めるために、魅力ある区心部としてのあるべき姿が求められています。

大船駅周辺は、にぎわい・活力、高い利便性を生かすこと、快適な居住性を保つことが求められています。

(3) 水と緑

<現状>

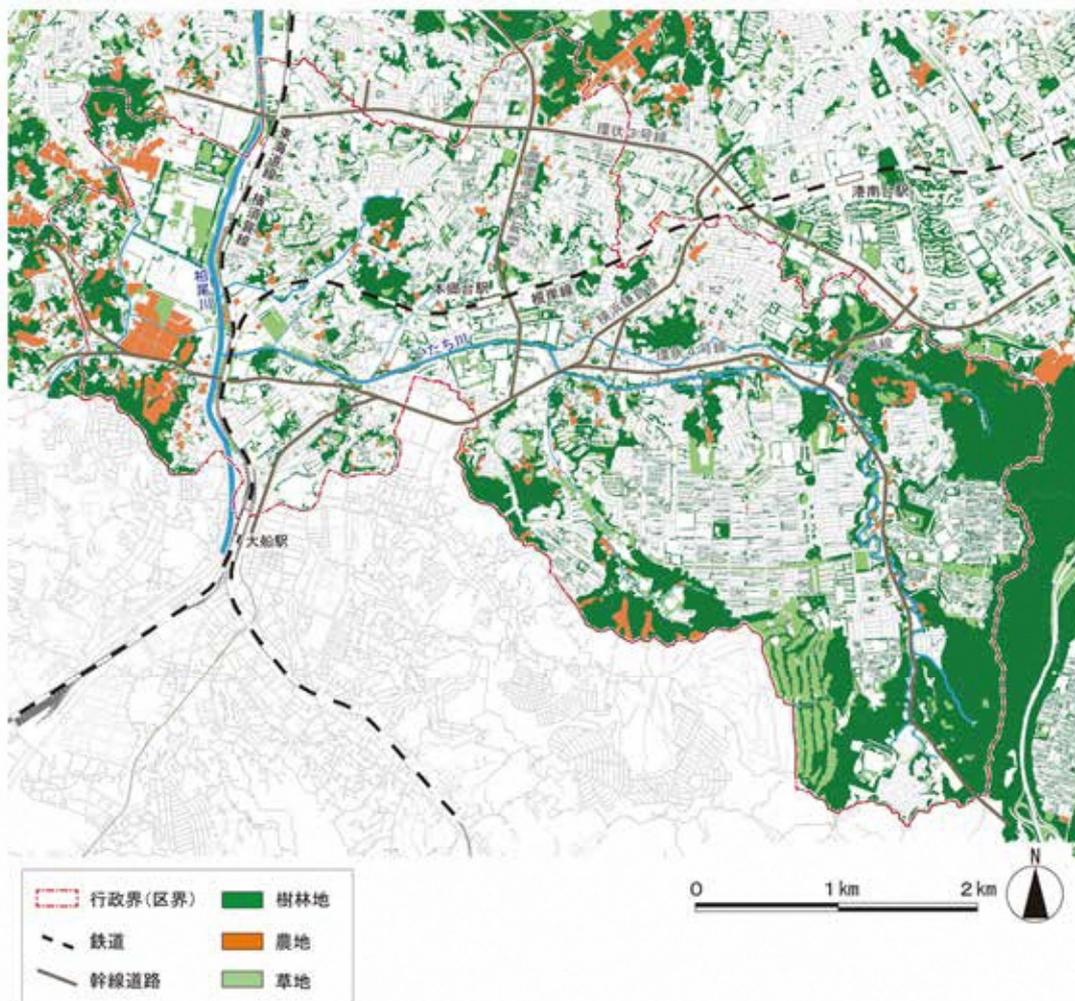
栄区の緑被率は40.6%（全市28.8%・平成26（2014）年現在）と高く、全体的に緑豊かな環境となっています。なかでも区東部は、大規模で良好な自然が残り、横浜市の緑の10大拠点のひとつに数えられています。都市公園は129箇所、面積69.8ha（平成27（2015）年現在）が立地しています。緑地の大部分は民有地ですが、一部は、市民の森や特別緑地保全地区に指定されるなど、緑地保全施策がとられています。

区内の緑地は、昭和30年代後半から50年代前半にかけての大規模開発により急減し、その後は微減が続いています。

横浜市の平均気温は上昇傾向にあり、地球温暖化現象の影響に加えて、ヒートアイランド現象の影響も含まれると考えられます。栄区には大規模な緑地が存在することもあり、市内の中でも7月、8月の真夏日日数は比較的少なくなっています。

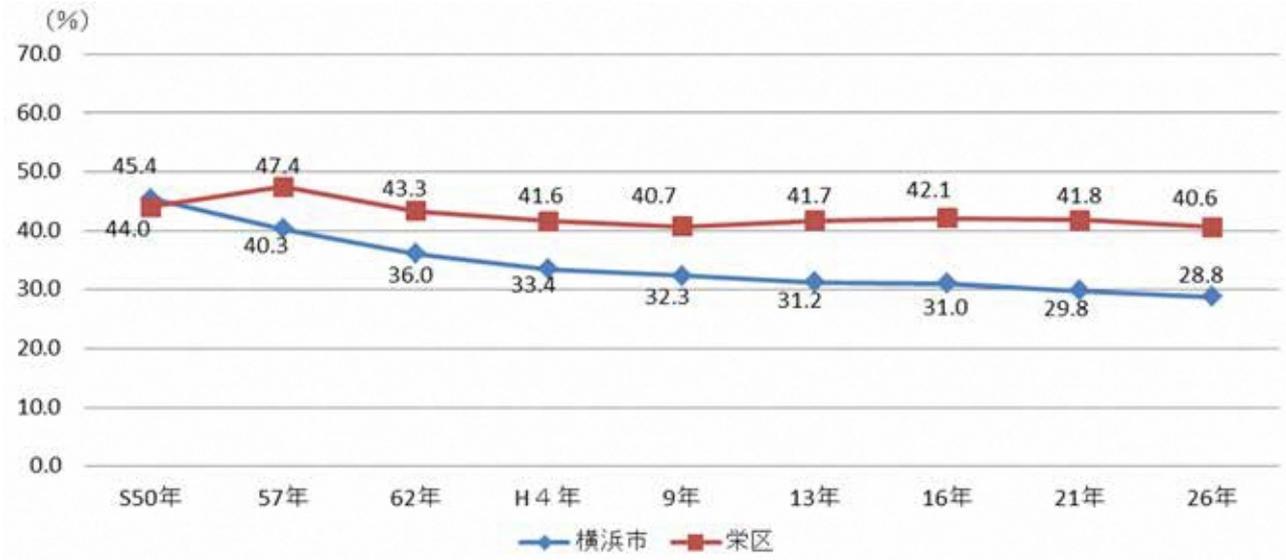
区の中央を東西に流れるいたち川は、ふるさとの川整備事業の対象に指定され、自然環境や生物多様性に配慮した河川改修が行われるとともに、プロムナードが整備されて、栄区のシンボルリバーとして区民の憩いの場となっています。時間雨量約50mmに対応した改修は約89%完了しており、現在、上流域である区東部にかけて事業が進められています。

●緑被分布図



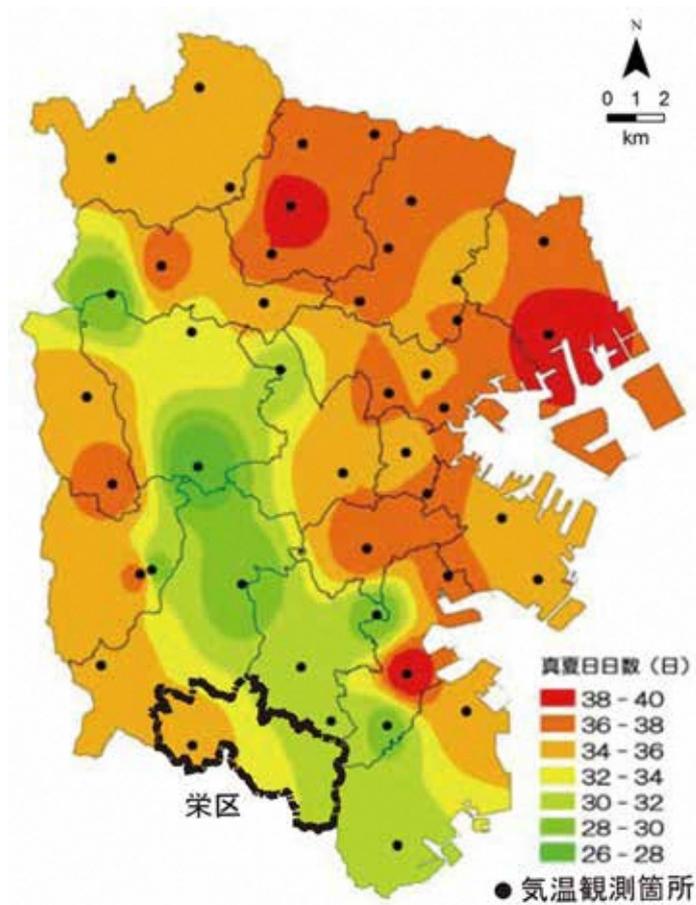
出典：平成26（2014）年 横浜市環境創造局資料

●緑被率の推移



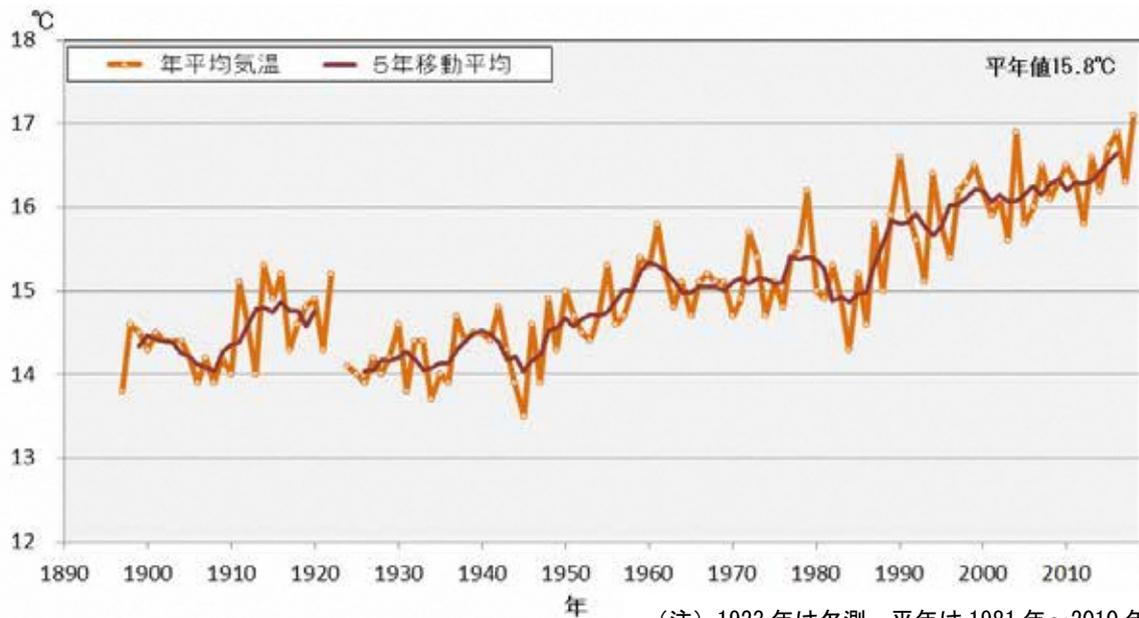
出典：横浜市統計書

●令和元年(2019)年7～8月の真夏日日数分布



出典：令和元年(2019)年 横浜市環境科学研究所記者発表資料

●横浜における年平均気温の経年変化



(注) 1923年は欠測、平年は1981年～2010年の平均

出典：横浜地方気象台ホームページ

<課題>

恵まれた水と緑の環境を保全し続けること、また、それらの自然環境を活用することが求められています。

自然環境は、ヒートアイランド現象の緩和、景観の形成など多様な機能を持っていることから、保全し続けることが求められています。

また、重要な課題である地球温暖化への対応については、区民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、気候変動への影響に対応する適応策をともに進めて行く必要があります。

(4) 道路・交通

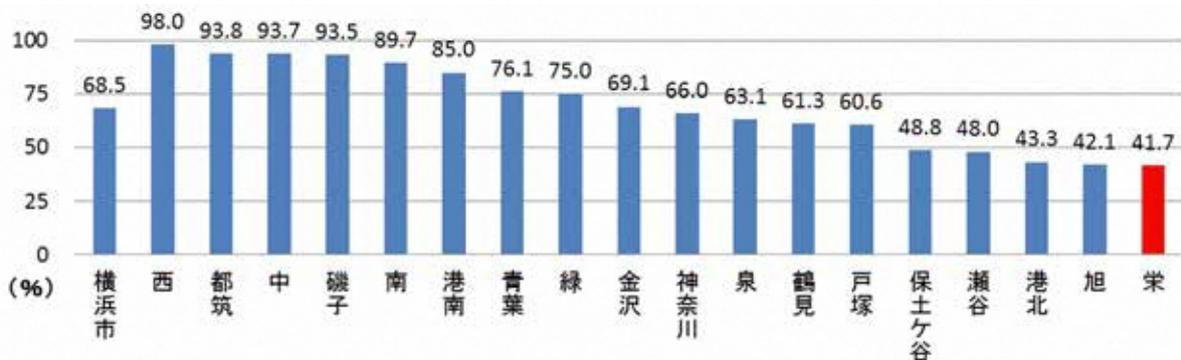
<現状>

平成7（1995）年に高速横浜環状南線（自動車専用道路）と上郷公田線が、平成12（2000）年に横浜湘南道路（自動車専用道路）が都市計画決定されています。「高速横浜環状南線」と「横浜湘南道路」、高速横浜環状南線の関連街路として「上郷公田線」、「横浜藤沢線」、「戸塚大船線」、「田谷線」等の整備が進められています。

環状4号線では神奈中車庫前交差点、笠間交差点で慢性的な交通渋滞が発生しています。駅勢圏、バス圏のどちらにも含まれないエリアが部分的にあります。

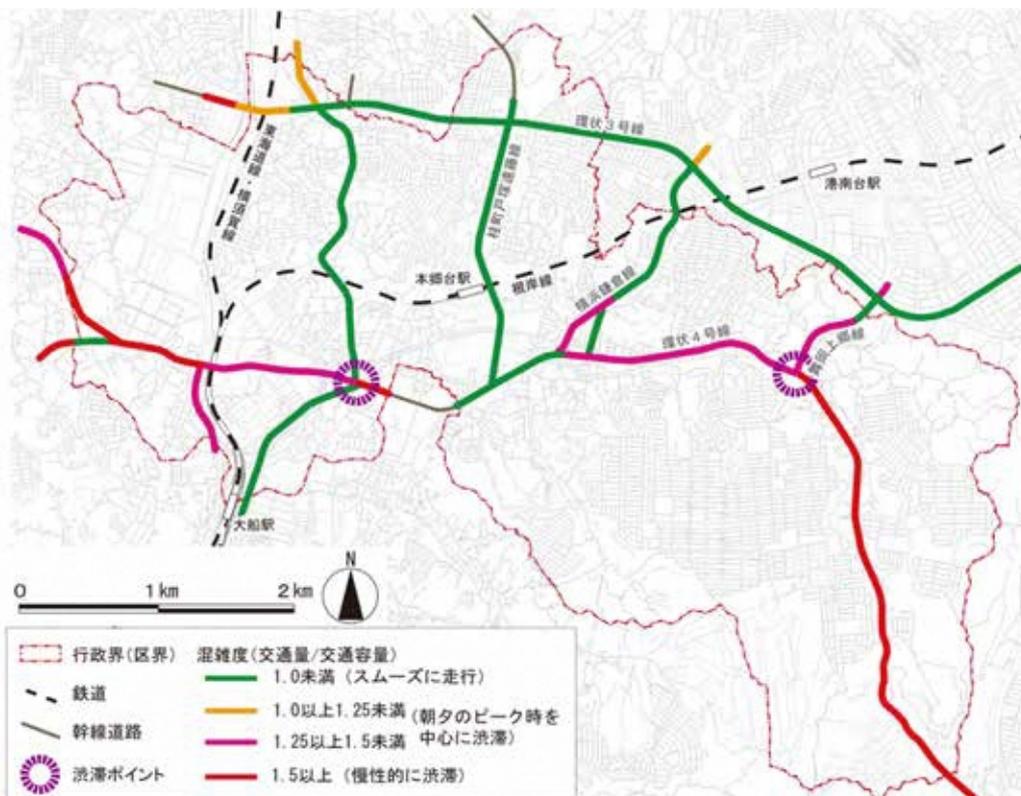
栄区の都市計画道路整備率は41.7%（全市68.5%・平成31（2019）年3月31日現在）と18区の中で最も低い整備状況です。

●区別都市計画道路整備率



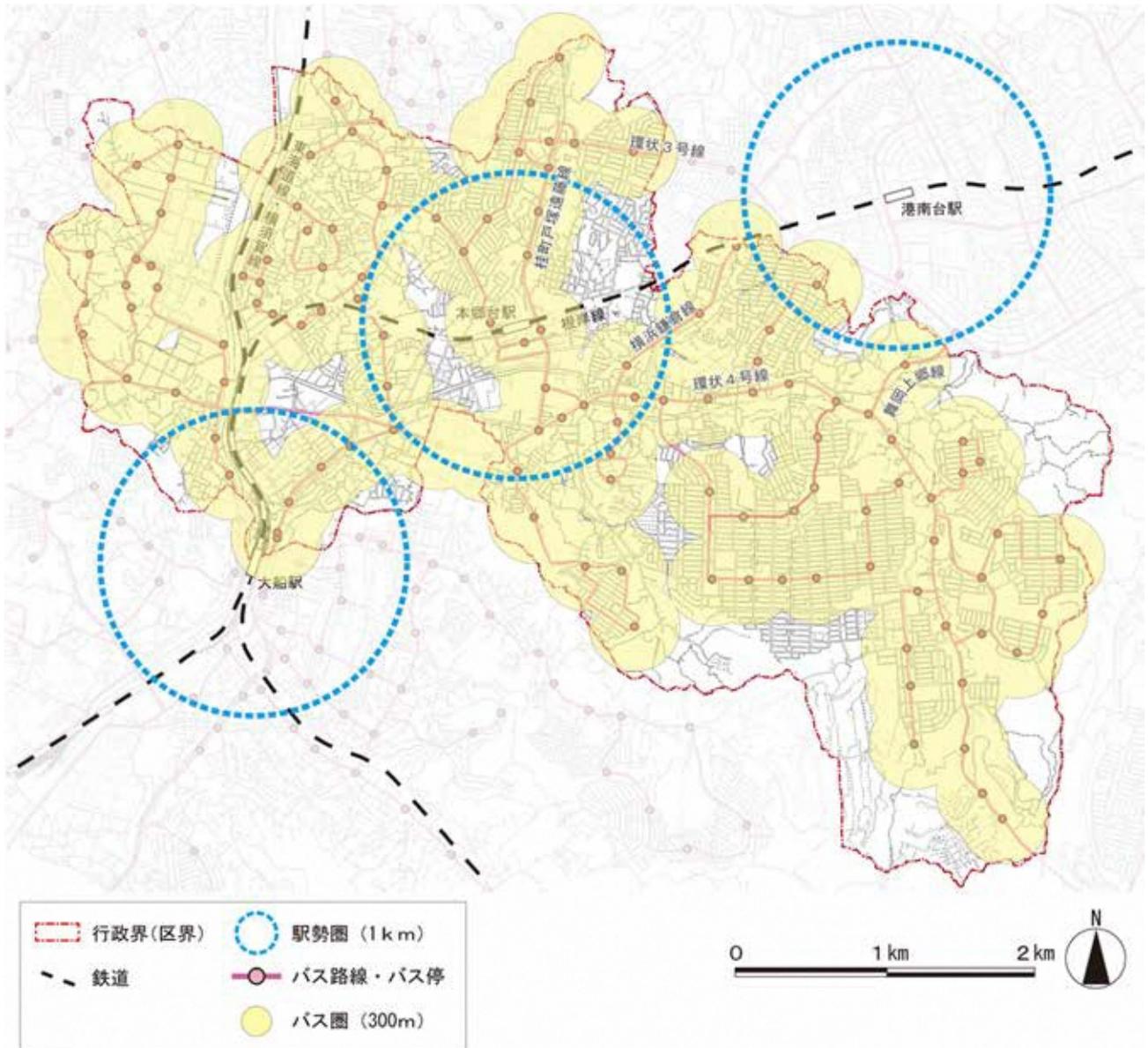
出典：平成31（2019）年3月31日現在 横浜市道路局企画課

●混雑度



出典：平成27（2015）年 道路交通センサス（国土交通省）

●バス圏及び駅勢圏



出典：国土数値情報（国土交通省）

<課題>

都市計画道路の整備による渋滞解消、安全な歩行者空間・自転車走行空間の確保等が求められています。

区内全体で高齢化が進行しており、特に鉄道駅やバス停から離れた地域では、より細やかで利便性の高い路線バスをはじめとした交通手段の確保や、交通利便性の改善が求められています。

(5) 地域コミュニティ・福祉

<現状>

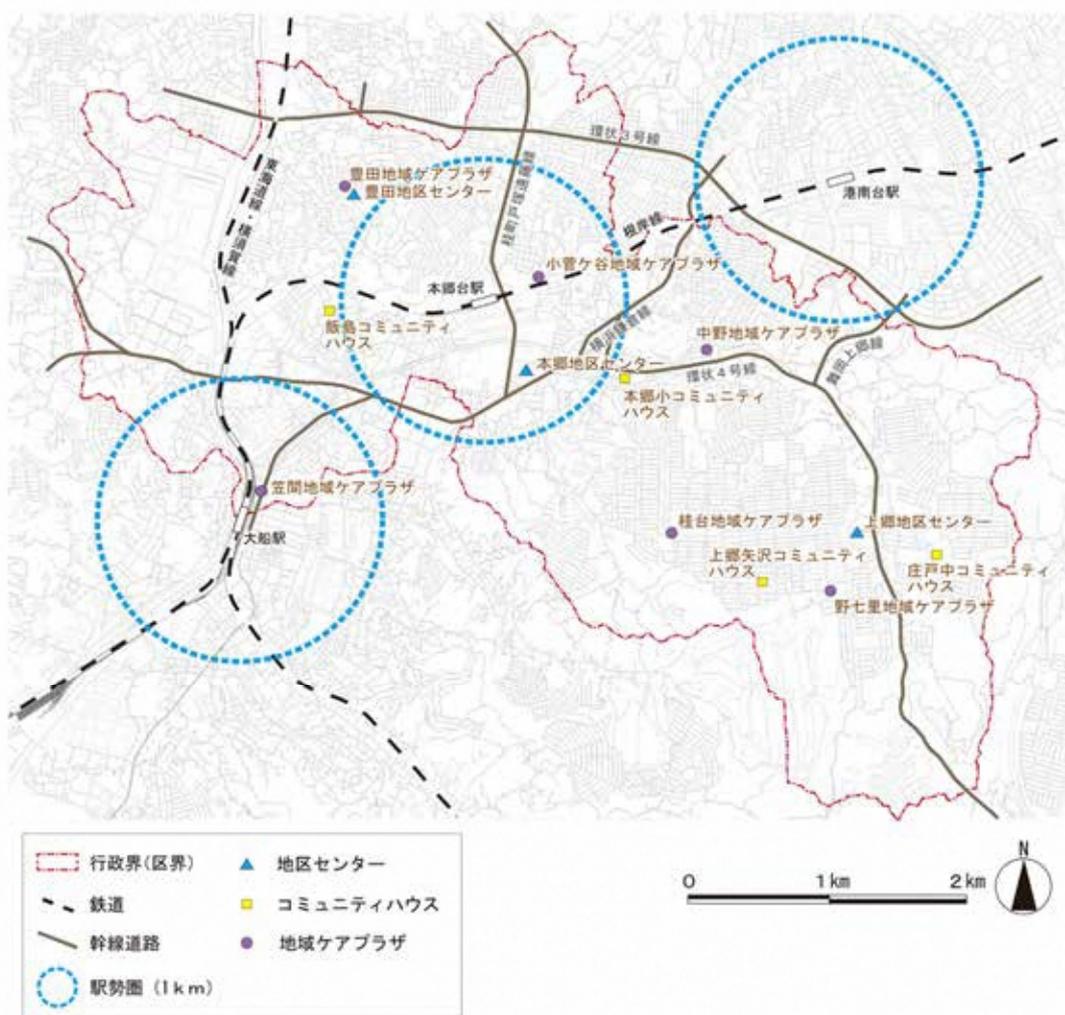
栄区では、地縁的団体である自治会・町内会等が地域コミュニティの核になっているとともに、それぞれの状況や関心に応じた様々なテーマごとに多くのグループが活動をしています。

各福祉施設を拠点として配食サービスが行われるなど福祉活動が盛んであると同時に、生涯学習活動やスポーツ・音楽などの体育・文化系の活動団体が盛んで、元気で活動的な高齢者が多いのが特徴となっています。

一方、区西部方面など一部の地域においては、こうした福祉活動や生涯学習活動を行う拠点が不足しているという意見もあります。

平成 17 (2005) 年には第 1 期栄区地域福祉保健計画が策定され、その後、平成 28 (2016) 年には第 3 期地域福祉保健計画が策定されています。

●地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザの分布



出典：平成 30 (2018) 年 4 月版 栄区区民生活マップ

<課題>

既存施設の有効活用や公有地の複合的な利用、空家等の利活用などによる、交流活動の拠点づくりが求められています。

栄区地域福祉保健計画をまちづくりの観点からも進めていく必要があります。

【コラム1】セーフコミュニティ

～WHO（世界保健機関）推奨の国際認証「セーフコミュニティ」認証都市・さかえ～

1 セーフコミュニティとは（栄区導入の背景）

日常生活を送る中では、交通事故や犯罪、転倒・転落など、時には命の危険につながるような事故やけがが誰にでも起こりえます。

セーフコミュニティは、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えのもと、地域や関係機関、行政等がそれぞれ主体となり、地域ぐるみで取り組む予防活動のことをいいます。

栄区では、急激に進む高齢化に伴い増加する高齢者の救急搬送件数の抑制をはじめとする区内の事故・けがの予防や、安全・安心にかかる施策の統合的かつ効果的な推進、地域コミュニティのさらなる活性化を進めるため、セーフコミュニティ活動を導入しました。

セーフコミュニティには認証制度があり、栄区は平成 25（2013）年 10 月に世界で 319 番目、日本では 7 番目に認証を取得し、平成 30（2018）年に再認証を取得しました。

2 栄区のセーフコミュニティ活動

栄区では、①子どもの安全、②スポーツ時の安全、③交通安全、④児童虐待予防、⑤高齢者の安全、⑥災害安全、⑦自殺予防、⑧防犯の 8 つの分野別分科会と、データの収集・分析と取組の評価や提言を行う「傷害サーベイランス分科会」を設置し、取組を進めています。

《分野別分科会の主な取組（平成 30（2018）年現在）》

分科会名称	主な取組
子ども安全対策分科会	養育者への啓発／子どもへの注意喚起（KYT*啓発）／地域住民による見守り
スポーツ安全対策分科会	けが予防講習会の実施／ウォーキングの推進
交通安全対策分科会	自転車ヘルメット着用啓発／スクールゾーン対策／高齢者安全教室
児童虐待予防対策分科会	さかえっ子の笑顔ひろげ隊／こんにちは赤ちゃん訪問／栄区虐待防止連絡会
高齢者安全対策分科会	転倒予防に資する取組／ヒートショック対策
災害安全対策分科会	実践的な地域防災拠点訓練の推進／災害時要援護者の取組拡大
自殺予防対策分科会	啓発活動の展開／ハートフルサポーターの育成／ハイリスク者への支援強化
防犯対策分科会	振り込め詐欺被害の抑制のための啓発

※KYT：危険予知トレーニングの略

セーフコミュニティの活動では、PDCA サイクル（Plan：計画⇒Do：実行⇒Check：評価⇒Action：改善）を使って取組の効果を確認しながら改善を図っており、ソフトの面からも安全・安心なまちづくりを支えています。

(6) 防災

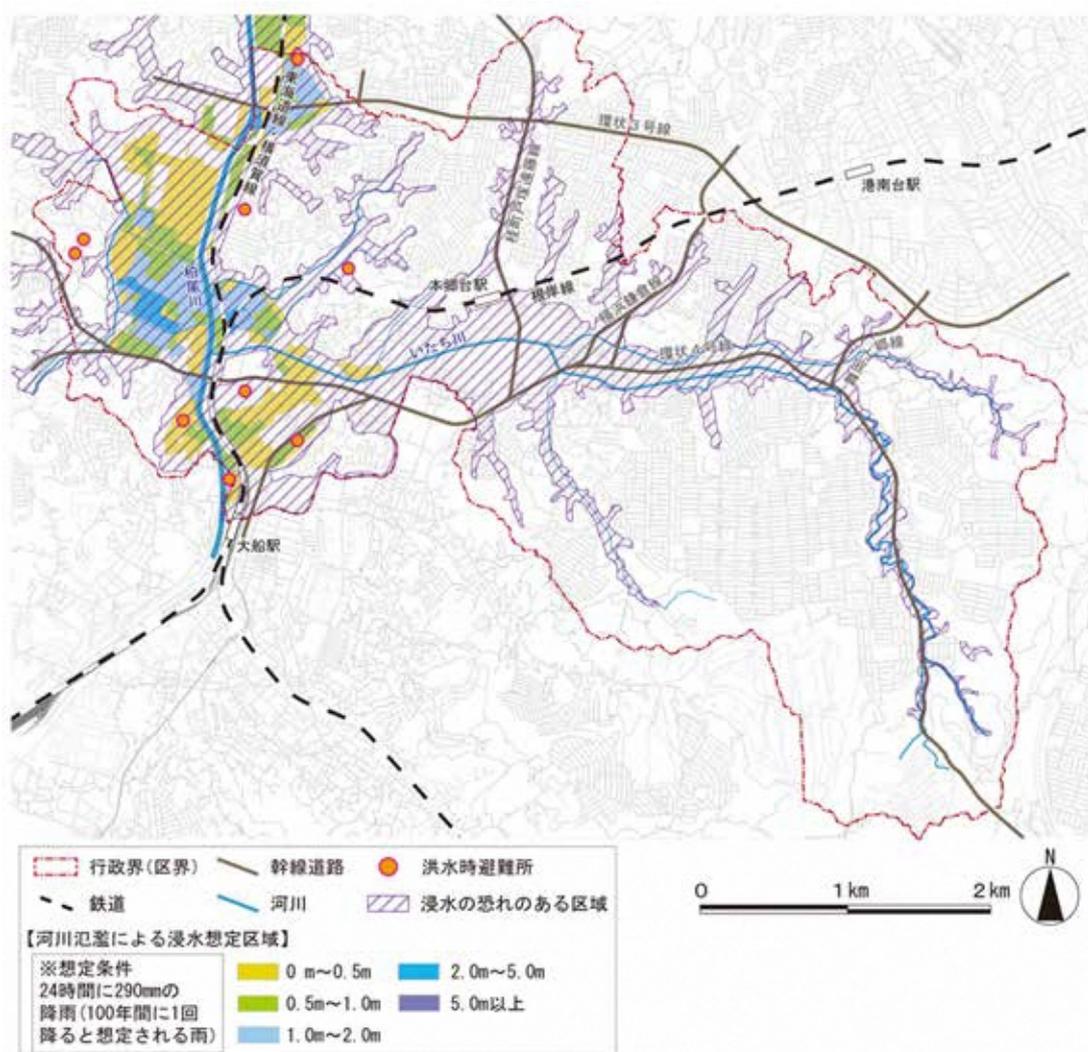
<現状>

いたち川、柏尾川流域一帯の標高が低い地域は、かつて、頻繁に洪水に悩まされてきました。近年では、いたち川、柏尾川流域一帯の河川改修が進んでいます。

震災対策については、「横浜市地震マップ（平成 24（2012）年 10 月公表）」によると、元禄型関東地震が発生した場合、区のほぼ全域が震度 6 以上となることが予想されています。また、「神奈川県地震被害想定調査報告書」において、元禄型関東地震及び大正型関東地震が発生した場合は、区全域が震度 6 強、一部震度 7 になると予想されています。広域避難場所、地域防災拠点、緊急給水栓設置場所については、各地域に万遍なく分布しており、区全体でおおむね充足していると考えられます。

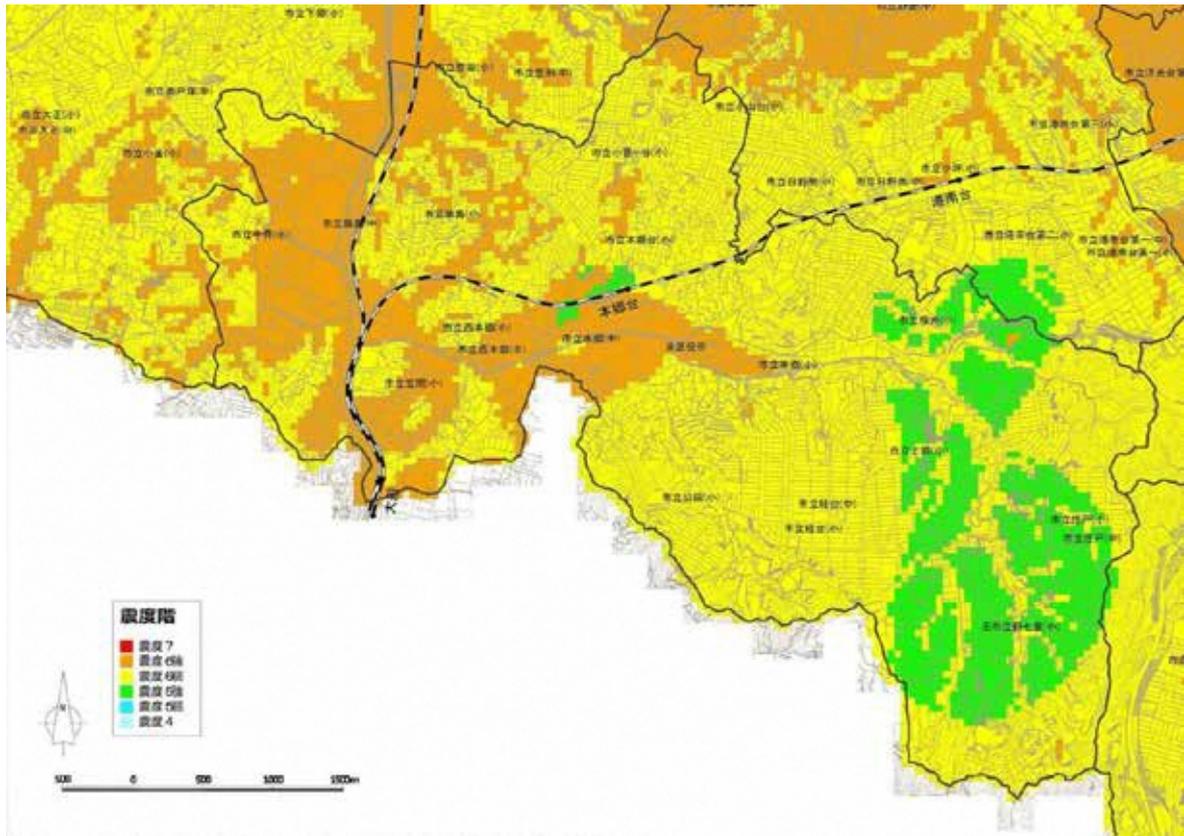
また、区の大半は、宅地造成が始まる前は丘陵地帯であったことから、現在も住宅地の周辺部に斜面緑地が残っています。これらの中には、土砂災害警戒区域があります。

●ハザードマップ（洪水）



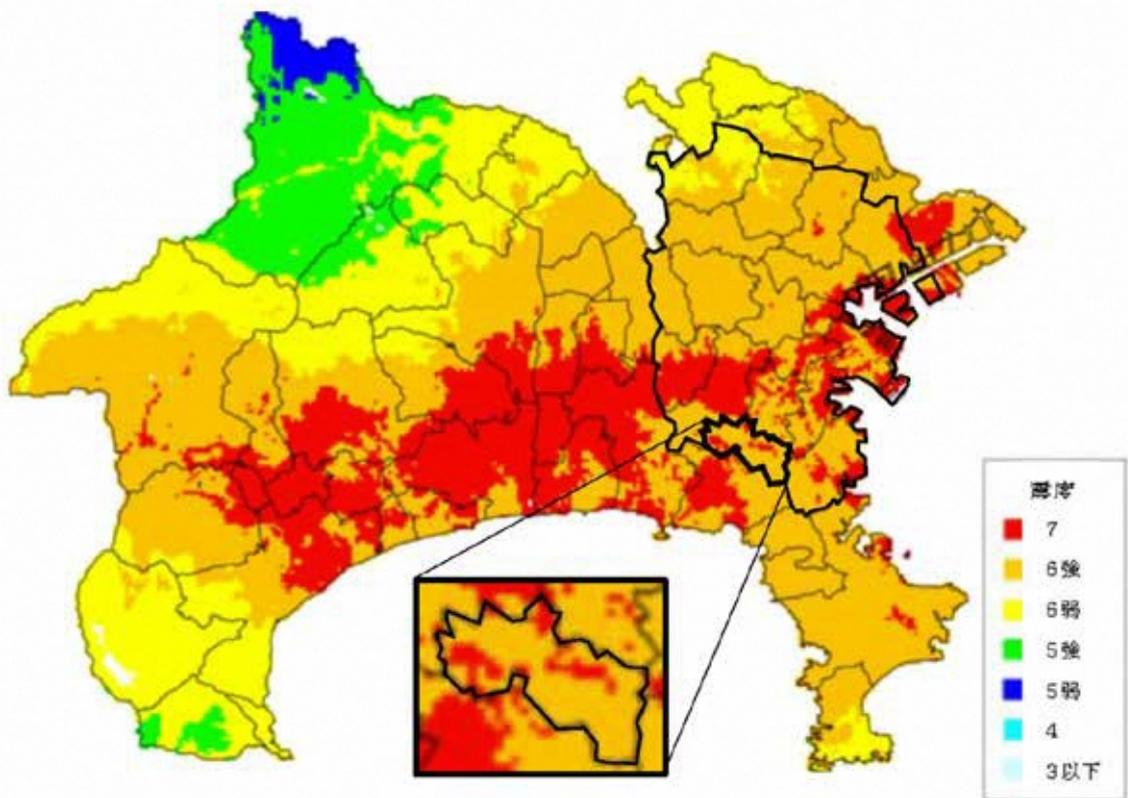
出典：平成 19（2007）年 6 月 洪水ハザードマップ（横浜市総務局）

●元禄型関東地震想定被害



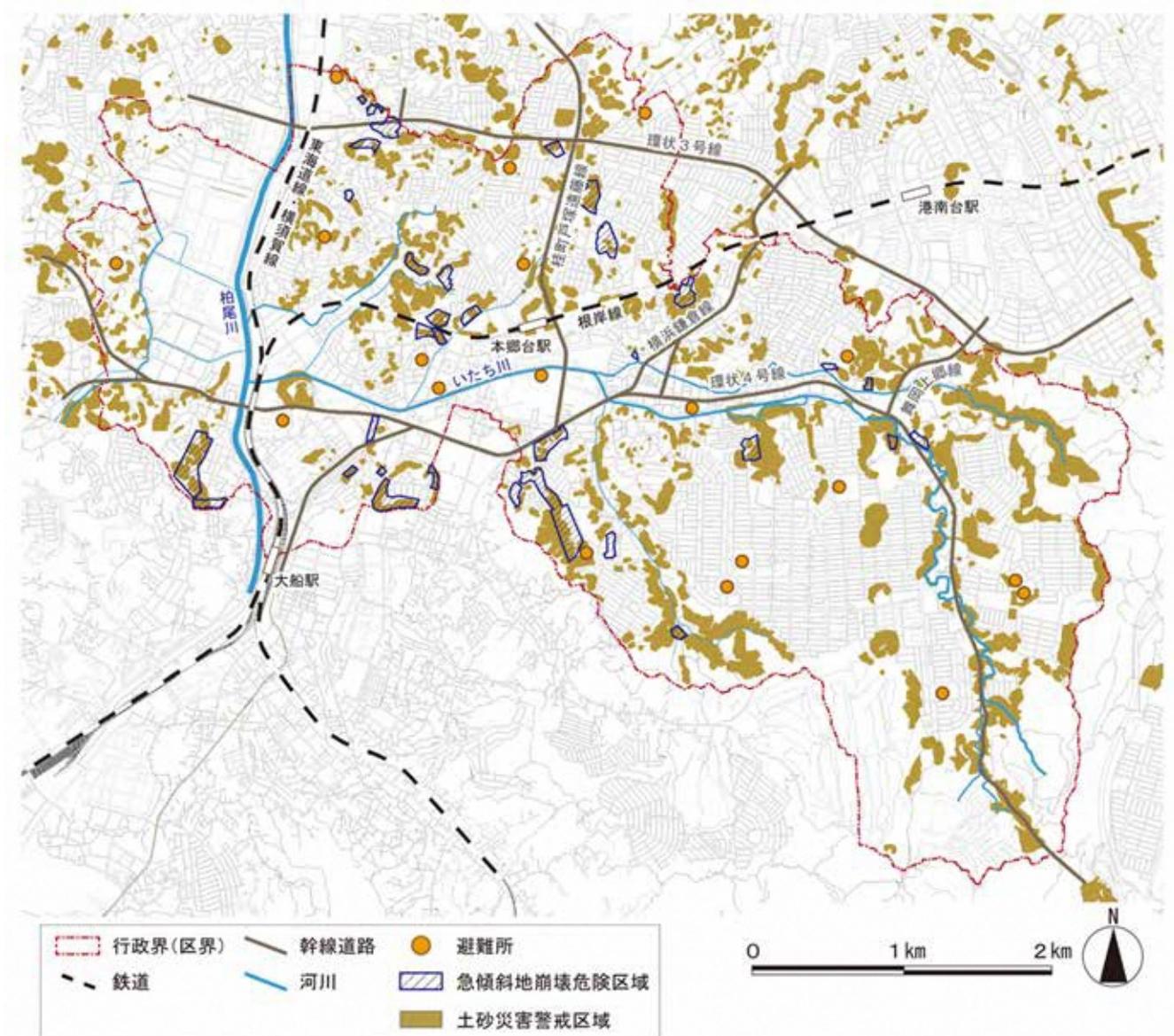
出典：平成 24（2012）年 地震マップ（横浜市総務局）

●大正型関東地震想定被害



出典：平成 30（2018）年 震度分布図：大正型関東地震（神奈川県くらし安全防災局）

●ハザードマップ（土砂災害）



出典：平成 30（2018）年 わいわい防災マップ（横浜市総務局）

平成 26（2014）年 土砂災害ハザードマップ（横浜市総務局）

<課題>

いたち川、柏尾川流域一帯については浸水被害が発生（平成 16（2004）年 10 月 9 日台風 22 号、平成 26（2014）年 10 月 6 日台風 18 号）しており、継続的な浸水対策が必要です。

また、土砂災害警戒区域等の崖地が崩壊した際に周辺へ被害が及ぶ恐れのある箇所では、急傾斜地崩壊対策事業や崖地の防災対策を促し、災害を予防する必要があります。

建物の耐震化や不燃化を早急に進めるとともに、防災訓練等を繰り返し実施していく必要があります。

災害時の医療救急活動や、生活物資の緊急輸送路となる幹線道路等の道路基盤整備が急務となっています。

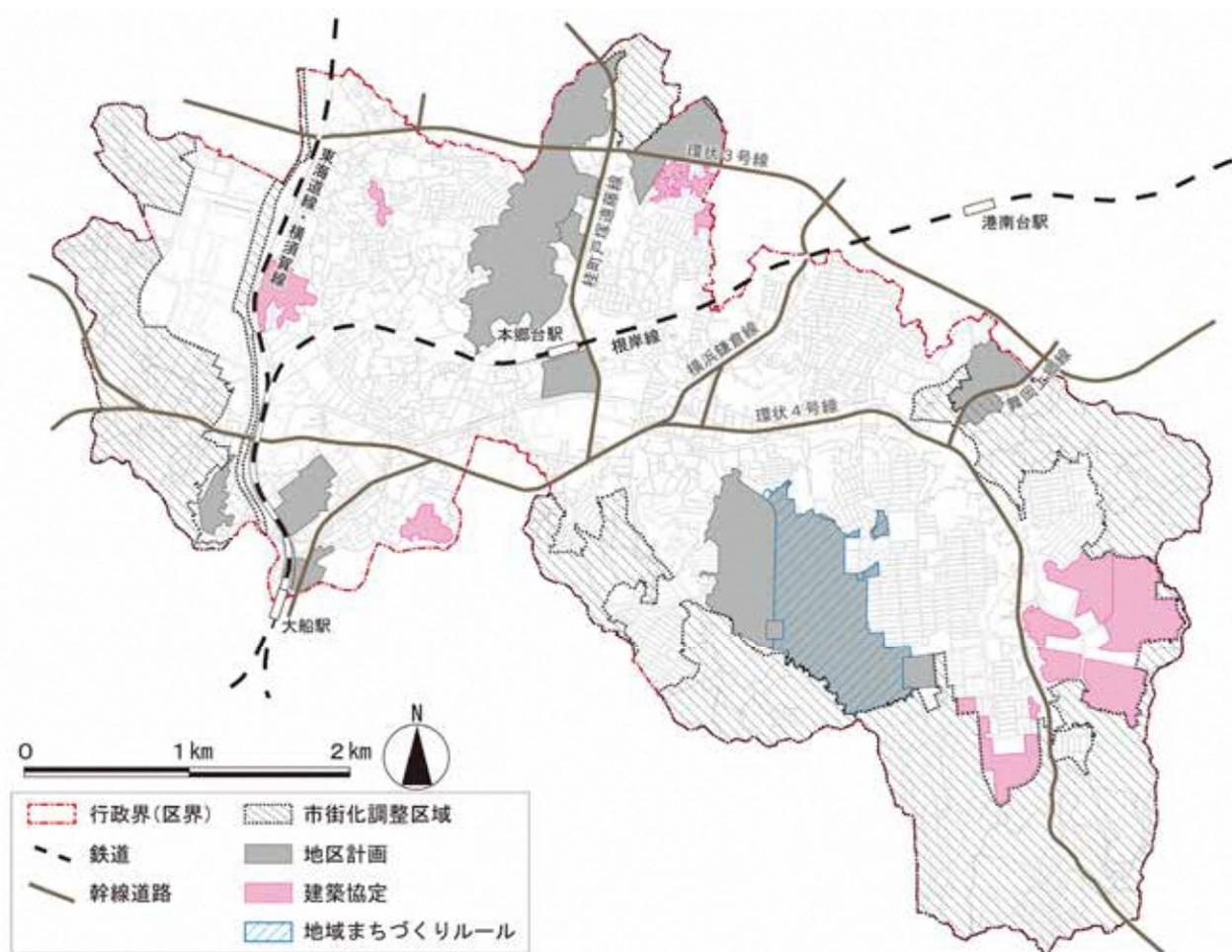
(7) 都市景観

<現状>

高速横浜環状南線をはじめとする都市計画道路の整備や開発事業により、周辺の土地利用が転換され、景観が変化する可能性があります。

丘陵部の開発住宅地においては、建築協定や地区計画等により、住環境の保全策が講じられている地区も多くあります。

●地区計画区域、建築協定区域



出典: 横浜市都市計画情報システム

<課題>

公共施設（道路や並木、河川等）の整備・改修や土地の高度利用、土地利用転換の際には、周辺環境との調和を考慮した土地利用及び景観づくりの誘導を行う必要があります。

生垣等による緑化の推進や壁面後退など、地域の特性に合った各種制度の活用が必要となっています。

(8) 歴史・文化

<現状>

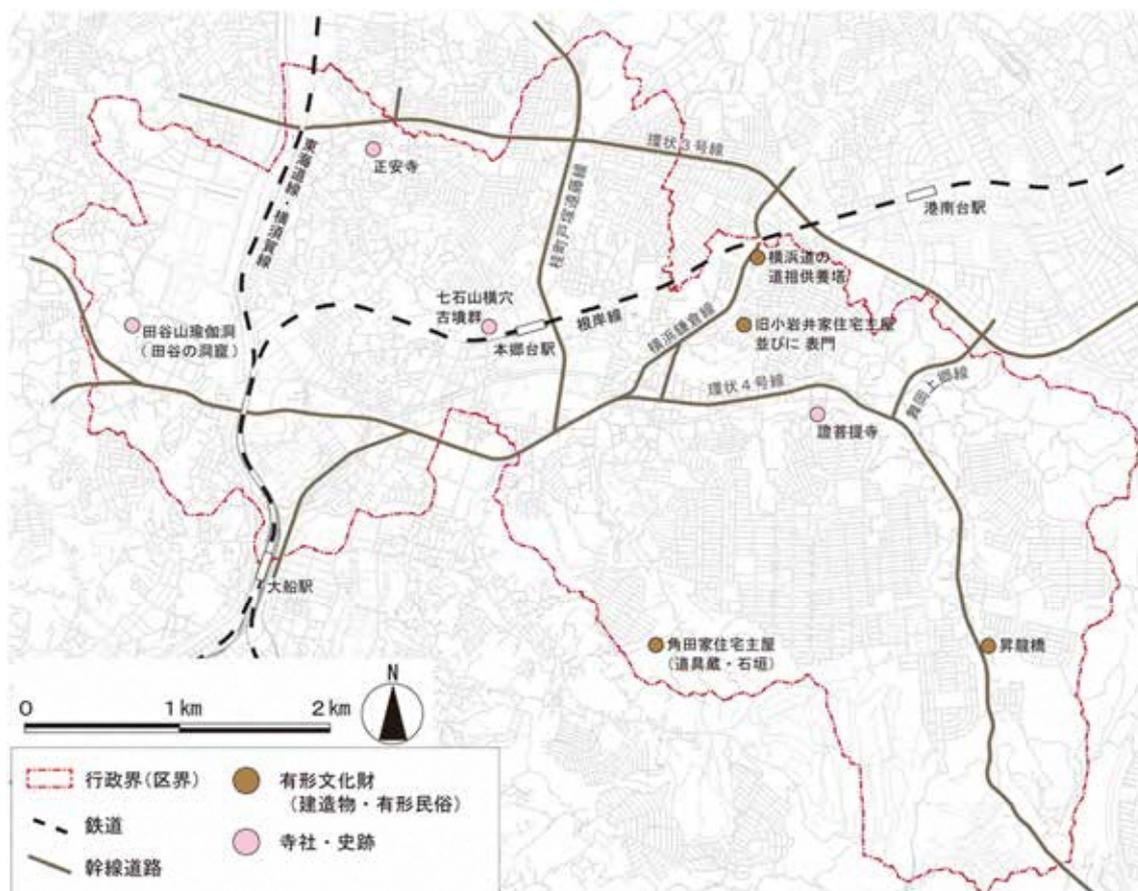
栄区には、古代の遺跡や中世からの歴史を持つ寺社が分布しています。

西部には田谷の洞窟、本郷台駅近隣には七石山横穴古墳群、東部にかけては本郷ふじやま公園内の市指定文化財の旧小岩井家住宅主屋並びに長屋門、上郷町にある證菩提寺（しょうぼだいじ）の国指定文化財の仏像などがあるほか、歴史資産として各地に寺社や石橋等の土木遺構や遺跡なども分布しています。年中行事についても、昔から地域で受け継がれているどんど焼き・さいと焼きが今も行われているほか、お囃子和太鼓を継承する活動や地域特性を生かした季節ごとの祭りなども行われています。

栄区と友好交流都市の長野県栄村、青森県南部町、山形県高島町との交流も盛んに行われています。

このように、古くから伝わる歴史・文化などを楽しみながら伝承していく取組は、地域コミュニティを形成・維持するうえでも重要な要素であるといえます。

●市指定有形文化財、国指定重要文化財の分布



出典：平成 29（2017）年 国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録（横浜市教育委員会事務局）
平成 30（2018）年 横浜市認定歴史的建造物一覧（横浜市都市整備局都市デザイン室）

<課題>

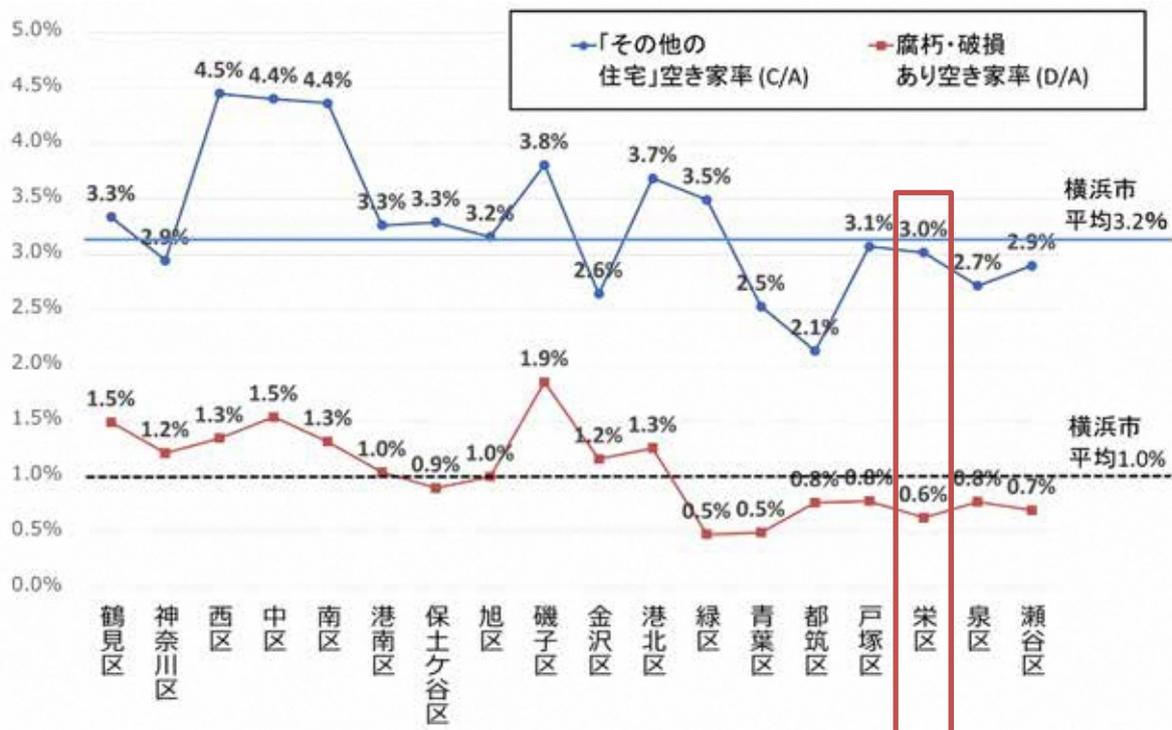
区民の多様な文化活動を推進するとともに、公共施設や文化施設、歴史資産（寺社や古民家等）について、市民活動、福祉活動団体や地域コミュニティによる連携を検討していく必要があります。

(9) 空家

<現状>

栄区における一戸建総数に占める空家の割合は、下図のとおり横浜市平均に比べて低い状況にありますが、今後、少子高齢化の進展に伴い、空家の割合・数の増加が見込まれます。

●区別の一戸建総数に占める空家（その他の住宅）の割合等（推計値）



※「その他の住宅」は、別荘等の二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を除く住宅

	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区	横浜市
一戸建の住宅 (A)	44,350	36,330	11,910	19,540	35,770	39,540	36,790	54,120	28,640	36,280	50,180	27,200	50,570	24,880	46,220	23,870	34,940	27,240	628,400
Aのうち 空き家 (B)	1,980	1,780	800	1,340	2,130	1,640	1,510	2,430	1,410	1,520	2,530	1,180	1,910	650	1,780	1,100	1,140	960	27,800
Bのうち 「その他の住宅」 (C)	1,480	1,070	530	860	1,560	1,290	1,210	1,710	1,090	960	1,850	950	1,280	530	1,420	720	950	790	20,200
Cのうち 「腐朽・破損あり」 (D)	660	440	160	300	470	410	330	540	530	420	630	130	250	190	360	150	270	190	6,400
「その他の住宅」空き家率 (C/A)	3.3%	2.9%	4.5%	4.4%	4.4%	3.3%	3.3%	3.2%	3.8%	2.6%	3.7%	3.5%	2.5%	2.1%	3.1%	3.0%	2.7%	2.9%	3.2%
腐朽・破損あり空き家率 (D/A)	1.5%	1.2%	1.3%	1.5%	1.3%	1.0%	0.9%	1.0%	1.9%	1.2%	1.3%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.7%	1.0%

出典：平成 30（2018）年 住宅・土地統計調査（総務省）

<課題>

今後見込まれる空家の割合・数の増加の抑制に向け、管理不全空家の初期指導通知（所有者等が、空家等の適切な管理を促進するための、情報の提供や助言などを行う）等の対応を継続していくほか、空家化の予防や流通・活用促進に向けた様々な取組を推進していく必要があります。

【コラム2】栄区区民意識調査

栄区民のみなさんが暮らしの中で感じる満足や不安、生活スタイル、地域のつながりなどの意識を把握し、今後の区政を進める基礎資料として活用させていただくため、2年に1回、調査を実施しています。

《平成29（2017）年度 栄区区民意識調査》

1 調査概要

- ・調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した栄区在住の20歳以上の男女3,000人
- ・調査期間：平成29（2017）年11月22日～12月11日
- ・調査手法：郵送配布、郵送回収
- ・設問数：27問
- ・回収数：1,393件（回収率46.4%）

2 結果概要

(1) 定住意向

- ・現在の居住地に「住み続けたい」：79.9%

(2) 定住のために必要なこと

- ・「交通の便が良くなる」：62.8%
- ・「スーパーや商店が増え、買い物が便利になる」：62.5%

(3) 生活環境への満足度（「満足」、「どちらかといえば満足」の合計）

- ・「ごみの収集、リサイクル活動」：79.6%
- ・「緑地と水辺環境」：74.5%
- ・「公園」：68.6%
- ・「ごみの不法投棄対策や街の美化」：66.5%
- ・「病院や救急医療、保健・病気予防対策」65.4%

(4) 道路・交通について

- ・「とても便利」、「やや便利」の合計：32.0%
- ・「やや不便」、「不便」の合計：33.2%

(5) 安全なまちと感じるか

- ・「感じる」：24.6%
- ・「どちらかといえば感じる」61.0%

第2章 栄区のまちづくり目標と考え方

1 まちづくりの基本理念と目標

栄区プランでは、区民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくためのまちづくりの基本理念を次のように表現します。

(1) まちづくりの基本理念

次世代に継承する緑豊かな生活文化都市

この基本理念には、円海山やいたち川をはじめとした豊かな自然環境、静かで落ち着いた生活環境、そして、これまで培われてきた区民の多様な文化活動などを、未来を担うべき次世代に伝えるとともに、誰もがこのまちに愛着を持ち、暮らし続けたいと思えるような、魅力あふれる栄区にしたいとの願いが込められています。

基本理念を実現するために、次の5つのまちづくりの目標を設定し、この目標に沿って分野別まちづくり方針と各地区まちづくりの目標と方針を定めます。

(2) まちづくりの目標

目標1 快適性の高いまちの形成

地域ごとの特性を生かし、快適で利便性の高いまちの形成により、いつまでも住み続けられるまちを目指します。

目標2 道路・交通体系の整備と維持管理

幹線道路の整備、バス路線の再編検討・事業者への働きかけなどにより、利便性と安全性の高い道路・交通体系の整備と、各インフラの適切な維持管理を目指します。

目標3 自然に囲まれた生活ができるまちづくり

水・緑環境の保全・整備や、緑地、公園、河川等のネットワーク化により、地球温暖化対策や生物多様性保全と都市活動のバランスを保ち、いつまでも自然に囲まれた生活ができるまちを目指します。

目標4 地域による支えあいのあるまちづくり

身近な地域コミュニティ施設や福祉施設の充実、区民の自主的な活動の推進より、区民が互いに支えあうまちを目指します。

目標5 災害に強いまちづくり

震災や風水害などの自然災害に強い、安心安全のまちづくりを目指します。

2 都市構造の考え方

(1) 生活拠点の考え方

ア 駅勢圏の大きい生活拠点

(ア) 本郷台駅周辺

区の中央部に位置し、商業施設や公共公益施設、福祉保健施設が集積しており、区民生活の拠点となっています。地域のニーズに即した商業を含む生活利便施設・福祉施設等の都市機能の更なる集積や、いたち川と駅前公園・広場の一体利用等によるにぎわい・魅力づくりを進め、中心性を高めます。

旧南小菅ヶ谷国家公務員住宅跡地における民間開発で、複合公共施設（地区センター、地域ケアプラザ、区民活動センター）が整備されます。

また、区内各所からのバスアクセスの改善を図られるよう検討し、バス事業者へ働きかけます。

(イ) 大船駅周辺

鎌倉市境に位置し、東海道線・横須賀線など東京都心への広域的な鉄道網や、栄区各地からのバス路線が発着するターミナルなどを有しており、交通結節点として重要な地域です。

高速横浜環状南線・横浜湘南道路の開通後は、首都圏中央連絡道から全国各地へのアクセスが期待できます。このような広域的な自動車交通網と駅周辺のアクセスをつなぐ交通結節点としての機能向上を目指します。

都市基盤の整備を図り、土地の高度利用、商業施設、都市型住宅等の整備による機能の維持・増進が求められています。

イ 生活支援拠点

駅から離れた郊外住宅地では少子高齢化が進み、徒歩圏内に身近な生活拠点が求められています。高齢者や子育て世代の身近な商業・福祉・就労需要に応える生活拠点の形成を促進します。

(2) 水と緑のネットワークの考え方

ア 水と緑の拠点の保全

緑の10大拠点である円海山周辺地区をはじめとした、大規模な緑地や良好な水辺空間など、地域の自然環境、生物多様性にとって重要な場所について、区では水と緑の拠点として位置付けていることから、引き続き保全を進めます。

イ 水と緑のネットワークの形成

区の外周部などの緑地の連なりといたち川、柏尾川を始めとした河川を軸として、野鳥や小動物の移動経路を確保するとともに、区民の散策・レクリエーションのためのプロムナード等の整備により、都市の暑さの緩和や豊かな生物多様性等の実現のため、区全域における水と緑のネットワークの形成を目指します。

(3) 道路・交通ネットワークの考え方

ア 幹線道路ネットワークの整備

環状3号線、環状4号線を東西の軸として、舞岡上郷線、横浜鎌倉線、桂町戸塚遠藤線、下永谷大船線等を南北の軸としてそれぞれ整備、もしくは部分的な整備（既存道路の改修を含む）を推進します。

また、通過交通を分散し、栄区内から各方面へのアクセスを向上させる高速横浜環状南線、横浜湘南道路、横浜藤沢線や、区南東部から区の中心部を直結する上郷公田線の整備を促進し、幹線道路ネットワークの形成を目指します。

イ バスの利便性の向上

幹線道路の整備等により、バスの定時運行の促進を図るとともに、高齢化社会に対応するため、小型バス等も活用したバスの利便性の向上について、バス事業者とともに検討します。

ウ 交通結節点の機能強化

交通結節点として位置付けられる大船駅は、都市計画道路、駅前広場、自転車駐車場、歩道等の整備を図ります。

東口（笠間口）については、大船駅北第二地区市街地再開発事業により、都市計画道路の拡幅や、駅前広場、自転車駐車場の再整備を進めるとともに、駅から直結する立体横断施設の接続等により歩行者空間の安全確保を図ります。

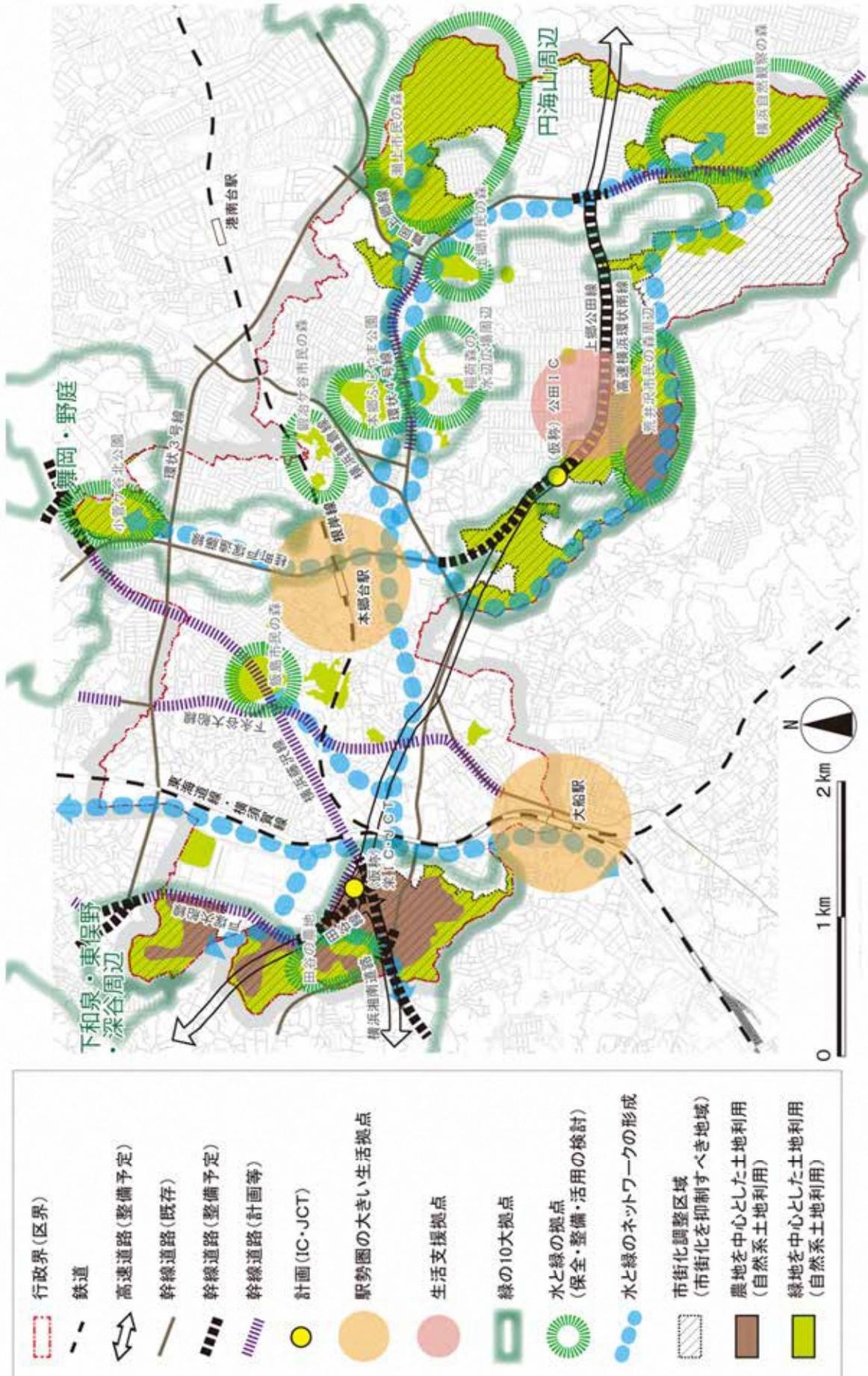
西口については、横浜鎌倉両市一体整備計画（案）の見直しを図りつつ、大船駅（仮称）北西口の開設を検討します。

バス路線の充実とともに、本郷台駅の交通結節点としての機能更新を図ります。

エ 各種インフラの維持管理

道路、橋りょうなどの各種インフラを適切に維持管理し、交通機能を保ちます。

● 将来の都市構造図



第3章 分野別のまちづくり方針

1 土地利用の方針

◆ 土地利用方針

(1) 住居系土地利用

低層住宅を中心とした住宅地では、現在の良好な住環境を維持します。特に区東部・南東部では少子高齢化が進行しているため、身近な生活利便施設の導入や交通利便性の向上、土地利用に関する制度の見直し等、若い世代の流入が見込める魅力的なまちづくりを進めます。

中高層住宅を中心とした住宅地では、現在の機能を維持しつつ商業施設やコミュニティ施設等の地域のニーズを満たす機能追加を図ります。

人口減少や少子高齢化といった社会情勢等を踏まえ、地域まちづくりルールを活用や商店・店舗の維持等により、住み続けることのできる持続可能なまちづくりを検討します。

空家化の予防や管理不全な空家の増加防止に向け、所有者、行政、地域などの多様な主体が連携して取り組みます。

上郷公田線等の都市計画道路が整備されることから、沿道の土地利用や環境整備について検討します。

(2) 商業系土地利用

本郷台駅周辺、大船駅周辺などの生活拠点や、幹線道路の沿道では、地域の特性を生かした商業・業務機能の集積を図るとともに、中高層住宅や低層住宅などとの共存を図ります。

駅から離れた住宅地の中にある商店街等では、地域の身近な買物の場や地域住民の交流の場として、持続・活性化に向けた取組を進めます。

(3) 工業系土地利用

工業系土地利用がされている地域においては、工業の活性化を促進するための高度化や、工場の操業環境の改善を図るとともに、企業立地を進めます。

大規模土地利用転換に際しては、工場・研究所等の機能も維持しつつ、周辺地域への影響や、インフラ・公共施設等の状況を踏まえ、適切な都市計画制度等の活用により、豊かな都市環境の形成に資する土地利用を誘導します。

住居と工場が混在する地域においては、土地利用に係る総合調整制度やルール等の活用により、工場と住宅が共存できる環境づくりを誘導し、地域に必要な機能の導入に向けた対策を検討します。

(4) 自然系土地利用

区東部に代表されるまとまりのある緑地については、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全施策により積極的な保全を図り、自然とふれあえる場としての活用を進めます。

また、区西部の農業専用地区については、良好な農地として保全し、農業振興を図ります。

◆ 市街地整備

(5) 利便性が高く、にぎわいのある駅周辺の形成

本郷台駅周辺については、平成 27（2015）年 5 月に策定した「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、自然環境を積極的に生かしながらにぎわいのあるまちづくりを進めます。施設の建替えや更新による新たな機能の導入も視野に入れ、利便性の創出に取り組みます。

大船駅周辺については、周辺の開発動向を踏まえ、「大船駅周辺地区都市づくり基本構想」及び「大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）」に基づき、市街地再開発事業等の実施とそれに伴う都市計画等の制度の活用を図り、魅力ある商業拠点の形成と都市機能の強化による利便性の高いまちづくりを目指します。

さらに大船駅周辺に集積する都市型住宅や、商業・業務施設等によるにぎわい・活力、ターミナル駅周辺地区としての高い利便性を生かし、様々な世代にとって快適な居住性を保つことで、にぎわい・活気のあるまちを維持します。

(6) 市街地の更新に合わせた住環境の向上

大規模なマンション開発などの際には、良好な住環境を維持するため、必要に応じて地区計画等によるルールづくりについて調整します。

また、更新時期を迎えた中高層集合住宅については、現在の水準に合わせた設備への向上やバリアフリー化を図るため、リニューアルや建て替え等の取組に対し、専門家であるマンション・アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。

(7) 区民主体のまちのルールづくり

社会情勢の変化や地域のニーズに対応しつつ、美しいまちなみや良好な住環境の維持・創造を目指して、建築協定や地区計画などの、まちのルールづくりを進める地域に対しては、まちづくりコーディネーターを派遣し、区民主導のまちづくり活動への支援を必要に応じて行います。

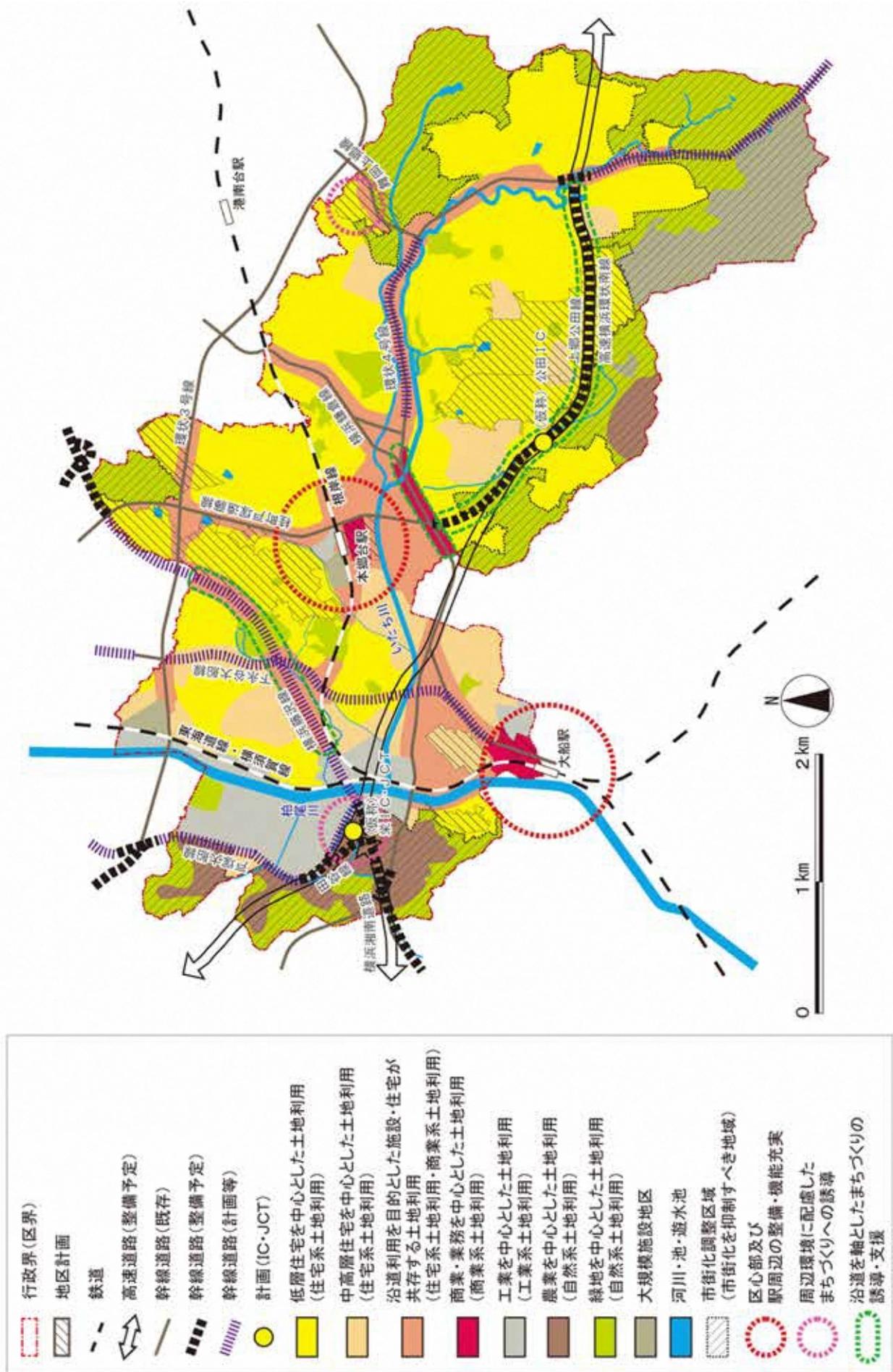
既存のルールについては人口減少、少子高齢化の進展や空家対策の視点などを踏まえた見直しを推進します。

(8) 道路整備事業に伴う土地利用の誘導

高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションが整備される田谷町及び周辺の地域においては、営農環境、自然環境、住環境との調和を図りつつ、地域にとって必要な機能の導入が図られるよう検討します。

また、高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジが整備される公田町及び周辺の地域では、沿道の良好な住環境を保全しつつ、上郷公田線の開通に伴う土地利用需要の変化など、必要に応じてまちの利便性等の向上に資するバランスのとれた土地利用を検討します。

●土地利用方針図



2 都市交通の方針

(1) 公共交通機関の利便性向上

ア 住宅地内への交通利便性改善

区内は坂道が多いことから、高齢者などの移動を容易にする日常的な交通手段を確保する必要がある地区について、地域の特性や交通ニーズに応じたバス路線や、乗り合いタクシー・小型バス・自動運転技術など生活に密着した交通手段の導入可能性の検討等、交通利便性の向上に向けて交通事業者等と共に取り組めます。

また、公共公益施設を循環する路線や、上郷公田線の整備に合わせた各地区から本郷台駅への路線など、誰もが利用しやすいバス路線の再編を目指した検討を進めます。

イ 自家用車からバス利用への転換の促進

バスの定時性向上や路線の再編等による利用しやすいバス交通体系の構築について事業者働きかけることで、自家用車からバス交通への利用転換を促し公共交通全体の利用促進を図ります。

(2) 安全快適な歩道の整備

主要な地域道路の整備等により、安全で快適な歩道改良等を図ります。人通りが多く交通事故の危険度が高い駅周辺や住宅地について、歩道の整備、交差点の改良等、総合的な対策を行うことにより、安全快適な歩道の創出を目指します。

特に環状4号線は、歩道が狭く交通量の多い部分があるので、優先して取り組めます。

(3) 幹線道路・主要な地域道路及び自動車専用道路の整備による道路ネットワークの形成

ア 幹線道路・主要な地域道路の整備

- 環状4号線（全線：36,550m うち栄区：8,500m）

平成27（2015）年に公田交差点から南河内交差点までの4車線化が完了しました。引き続き、南河内交差点から神奈中車庫前交差点までの4車線化を推進するとともに、笠間交差点の改良を推進します。

また、神奈中車庫前交差点以南についても、今後の道路改良等を検討していきます。

- 環状3号線（全線：28,280m うち栄区：1,740m）

現在、磯子区の国道16号から戸塚区日之出橋交差点までの約9.8kmが開通しています。渋滞緩和を図るため、小山台地区の4車線化を推進します。

- 上郷公田線（全線：3,170m うち栄区：3,170m）

環状4号線神戸橋交差点と桂町交差点を結び、環状4号線の渋滞緩和や区南部から本郷台駅方面への交通利便性を向上するとともに、高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジへの連絡機能を持つ路線です。高速横浜環状南線と一体的な整備を推進します。

- 横浜藤沢線（全線：7,330m うち栄区：3,150m）

横浜湘南道路、高速横浜環状南線と（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションで接続することで、東名高速道路や横浜横須賀道路等とのアクセス機能が向上します。引き続き、整備を推進します。

- 舞岡上郷線（全線：5,970m うち栄区：720m）

港南区境の環状3号線から環状4号線の神奈中車庫前交差点までのみ、2車線で供用されていますが、区南東部から港南台駅に向かう主要なルートとなっているため、沿道のまちづくりを前提に4車線化を推進します。

- 主要な地域道路

田谷線（戸塚大船線の一部を含む）（全線670m うち栄区670m）について、高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションへのアクセス道路として事業を推進します。

イ 自動車専用道路（高速横浜環状南線・横浜湘南道路）の整備

高速横浜環状南線及び横浜湘南道路は、横浜市郊外部の交通利便性を向上し、市中心部への交通集中を緩和することにより市域のバランスある発展に寄与するとともに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部として広域道路ネットワークを形成する自動車専用道路です。

環状4号線の通過交通の分散や、高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクション、（仮称）公田インターチェンジ整備による栄区から各方面へのアクセス向上などの効果が見込まれるため、早期開通に向けて整備を推進します。

なお、整備にあたっては、周辺環境に配慮するよう事業者へ働きかけます。

ウ 渋滞交差点等の改良

地域の円滑な交通確保のためには、交差点におけるスムーズな通行の確保が重要です。

特に環状4号線の笠間交差点においては、複数の道路が一か所に集まる現在の構造が渋滞の大きな要因となっているため、高速横浜環状南線の整備に合わせ交差点改良の実施を推進します。

また、環状4号線と舞岡上郷線の交差点である神奈中車庫前交差点においては、右折車の滞留による渋滞が発生するため、渋滞対策を検討します。

(4) 交通結節点の機能強化

ア 区心部としての本郷台駅周辺の整備

栄区の中心である本郷台駅周辺では、公共サービスの充実や集合住宅の整備等が進んでいることから、駅周辺施設の利用者の増加が予想されます。上郷公田線の整備も踏まえて本郷台駅のバス路線再編成をバス事業者と共に検討します。

イ 交通結節点としての大船駅周辺の整備

大船駅は鎌倉市境に位置していることから、鎌倉市と連携しながら、道路や交通などのインフラ整備を進めていくことが重要です。

駅の利便性の向上や駅周辺の一体性・回遊性の確保、歩行者の安全確保などを図るため、北側自由通路や立体横断施設の整備などにより、駅機能の強化充実を検討します。

鎌倉市境にまたがる道路や橋りょうについても、適切な改良・維持管理が施されるよう、管理者へ働きかけます。

また、大船駅北第二地区市街地再開発事業等により、土地の高度利用を図りながら、バスターミナルや自転車駐車場の再整備を実施します。

3 都市環境・魅力の方針

(1) 水と緑の拠点づくり

緑の 10 大拠点である円海山周辺地区・大丸山一帯の緑地やいたち川沿いの水辺広場など、良好な緑地や水辺を水と緑の拠点として位置付け、特別緑地保全地区などの緑地保全制度により生物多様性に配慮した、保全・整備・管理を行います。

□ いたち川源流の森

瀬上市民の森や荒井沢市民の森周辺、横浜自然観察の森など、いたち川の源流域には谷戸が残っており、良好な水辺と動植物も多い樹林地とが一体となって貴重な自然環境を形成していることから、保全と合わせて区民の環境学習や憩いの場としての活用を検討します。

□ まちなかの森

飯島市民の森や上郷市民の森など、市街地のまとまった緑地については、区民の力を活用し、周辺の住環境に配慮しながら生き物のオアシスとしての機能を維持します。

□ 体験の森

本郷ふじやま公園では、区民と行政の協働による管理運営を行い、緑地と古民家「旧小岩井家住宅」と一体で里山の生活文化が体験できる場として活用を進めます。

また、事業中の小菅ヶ谷北公園については、自然体験の場として活用します。

□ ふれあいの水辺

稲荷森や扇橋などの水辺広場については、栄区のシンボルリバーであるいたち川の中心として、水とふれあい、川に親しむ場として活用を進めます。

□ 歴史と文化の森

田谷の洞窟周辺の緑地などについては、歴史的・文化的遺産と一体となって良好な景観を生み出していることから、土地所有者や地域の協力を得ながら、地域資源としての有効活用を検討します。

□ 農と一体となった森

田谷、長尾台や荒井沢市民の森周辺の樹林地については、周辺の農地と密接に関わって里山の景観を構成していることから、農業の振興と合わせた緑地の保全施策を検討します。

(2) 水と緑のネットワークの形成

ア 水と緑の拠点を結び、市街地まで連なる水と緑のネットワークの形成

水と緑の拠点を結び、野鳥や小動物などの移動経路を確保するため、街路樹の植栽や法面の緑化、河川の水辺環境の整備を進め、都市の暑さの緩和や豊かな生物多様性の実現のため水と緑による有機的なネットワークの形成を目指します。

イ 身近な水と緑の創出

公共施設等の緑化を進めるとともに、公開性のある緑空間の創出を支援する仕組みの活用、また緑地協定による地域の自主的なルールづくり等、様々な取組により民有地の緑化を推進し、ネットワークの一部となる市街地における水と緑の創出を図ります。

また、いたち川・柏尾川の水質の確保について、引き続き取り組んでいきます。

ウ 自然に親しめるプロムナード、ハイキングコースの整備

区民の散策やレクリエーションの更なる充実を目指し、既存の公園やかまくら道の活用、水辺のプロムナードの延伸のほか、既存のプロムナードをつなぐ新しいルートやハイキングコースの整備など恵まれた身近な自然環境を生かし、散策路についてネットワーク化を図り、区内全域に広がる利用しやすい散策路網の創出を目指します。

(3) 農地の保全・活用

ア 各種制度による良好な農業地域の振興

農業専用地区を中心に、横浜産農産物を育成・増産し、地産地消を推進するなど、各種農業振興施策により都市農業のさらなる振興を図ります。

イ 区民が農作業を体験できる仕組みづくり

農家との連携を通じて、後継者のいない農地や、耕作されずに放置されている農地等を活用し、様々なニーズに合わせた市民農園の開設を進め、区民の憩いと農体験の場や、児童や生徒の環境学習の場の創出を図ります。

(4) 区民が主体となった緑地と水辺の管理・活用

ア 地域の水と緑を守り育てる人材の育成

地域の水辺や広場、公園、緑地、道路の環境を良好に保つため、公園愛護会、ハマロード・サポーターやいたち川などにおける水辺愛護会活動による清掃活動、区内の緑地で活動する森づくりボランティアの育成、区民主体の活動を支援し、地域の水と緑を守り育てる人材の育成を図ります。

また、地域に親しまれ活用される緑地、公園、プロムナードとするために、計画の段階から区民の積極的な参画を進め、区民主体の管理体制の構築を目指します。

イ 子どもと自然を結ぶプログラムづくり

区内の豊かな自然環境の観察や農家と小中学校、地域の子ども会等の連携による農作業など、子どもたちが観察や体験を通して身近な環境について学び、親しむことのできる場をつくり、将来にわたって区の自然環境を積極的に支える人材の育成を図ります。

また、円海山周辺地区にある横浜つながりの森と一体となった生物多様性を学ぶことができる環境教育施設として「横浜自然観察センター」の活用を推進します。

ウ 区の魅力である地域資源の活用

水や緑、歴史資産等は区民同士で共有できる貴重な地域資源です。横浜自然観察の森や市民の森等については、豊かな自然環境とふれあえる場として活用を進めています。本郷ふじやま公園、旧小岩井家住宅については、生活文化が体験できる場として活用を進めています。

区の魅力である地域資源を広く知ってもらい、維持していくために、このような活動を推進します。また、これらの地域資源の魅力発信等にも取り組んでいきます

エ 地球環境問題への取組の推進

身近な自然環境の保全とともに、地球規模の環境保全の取組を進めるため、循環型社会の実現を目指して廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの三つのR(3R)の推進によりごみと資源の総量の削減を進めます。

雨水浸透ます、雨水利用、ソーラーシステム、生ごみ処理器など、環境保全に係る様々な取組にかかる情報発信や導入に伴う助成を推進し、持続可能な都市の実現を目指します。

地球温暖化対策では、区民と事業者、行政が協力してエネルギー利用の効率化を図り、二酸化炭素など温室効果ガスの排出の抑制を推進するほか、区民意識の向上を図るため、地域における環境教育・学習を実施します。

また、すでに起こりつつある気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する適応策(風水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等)についても推進していきます。

(5) 持続可能なまちづくり

ア 脱炭素社会への取組

エネルギー効率の良い都市施設、建築物、設備への転換が求められていることから、開発や更新などの機会を捉えて、再生可能エネルギーや再生可能エネルギーと親和性のあるコージェネレーションシステム等の導入や「CASBEE横浜」(横浜市建築物環境配慮制度)の普及などにより、効率的なエネルギー利用を推進します。

家庭でのエネルギー消費量の削減や、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池などの高効率自立分散型電源の導入を推進します。

過度なマイカー利用の抑制や次世代自動車の利用促進など、環境にやさしい交通行動を啓発します。

地球温暖化対策を推進するため、他都市及び地域などと連携し、環境活動や啓発イベントなどに取り組みます。

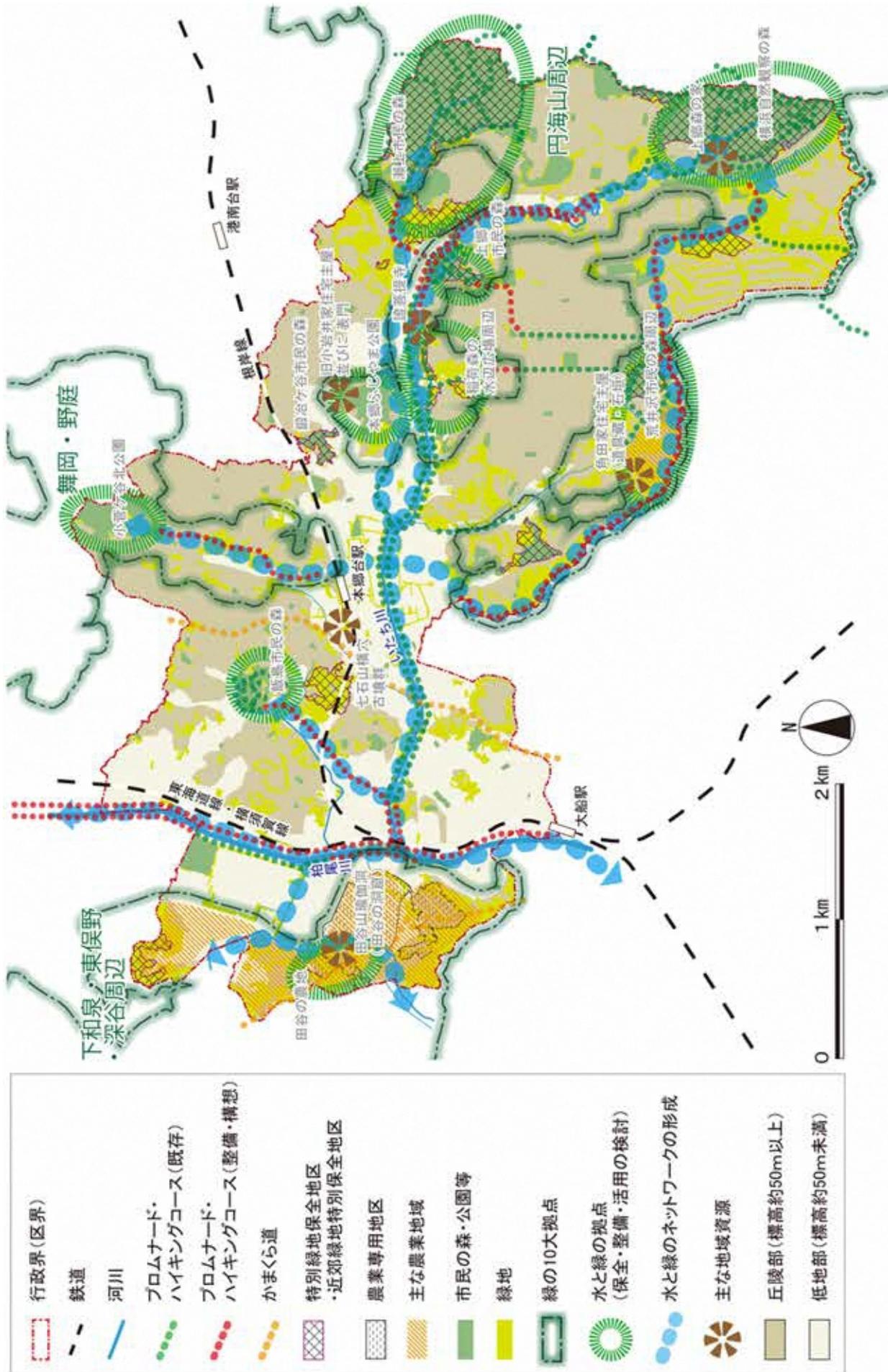
イ 生物多様性の豊かな都市への取組

生物多様性の豊かな都市の実現に向けて、自然生態系の保全、緑化、地球温暖化対策等に加えて、区民や事業者等と協働、連携した取組を推進し、誰もが身近な暮らしの中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践できる社会づくりに取り組んでいきます。

ウ 循環型社会への取組

循環型社会を目指して、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、区民・事業者と連携して、環境負荷の低減を図ります。

●都市環境・魅力の方針図



4 都市活力・地域コミュニティの方針

(1) 都市活力のあるまちづくり

ア 区民生活の拠点としての本郷台駅周辺の活性化

区民生活の拠点となる本郷台駅周辺については、区心部としての求心力を高めるため、住環境・自然環境が共存した良好な環境を保ちつつ、生活の利便性を高める施設や機能の充実を図ります。

本郷台駅周辺には、様々な公共公益施設、福祉保健施設が集積しています。この地域を栄区全体の地域コミュニティ拠点・福祉拠点として、区民活動や交流・福祉の場としての機能の充実を図り、区民の多様な活動を支えるまちづくりを推進します。

また、いたち川や駅前広場、駅前公園、商店街等、区民活動を支える豊かな公共空間を活用し、にぎわいの形成を図ります。

イ 商業・産業・業務機能の維持・促進

大船駅周辺・本郷台駅周辺では集客性のある多様な商業施設の集積を図ります。幹線道路の沿道などで商業施設が立地している地区は、生活利便施設の集積を図ります。

柏尾川沿いを中心として、市内の産業を支える生産・研究開発機能が集積しています。今後も、産業集積を生かし、操業環境の保全と産業の活性化を図ります。

ウ 地域内での就労機会の創出

身近な地域での就労機会の創出を図ることで、区内の恵まれた住環境におけるライフスタイルの選択の幅を広げます。

(2) 誰もが利用しやすい地域コミュニティ拠点・福祉拠点づくり

ア 地域コミュニティ施設・福祉施設の機能充実とアクセス向上

区民のニーズを踏まえ、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどの様々な地域コミュニティ施設・福祉施設において、地域活動の拠点としての機能の充実を図ります。

また、バス路線の再編や、身近な交通手段の実現を交通事業者等と共に検討することで、各施設へのアクセスの向上を図ります。

イ 既存施設等の有効活用による身近な地域コミュニティ拠点の拡充

学校施設や自治会町内会館等の身近な既存施設、空家などを有効活用して、子どもから高齢者まで多世代が交流できる居場所づくりを進めるなど、区民が気軽に立ち寄れる地域コミュニティ拠点としての機能拡充を図ります。

(3) 区民が交流し、互いに支えあう地域コミュニティの形成

ア 地域活動に参加しやすい仕組みづくり

自治会・町内会活動、地域活動情報発信の充実を図り、区民が地域活動を知る機会を増やすとともに、活動の発表、体験、交流の場を設けるなど、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを検討します。

イ 地域で支えあう子育て支援環境づくり

少子高齢化が進むなかで、若い世代の居住を促進するため、保育施設を整備拡充するとともに、放課後児童の居場所や一時託児の施設整備支援策として、市有地・既存施設の有効活用を検討し、子育てしやすい環境の整備を図ります。

ウ 地域コミュニティの連携による安全・安心・快適なまちづくり

スクールゾーンなどでの交通法規の遵守、交通モラルの向上、道路上の放置物の撤去など、地域における安全なまちづくり活動に対して、必要な支援を行うとともに、区民との協働で公園や住宅地の管理を防犯上の観点に立ちながら管理を進めます。

また、快適で暮らしやすいまちづくりを実現するために、地域におけるまちの美化やポイ捨て・不法投棄防止の取組などに対しても、積極的な支援を行います。

(4) 区民、事業者、行政の連携による暮らしやすいまちづくり

ア バリアフリー化の推進

鉄道駅周辺などの主要な生活拠点を中心にバリアフリー化を進め、公共施設や店舗など、地域においてもバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすいまちの環境づくりに取り組めます。

本郷台駅周辺については、平成 23（2011）年 8 月に策定した「本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進しています。

また、公園に休憩のためのベンチを設けるなど、高齢者や子育て世代が利用しやすい空間となるよう、公園や道路などについて、地域に出かけやすい環境づくりを進めます。

イ 地域コミュニティと商店街の連携によるまちづくり

商店街は、区民にとって身近な生活サービスの場であることから、地域コミュニティと商店街の連携による暮らしやすいまちづくりを検討します。

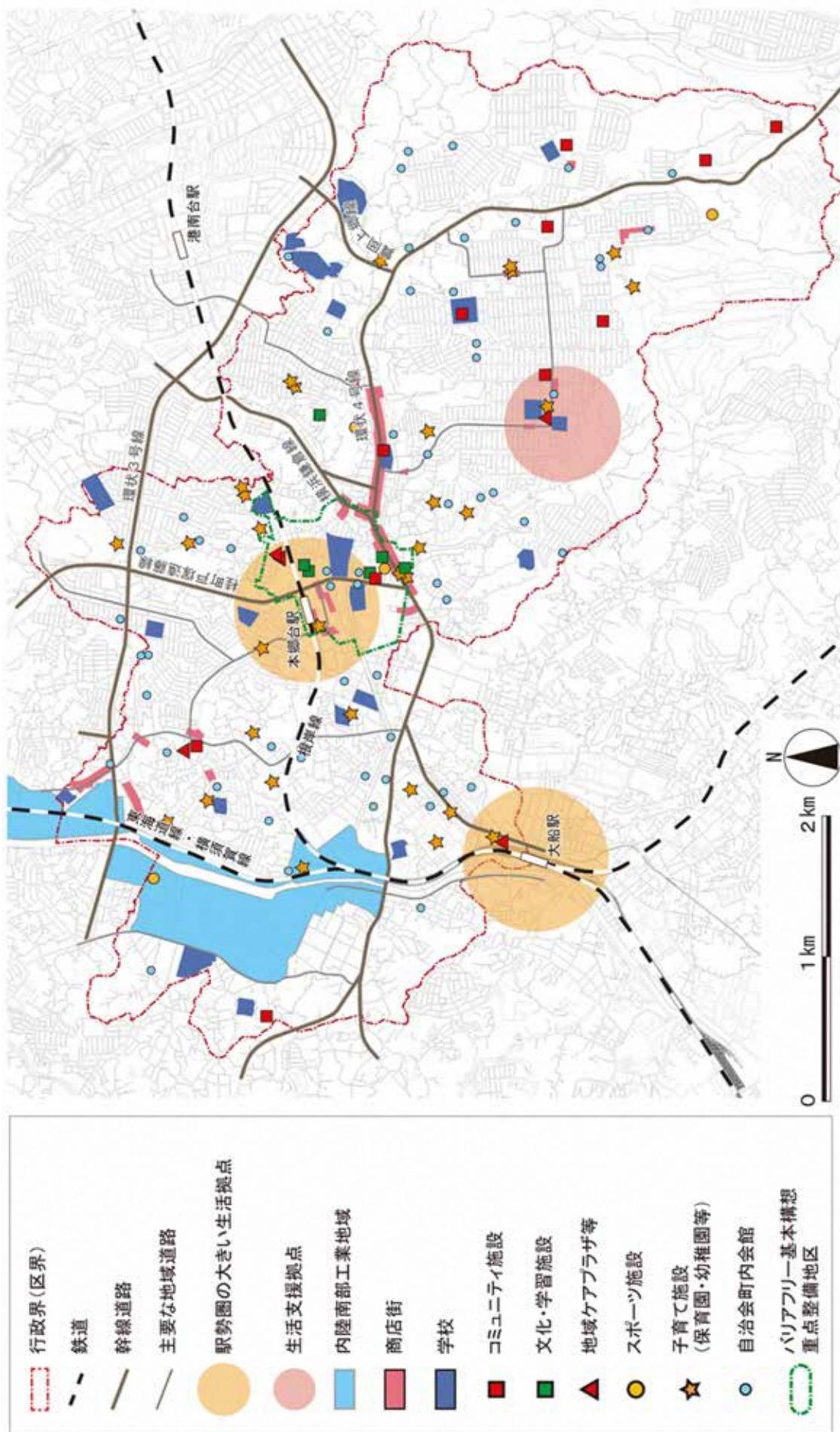
高齢者が気軽に利用できる宅配サービス、移動サービスや、空き店舗の活用、地域情報発信の場づくりなど、地域のニーズに即して区民と商店街や個々の店舗が共同で行う取組に対して、各種商業振興施策を活用して支援を行います。

ウ 栄区地域福祉保健計画の策定・推進

栄区地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指して、区民、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進するものです。

地域の課題は、福祉保健に関するもの以外にも、「防災」や「まちづくり」、「環境」など様々な分野にまたがります。そのため、分野を超えて連携しながら課題解決に取り組むことが大切であり、本区プランとも連携して取組を進めていきます。

●都市活力・地域コミュニティの方針図



5 都市防災の方針

(1) 地震・火災に強いまちづくり

ア 地震

上下水道、電話、ガス、電気などのライフラインの耐震性の向上を図ります。木造の民間住宅などについては、耐震診断士の派遣・耐震改修工事の補助、ブロック塀等改善補助など災害に強いまちづくりのための支援・啓発を行います。

本郷台駅周辺においては行政機関や医療・福祉機関などの機能が集積しているため、災害発生時の対策拠点としての機能強化（防災備蓄庫の整備等）を図ります。

イ 住宅密集市街地の防災性の向上

道路が狭く、木造住宅が密集した市街地においては、住宅の建替え時のセットバックによる狭あい道路の拡幅、ブロック塀の生垣化・改善補助、住宅の耐震対策など、区民の取組に対する支援を通じて防災上必要な市街地の整備・改善を進めます。

また、隣接する鎌倉市と連携して災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 水害・土砂災害に強いまちづくり

ア 水害

河川の改修、雨水幹線や排水施設などの整備を進めるとともに、雨水調整池などによる貯留、雨水浸透ますの設置などによる総合的な浸水対策を進めます。

特に、飯島雨水調整池や神奈川県が行う柏尾川遊水地の整備と併せて、いたち川・柏尾川流域での総合的な浸水対策を継続して進め、水害に強いまちづくりを進めます。

また、災害時に備え、ハザードマップを通じて区内の浸水想定区域を周知していきます。

イ 土砂災害

豪雨などによって、崖崩れが発生した際に周辺へ影響を及ぼす恐れのある土砂災害警戒区域等では、急傾斜地崩壊対策事業や崖地の防災対策などを促し、災害への対策を推進します。

そのほか、崖崩れによる人家等への影響が予想される箇所についても、所有者に対し助成金制度などを案内し、崖地の改善を促します。

(3) 区民主体の防災対策の推進

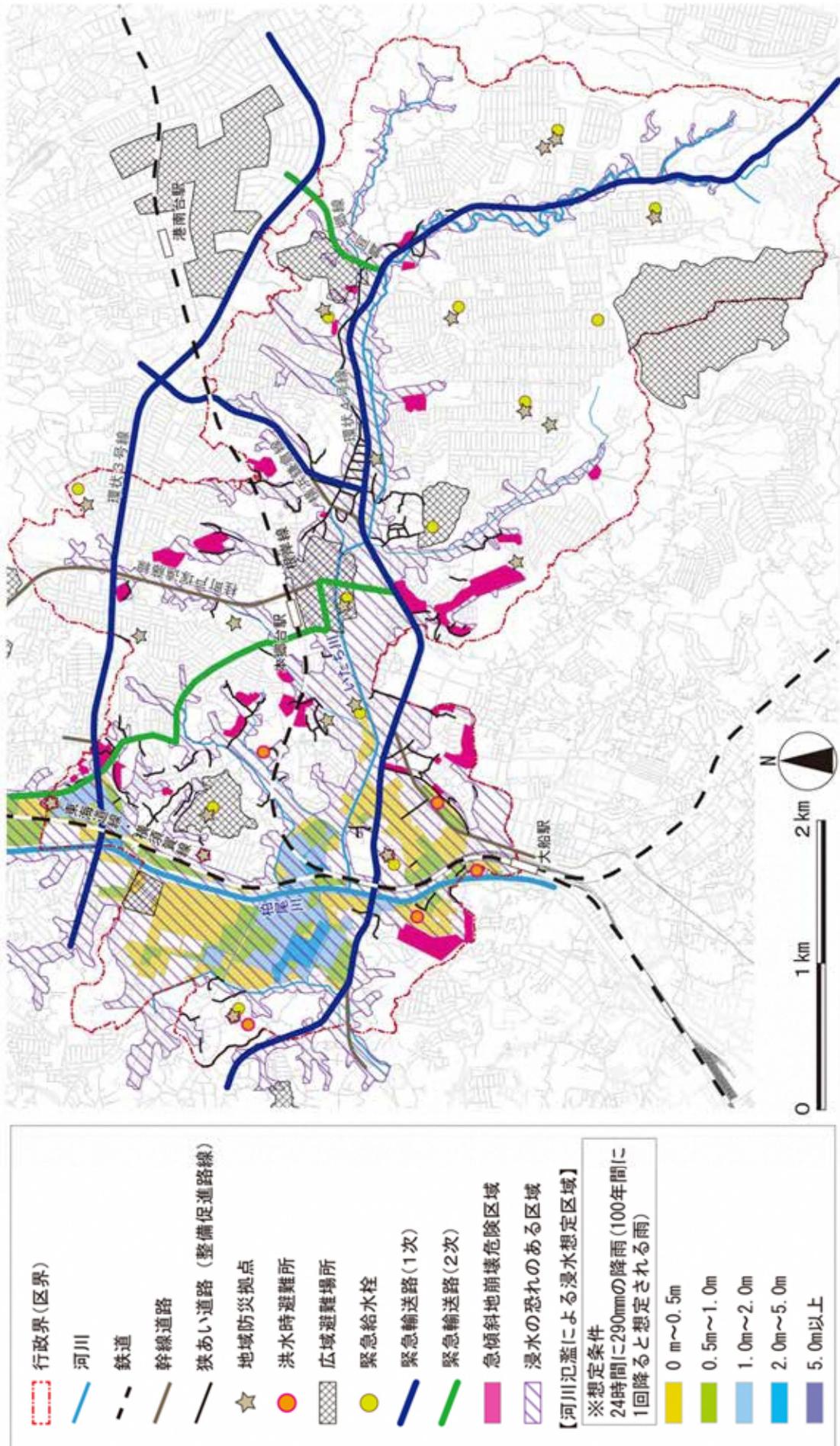
地域で助け合い、安心して住めるまちにしていくために、地域防災拠点を中心とした訓練やまちの防災組織の活動を通じて、地域主体の災害対策の強化を行います。

また、木造住宅が密集した市街地における耐震・耐火対策や、狭あい道路拡幅などは、区民一人ひとりが防災意識を持って積極的に進めていく必要があるため、広報等により防災に関する区民の意識を高めるとともに、各種制度の普及・啓発を図ります。

(4) 帰宅困難者対策

災害発生時における帰宅困難者の混乱を回避するため、鉄道事業者や民間施設と連携し、対策強化を図るとともに、駅周辺の公共施設や民間施設とも連携し、滞留者の安全の確保や災害関連情報を提供するため、連絡体制の強化などを進めます。

●都市防災の方針図



※土砂災害警戒区域は 25p 参照

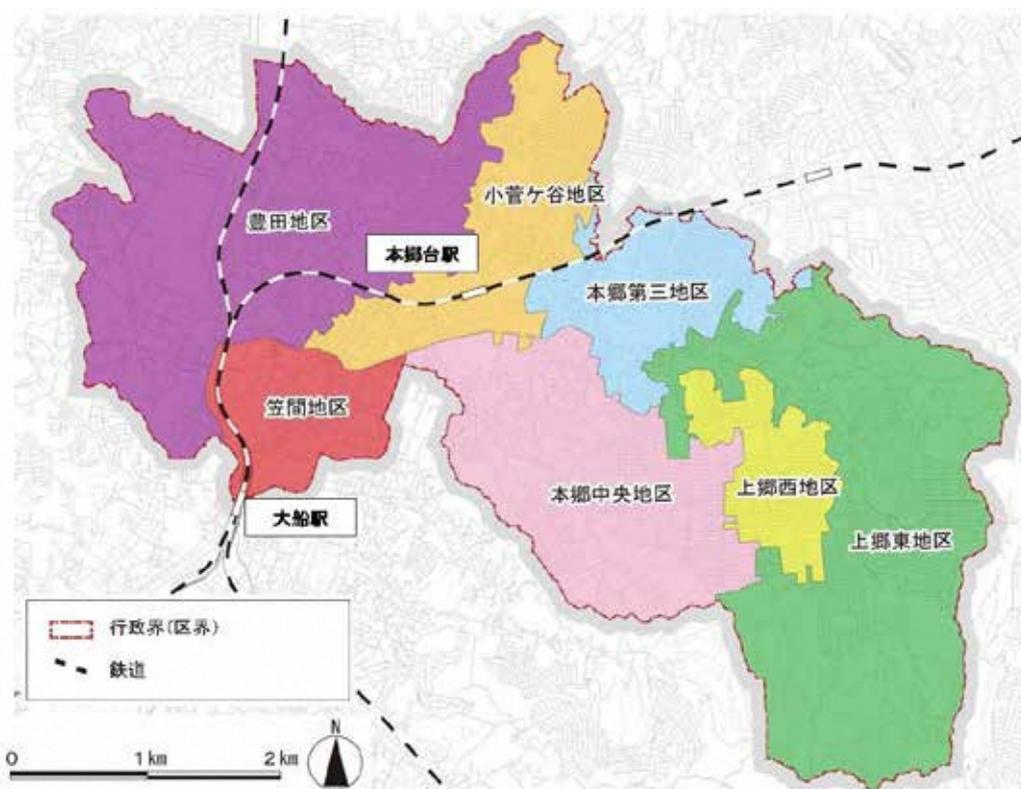
第4章 地区別まちづくりの目標と方針

前章までで述べてきた、現状と課題、まちづくりの目標と考え方、分野別のまちづくり方針を、連合町内会エリアを基本とした7地区別にまとめました。

【各地区の現況】

地区	現況
豊田地区	・ JR東海道線や柏尾川に沿って東側は主に住宅が多い地区、西側は工業地帯となっており、農地が多く残っている地区には水田も見られます。
笠間地区	・ 大船駅を中心とした交通・買物の利便性が高い地区で、近年再開発などによる中高層マンションの建設が進み、発展を続けています。
小菅ヶ谷地区	・ 本郷台駅を中心とする地区で、電車・バスの利便性がよく、駅周辺には公共施設が集まっています。 ・ いたち川流域には、緑豊かな落ち着いた街並みが続きます。
本郷中央地区	・ 荒井沢市民の森など豊かな自然が残されており、丘陵の住宅地では地区計画等により住環境が保全されています。 ・ 北側には公共施設が点在し、利便性が高い地区となっています。
本郷第三地区	・ 鎌倉街道が地区を縦断しており、街道の東には本郷ふじやま公園があります。 ・ 幹線道路沿いや駅徒歩圏の地域ではマンション開発により子育て世代が増加しています。
上郷西地区	・ 区の東部に位置する丘陵地帯です。 ・ 地区計画により住環境が保全され上郷市民の森や稲荷森水辺広場などに隣接した、緑豊かな自然に恵まれた地域です。
上郷東地区	・ 地区の中央を環状4号線が南北に縦断しています。 ・ いたち川上流の瀬上沢、瀬上市民の森や、上郷市民の森、横浜自然観察の森などに囲まれ、自然環境が豊かな地域でもあります。

(第3期栄区地域福祉保健計画 さかえ・つながるプランから引用)



1 豊田地区

【まちづくりの目標】

農業・工業の生産環境を維持、発展し、歴史的な地域資源を活かしたまち

【現状と課題】

- ・高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションが供用開始されることを考慮した沿道環境にふさわしい土地利用が求められます。
- ・治水施設の有効な上部利用や、地域内の商業・工業・福祉機能等の立地が求められます。
- ・緑地や農地が比較的多く残っており、田谷の洞窟などの歴史資産も残っています。これらを次世代に引き継いでいくことが必要です。
- ・柏尾川沿いの工業系土地利用がされている地域の一部は「工業集積地域」に位置付けられており、周辺市街地との調和を図りつつ、工業の維持・高度化が求められています。
- ・いたち川、柏尾川流域一帯の標高が低い地域は継続的な浸水対策が必要となっています。
- ・柏尾川以西には千秀センターがありますが、公共施設・地域コミュニティの施設（拠点）が不足していることが課題となっています。

【まちづくり方針】

《土地利用》

- ・高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションの周辺では、営農環境、操業環境、自然環境、住環境との調和を考慮した沿道環境にふさわしい土地利用を検討し、併せてにぎわいの創出に向けて取り組みます。
- ・飯島雨水調整池など、計画中の治水施設の上部については、地域のニーズに対応する土地利用を検討します。
- ・柏尾川沿いの工業系土地利用がされている地域においては、土地の高度利用等により、良好な操業環境の保全を図ります。また、大規模土地利用転換に際しては、工場・研究所等の機能も維持しつつ、周辺地域への影響や、インフラ・公共施設等の状況を踏まえ、豊かな都市環境の形成に資する土地利用を誘導します。

《交通》

- ・高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションが供用されることにより、高速道路への自動車アクセスを向上させます。
- ・港南台方面、藤沢方面へのアクセスを改善するため、横浜藤沢線の整備を推進します。
- ・大船駅方面・戸塚駅方面へのアクセス改善を図るため、下永谷大船線及び戸塚大船線の事業着手を目指します。

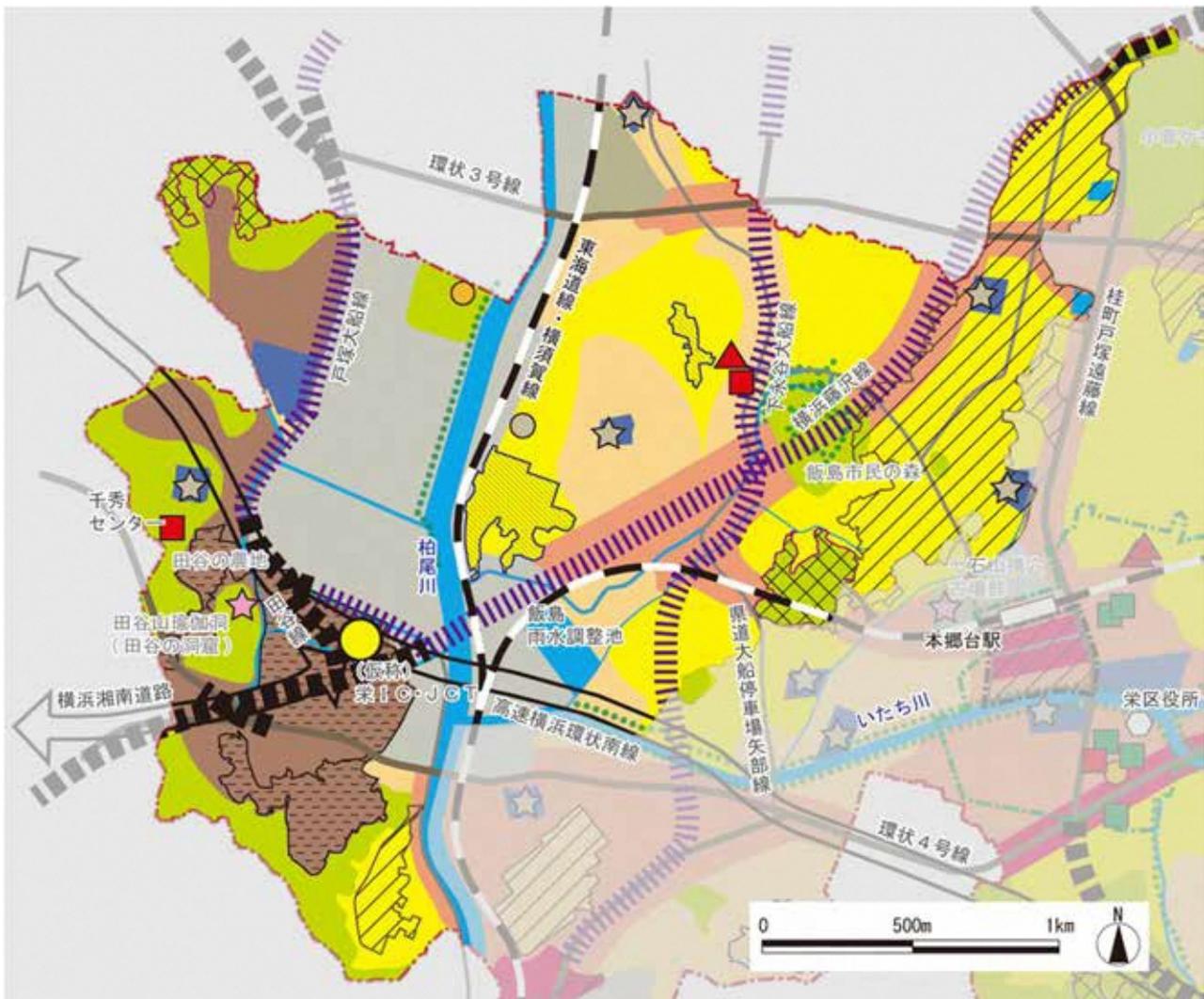
《環境・魅力・活力》

- ・貴重な緑資源である飯島市民の森を保全し、区民が憩える場所として生かします。また、柏尾川の上流右岸から飯島橋まで続いているプロムナードを川と緑を楽しむ場として維持します。
- ・田谷及び長尾台の農地は、市内に28ある農業専用地区の1つであり、地域住民の原風景となっている貴重な田園風景を残しているため、その魅力を維持しつつ保全に努めます。史跡である田谷の洞窟や寺社など歴史資産も活用していきます。
- ・より身近な地域で、多様な交流ができるよう、集会所、町内会館・自治会館、空家等を活用したサロンなどの交流の場の充実を図ります。

《防災》

- ・ 水害に強いまちづくりを目指し、飯島雨水調整池や神奈川県が行う柏尾川遊水地の整備と併せて、いたち川・柏尾川流域での総合的な浸水対策を進めます。
- ・ 崖地における防災対策に取り組みます。
- ・ 防災力の向上を図るため、狭い道路の拡幅整備、建物の耐震化を進めます。

●豊田地区のまちづくり方針図



行政区(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	農業専用地区	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	本郷台駅周辺地区 まちづくり構想	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	学校	地域防災拠点
幹線道路(計画等)	バリアフリー基本構想 重点整備地区			主な地域資源
主要な地域道路(既存)	フロムナード・ ハイキングコース(既存)			
計画(IC-JCT)				

2 笠間地区（大船駅）

【まちづくりの目標】

にぎわいのある商業機能と活力を備えた魅力あるまち

【現状と課題】

- ・大船駅へのアクセス改善のため、歩道、自転車駐車場、バスターミナル等の整備の要望があります。
- ・大船駅周辺のにぎわい・活力の維持・創出が課題となっています。
- ・笠間交差点での交通渋滞が慢性化しています。
- ・いたち川、柏尾川流域一帯の標高が低い地域は継続的な浸水対策が必要となっています。
- ・大船駅（仮称）北西口開設について「横浜・鎌倉市両市一体整備計画(案)」を見直し、再検討する必要があります。
- ・地区内（大船駅東側や柏尾川沿い等）には大規模な工場・研究所等が立地しており、市内産業の活性化に寄与しています。今後は更なる活性化を図るため、産業の集積や土地利用の高度化の視点に立った検討も必要です。
- ・昔からの住宅地と新しいマンションが混在している中で、笠間地域ケアプラザやサロン等の交流の場の活用と、多様な世代が交流できる場が求められています。

【まちづくり方針】

≪土地利用≫

- ・市街地再開発事業による自転車駐車場やバスターミナルの整備とともに、駅と直結した立体横断施設や歩道の整備を図ります。
- ・既成市街地の更新や、商業施設、マンション等の開発が進んでいる県道大船停車場矢部線沿道においては、近隣の住宅地に配慮した計画への誘導を図ります。
- ・大船駅（仮称）北西口開設について「横浜・鎌倉市両市一体整備計画(案)」の見直しを行い、鎌倉市側も含めた土地利用の現状と地域のニーズを踏まえた上で、再検討を進めます。
- ・地区内の工業施設等（大船駅東側や柏尾川沿いの工場・研究所等）は、施設更新の機会を捉え、周辺の環境にも配慮しつつ機能の維持、拡充及び高度化を図ります。

≪交通≫

- ・高速横浜環状南線の整備に伴い笠間交差点の改良を行い、環状4号線の渋滞を緩和します。
- ・大船駅から戸塚方面への自動車アクセス改善を図るため、下永谷大船線の事業着手を目指します。

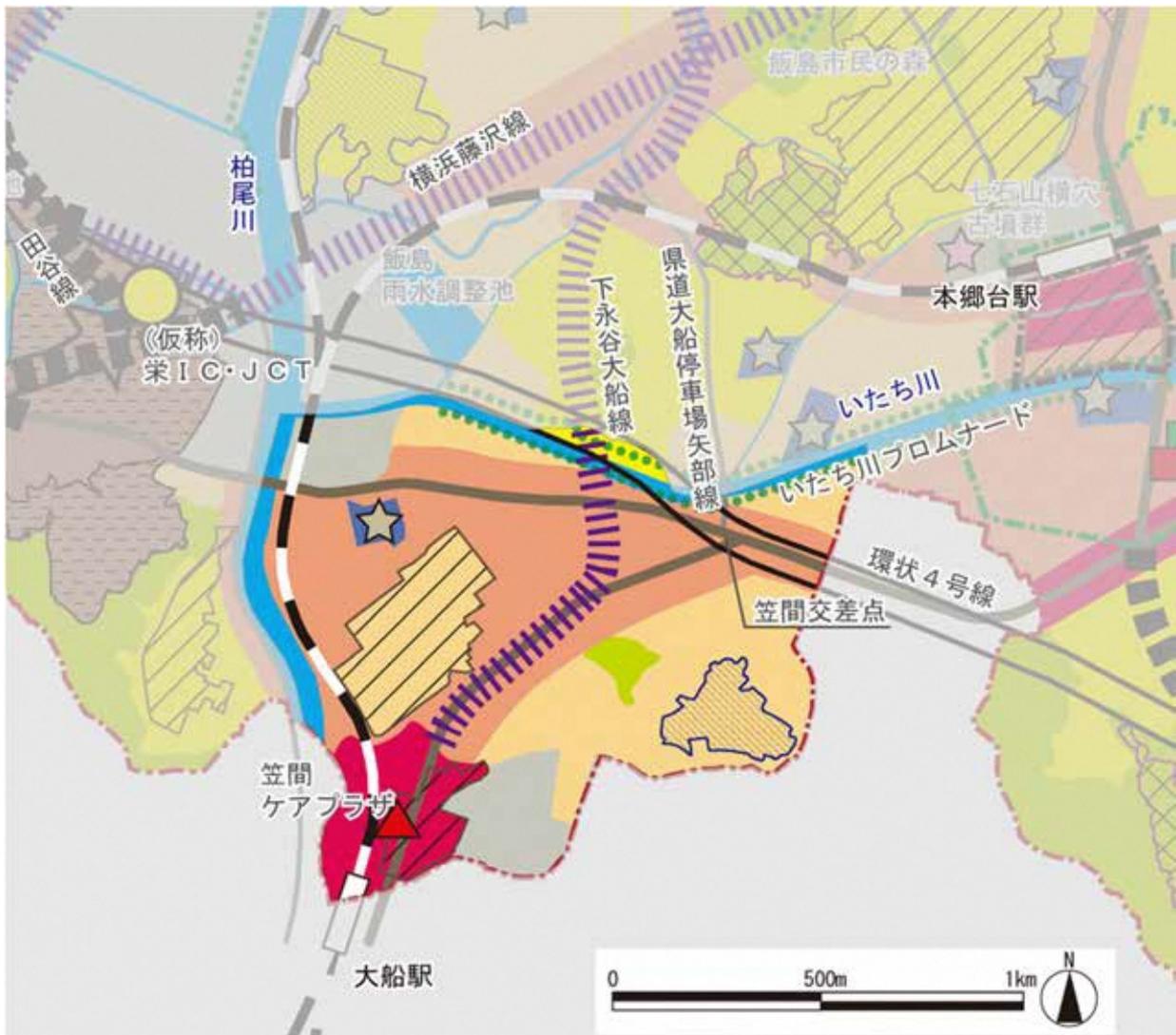
≪環境・魅力・活力≫

- ・大船駅周辺に集積する商業・業務施設等、ターミナル駅周辺地区として高い利便性を生かし、世代を問わず、にぎわい・活気のあるまちを創出・維持します。
- ・いたち川プロムナードや公園など、身近な自然環境を区民が憩える場所として生かします。
- ・駅周辺の再開発事業等を含めた様々な環境の変化を踏まえ、また、周辺郊外部への影響を考慮しつつ大船駅周辺のエリアマネジメントを推進していきます。
- ・笠間地域ケアプラザやサロン等の交流の場が活用されるよう支援し、多様な世代の交流ができる場づくりを進めます。

《防災》

- ・ 水害に強いまちづくりを目指し、いたち川・柏尾川流域での総合的な浸水対策を進めるとともに、笠間交差点周辺の溢水対策として雨水幹線の整備などのインフラ整備を進めます。
- ・ 崖地における防災対策に取り組みます。
- ・ 防災力の向上を図るため、狭あい道路の拡幅整備及び建物の耐震化を進めます。
- ・ 市境に位置する当地区では、鎌倉市と連携して災害に強いまちづくりを進めます。

●笠間地区のまちづくり方針図



行政区(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	農業専用地区	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	本郷台駅周辺地区 まちづくり構想	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	学校	地域防災拠点
幹線道路(計画等)	バリアフリー基本構想 重点整備地区			主な地域資源
主要な地域道路(既存)	プロムナード・ ハイキングコース(既存)			
計画(IC・JCT)				

3 小菅ヶ谷地区（本郷台駅）

【まちづくりの目標】

本郷台駅に近接した区を中心として利便性の高いまち

【現状と課題】

- ・本郷台駅前、栄区の「顔」です。本郷台駅の改札口を出ると、広々とした駅前広場、UR団地など整然と建ち並ぶ住宅群、けやきや銀杏並木、里帰り桜などの植栽があり、落ち着いた雰囲気があります。
- ・本郷台駅改札口とUR団地中央通路をつなぐ空間は、自由なオープンスペースであり、休日を中心にイベント会場として活用されてにぎわいが増えています。
- ・本郷台駅周辺では、高度な都市的機能を推進、維持し、にぎわい・活力を維持・創出していくことが課題となっています。また、本郷台駅前に集積する公共施設や公共用地の更新・有効活用についても検討が必要です。
- ・小菅ヶ谷地区内も含めた区内各地から本郷台駅へのアクセス向上が課題となっています。
- ・いたち川流域一帯の標高が低い地域は継続的な浸水対策が必要となっています。
- ・駅周辺にコミュニティ施設が集積されていますが、駅周辺の開発もあり今後も子育て世代の転入が予測され、より多様な世代が交流できる場づくりと、各種施設の連携が求められています。また、まちの運営（維持・管理等）には、既存のコミュニティと新たなコミュニティとの調和や連携が重要です。
- ・駅から離れた住宅地でも交流の場を設けることが求められています。

【まちづくり方針】

《土地利用》

- ・隣接する本郷中央地区を含めて公共施設や病院などが周辺に集積している利点を生かし、国有地（旧南小菅ヶ谷住宅）の公募売却による開発の機会を捉え、地域コミュニティ、福祉拠点としての機能を充実させるとともに、商業などのにぎわい機能の強化を図ります。
- ・具体的な公共施設として区役所、消防署、公会堂、スポーツセンター、市営住宅や駐輪場などがあります。区役所、消防署、市営住宅は築40年以上、駐輪場は築30年以上経過していることから、更新や改修も視野に入れて新たな機能の導入についても検討を進めていきます。
- ・本郷台駅周辺において、駅前広場から、いたち川へつながる連続したにぎわいを創出すると共に、水と緑による魅力にあふれ、歩いて楽しいまちづくりを推進します。

《交通》

- ・上郷公田線の整備等の道路環境の変化を捉え、本郷台駅へのアクセス改善を図ります。
- ・渋滞緩和を図るため、環状3号線の4車線化を推進します。
- ・住宅地から駅に向かう小型バス等の交通手段の導入を検討し、事業者等へ働きかけます。

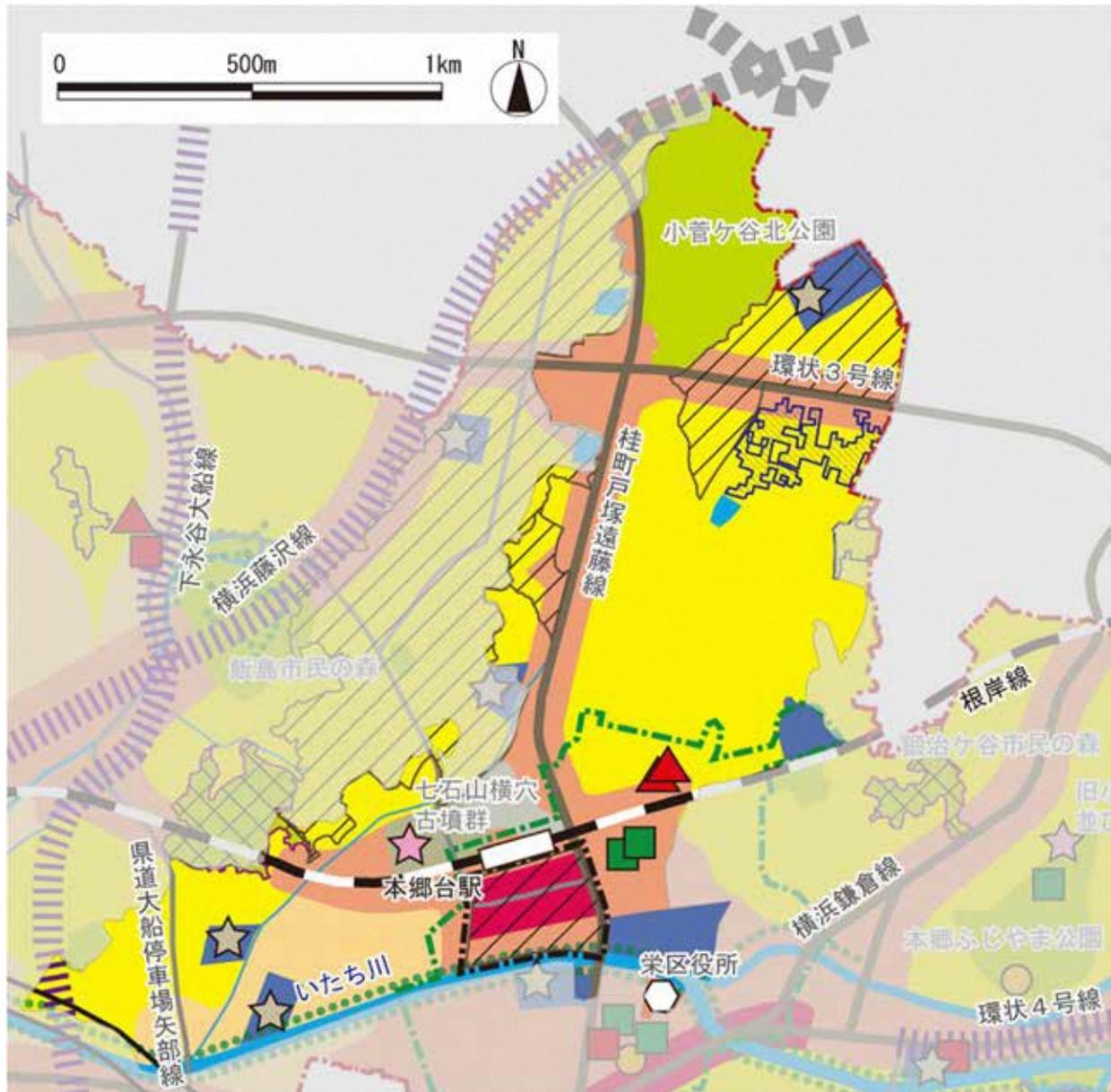
《環境・魅力・活力》

- ・小菅ヶ谷北公園の一部未整備箇所の整備を推進します。
- ・駅から離れた住宅地でも、様々な世帯が交流できる場づくりを進めます。
- ・子育て支援、高齢者・障害者支援等の各種施設や学校との連携を推進します。
- ・駅周辺の開発事業等の環境の変化を踏まえ、区民の交流が活性化される仕組みづくりを検討します。

《防災》

- ・いたち川流域での総合的な浸水対策など、水害に強いまちづくりを進めます。
- ・地震や豪雨などの災害に備え、崖地における防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・狭あい道路の拡幅整備、建物の耐震化などにより、防災力の向上を図ります。

●小菅ヶ谷地区のまちづくり方針図



行政界(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	本郷台駅周辺地区 まちづくり構想	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	バリアフリー基本構想 重点整備地区	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	学校	地域防災拠点
幹線道路(計画等)	プロムナード・ ハイキングコース(既存)			主な地域資源
主要な地域道路(既存)				
計画(IC・JCT)				

4 本郷中央地区

【まちづくりの目標】

住宅地の良好な環境と里山の景観を継承するまち

【現状と課題】

- ・ 高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジの周辺及び上郷公田線が供用開始されることによる周辺環境の変化に伴い、計画的な土地利用の検討が必要です。
- ・ 地区計画等の策定や地域まちづくりルール of 策定または更新を支援するなど、社会環境の変化や地域ニーズに即したまちづくりをしていく必要があります。
- ・ 桂台地区には商店、福祉施設、公園、コミュニティ施設、学校等が集積しており、周辺住民の生活拠点となっています。
- ・ 身近な場所で、高齢者がよりいきいきと過ごせる場づくりが求められています。

【まちづくり方針】

《土地利用》

- ・ 隣接する小菅ヶ谷地区（本郷台駅）を含めて公共施設や病院などが周辺に集積している利点を生かし、国有地（旧南小菅ヶ谷住宅）の公募売却による開発の機会を捉え、地域コミュニティ、福祉拠点としての機能を充実させるとともに、商業などのにぎわい機能の強化を図ります。
- ・ 具体的な公共施設としては、区役所、消防署、公会堂、スポーツセンター、市営住宅や駐輪場などがありますが、このうち区役所、消防署、市営住宅は築40年以上、駐輪場についても築30年以上経過していることから、更新や改修も視野に入れて新たな機能の導入についても検討を進めていきます。
- ・ 高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジ及び上郷公田線の供用開始に併せた沿道の土地利用を検討します。検討にあたっては周辺の住宅地環境に配慮します。
- ・ 昭和40年代に大規模開発された住宅地については、住宅と商業施設などの生活利便施設が近接し、バランスのとれた生活圏域が形成されています。これらの機能を維持しつつ、少子高齢化に適應できる環境づくりを進めます。
- ・ 地域主体のまちづくりのルールについては、その運用と時代に合せたルールの見直しの支援を行います。

《交通》

- ・ 通過交通の分散、高速道路へのアクセス、及び沿道地域の交通利便性・生活利便性の向上が期待できる道路として、上郷公田線の整備を促進します。
- ・ 上郷公田線の供用開始により道路環境が大きく変化する機会と捉え、本郷台駅・大船駅方面へのバス路線の再編を事業者と共に検討します。

《環境・魅力・活力》

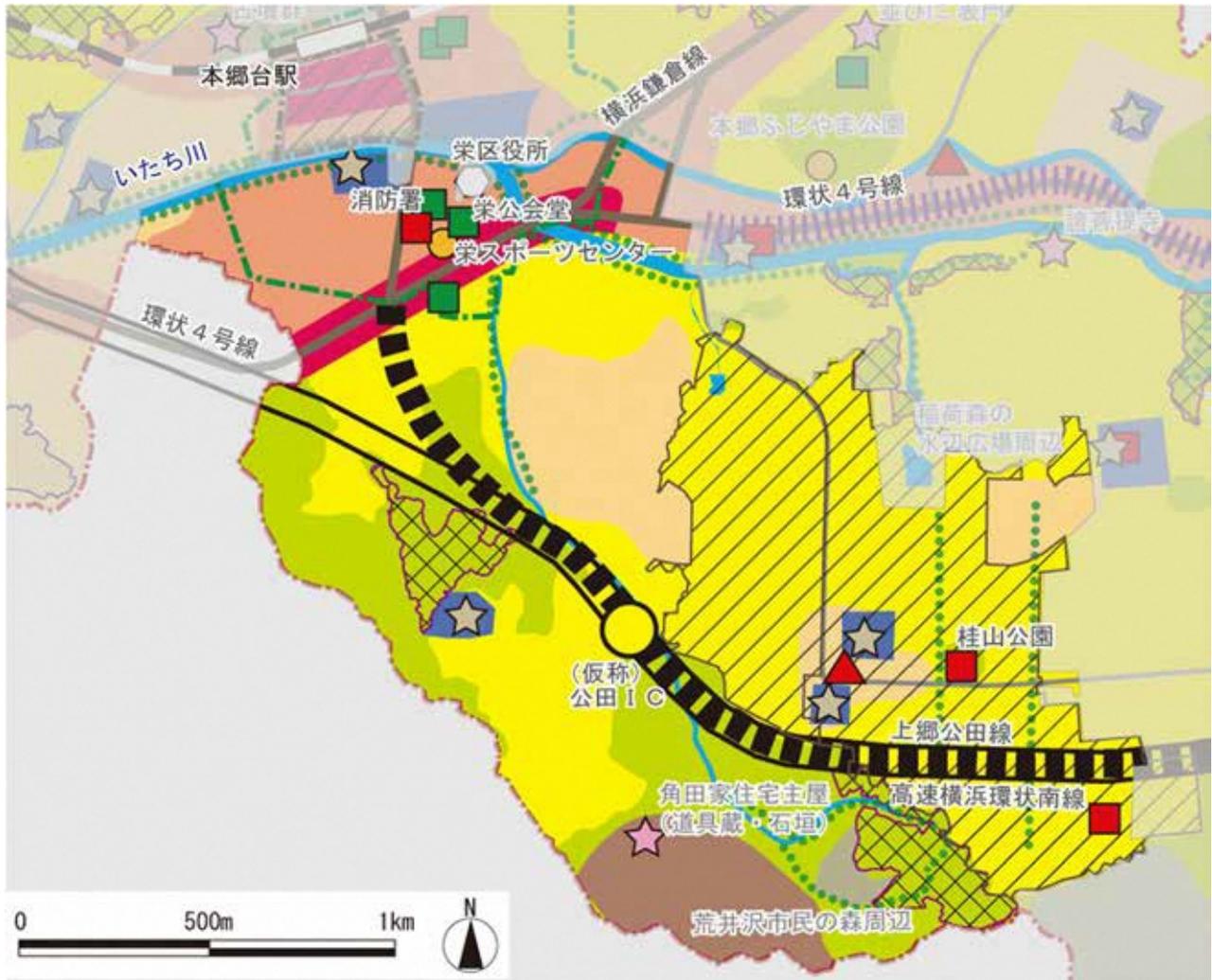
- ・ 住宅地の中にある郊外部の商業・業務機能を担う商店や店舗等の維持を支援します。
- ・ 荒井沢市民の森、桂山公園などの地域資源を維持・保全するとともに、生活体験等のイベントや文化活動や生涯学習等による活用を促進します。
- ・ 上郷公田線トンネル部の地上部の一部について、公園等の地域貢献施設として新たな活用を検討します。

- ・多世代が交流することで、それぞれが人とのつながりの中で活躍できるよう支援します。

《防災》

- ・豪雨などの災害に備え、崖地の防災対策などを促し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・狭あい道路の拡幅整備、建物の不燃化・耐震化などにより、防災力の向上を図ります。

●本郷中央地区のまちづくり方針図



行政界(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	本郷台駅周辺地区 まちづくり構想	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	バリアフリー基本構想 重点整備地区	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	学校	地域防災拠点
幹線道路(計画等)	プロムナード・ ハイキングコース(既存)			主な地域資源
主要な地域道路(既存)				
計画(IC・JCT)				

5 本郷第三地区

【まちづくりの目標】

歴史、文化、コミュニティを生かしたまち

【現状と課題】

- ・環状4号線の一部の区間では歩道や路肩が狭い箇所もあり、早期改善が求められています。
- ・歴史資産の保全とまちなみ景観を保全、創出していくことが課題です。
- ・いたち川流域一帯の標高が低い地域は継続的な浸水対策が必要となっています。
- ・コミュニティ施設やそこでの活動をより広く知ってもらうことが求められています。

【まちづくり方針】

《土地利用》

- ・横浜鎌倉線に沿った集合住宅や商業施設が共存するエリアと、沿道周辺の戸建て住宅のエリアがあり、それぞれの環境を維持します。

《交通》

- ・環状4号線の本郷小学校前から神奈中車庫前交差点までの区間の4車線化整備について推進します。また安全快適な歩道の整備を目指します。

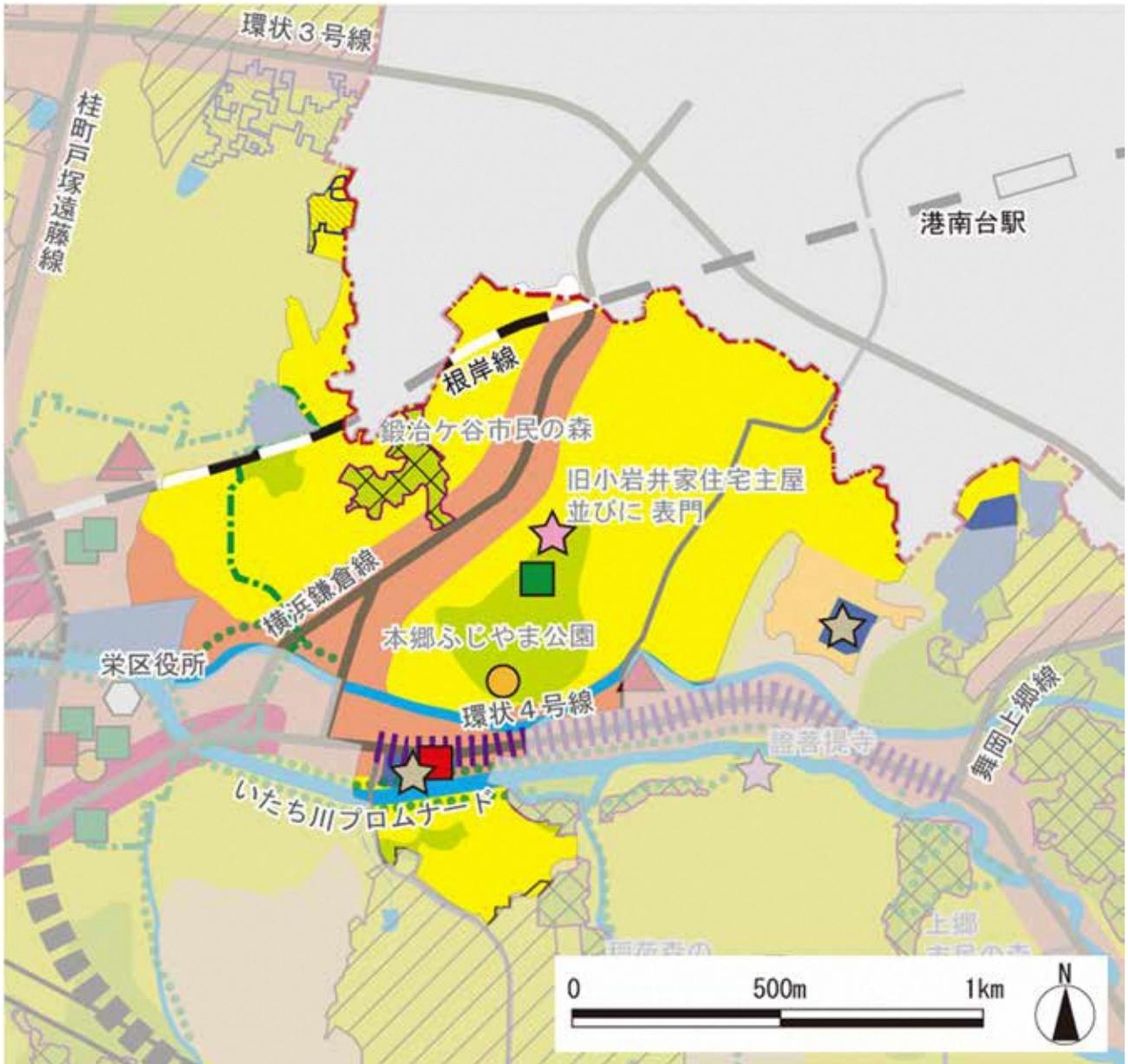
《環境・魅力・活力》

- ・本郷ふじやま公園には古民家「旧小岩井家住宅」や弓道場があり、貴重な歴史資産として保全するとともに、地域コミュニティの核としての役割を担えるよう、活用を検討します。
- ・いたち川プロムナード、いたち川川辺の道等、恵まれた自然環境を生かし、区民が憩える歩行空間とします。
- ・既存のサロンをより幅広く知ってもらい、子どもにも利用してもらうことで、日頃から交流を通して見守り、支えられるよう支援します。

《防災》

- ・いたち川流域での総合的な浸水対策など、水害に強いまちづくりを進めます。
- ・豪雨などの災害に備え、崖地の防災対策などを促し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・狭あい道路の拡幅整備、建物の不燃化・耐震化などにより、防災力の向上を図ります。

●本郷第三地区のまちづくり方針図



行政区(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	本郷台駅周辺地区 まちづくり構想	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	バリアフリー基本構想 重点整備地区	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	学校	地域防災拠点
幹線道路(計画等)	プロムナード・ ハイキングコース(既存)			主な地域資源
主要な地域道路(既存)				
計画(IC・JCT)				

6 上郷西地区

【まちづくりの目標】

交通利便性の向上を図るとともに、住宅地の良好な環境を継承するまち

【現状と課題】

- ・上郷公田線が供用開始されることによる周辺環境の変化に伴い、計画的な土地利用の検討が必要です。
- ・地域ニーズに即したまちづくりルールの運用や、統廃合された施設の有効的な後利用、地域内への商業や福祉機能等を持った施設の立地が求められます。
- ・鉄道駅やバス停から離れた地域の交通利便性の改善が望まれています。
- ・高齢化が進む中で、各世代交流ができる場所や施設が不足しています。

【まちづくり方針】

＜土地利用＞

- ・上郷公田線の供用開始に併せた沿道の土地利用を検討します。検討にあたっては周辺の住宅地環境に配慮します。
- ・ほとんどが丘陵部の大規模開発住宅地であり、良好な住宅地が形成されており、その環境を維持します。
- ・住宅や商店などの生活利便施設が近接し、バランスのとれた生活圏域が形成されていますが、近年商業機能の維持が困難となりつつあります。少子高齢化対策や人口減少対策を検討します。

＜交通＞

- ・通過交通の住宅街内への侵入防止、高速道路へのアクセスの向上、沿道地域の交通利便性・生活利便性の向上が期待できる道路として、上郷公田線の整備を促進します。
- ・上郷公田線の供用開始により道路環境が大きく変化することを踏まえ、本郷台駅・大船駅方面へのバス路線の改善を事業者と共に検討します。

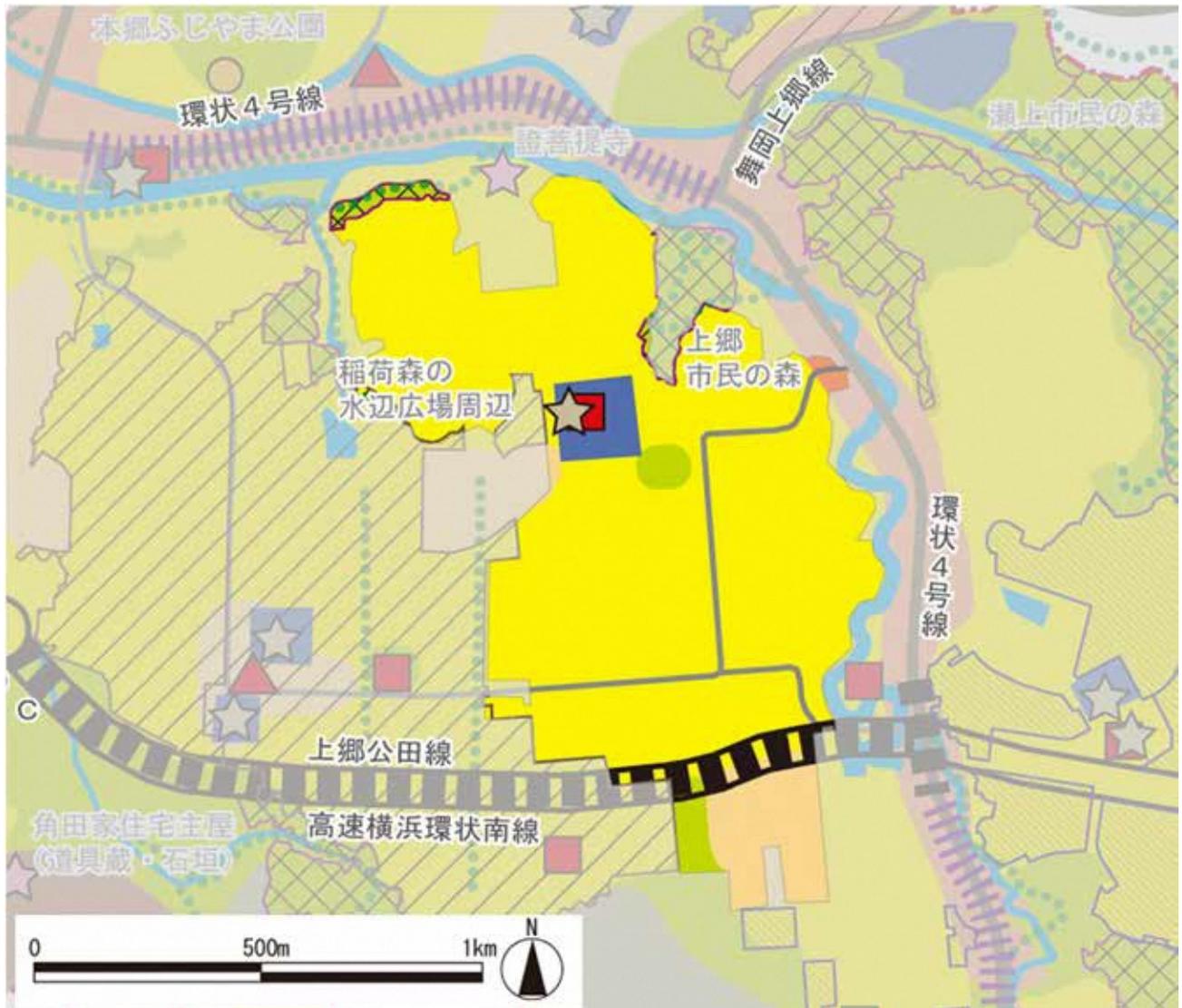
＜環境・魅力・活力＞

- ・地域の東部、北部を沿うようにいたち川が流れ、いの山東公園などの公園があり、川と緑を楽しめる場として維持します。
- ・空家や空き店舗を活用して、地域の方々が交流できる場づくりを進めます。

＜防災＞

- ・豪雨などの災害に備え、崖地の防災対策などを促し、災害に強いまちづくりを進めます。

●上郷西地区のまちづくり方針図



行政界(区界)	地区計画	低層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	農業を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	コミュニティ施設
鉄道	建築協定	中高層住宅を中心とした土地利用 (住宅系土地利用)	緑地を中心とした土地利用 (自然系土地利用)	文化・学習施設
高速道路(整備予定)	特別緑地保全地区 ・近郊緑地特別保全地区	沿道利用を目的とした施設・住宅が 共存する土地利用 (住宅系土地利用・商業系土地利用)	大規模施設地区	地域ケアプラザ等
幹線道路(既存)	商業・業務を中心とした土地利用 (商業系土地利用)	河川・池・遊水池	学校	スポーツ施設
幹線道路(整備予定)	工業を中心とした土地利用 (工業系土地利用)	プロムナード・ ハイキングコース(既存)	地域防災拠点	主な地域資源
幹線道路(計画等)				
主要な地域道路(既存)				
計画(IC・JCT)				

7 上郷東地区

【まちづくりの目標】

水と緑の豊かな自然環境と住宅地が調和したまち

【現状と課題】

- ・恵まれた自然環境が残っており、多様な動植物の生育・生息環境を有しています。これらの環境が特別緑地保全制度などの活用により維持されています。
- ・地区内の市街地のうち約 75%が、低層の戸建住宅地とすべき地区（第一種低層住居専用地域）とされ、商業施設やサービス施設などの立地が抑制されたこともあり、戸建住宅地の静けさ、街並み景観が形成されてきました。
- ・しかし、近年世帯の規模が小さくなったことや高齢者が増えたことで、地域の生活需要は変化しつつあり、身近な地域で買物ができ、介護や医療をはじめとした生活関連サービスの充実、交通利便性の向上等が望まれています。また、空き家が増加していくことが懸念されています。
- ・公共施設後利用を検討する必要があります（旧庄戸中学校、旧資源循環局栄工場（焼却場）、栄プール（令和2年3月廃止予定））。また、今後廃止が予定されている公共施設や老朽化が進んでいる公共施設（老人福祉センター（翠風荘））についても視野に入れたまちづくりの検討が必要です。
- ・環状4号線が慢性的に渋滞し、歩道や路肩も狭いため、早期の改善が求められています。神奈中車庫前交差点も慢性的に渋滞しています。また、舞岡上郷線も拡幅整備することによって、舞岡上郷線の渋滞緩和に加え、環状4号線の渋滞緩和効果があると考えられます。
- ・地区の少子高齢化が進む中でもいきいきと生活できるよう地域活動の維持・活性化が求められています。
- ・舞岡上郷線沿線では緑地の保全とともに、地域活性化に貢献できるような計画的なまちづくりが求められています。

【まちづくり方針】

《土地利用》

- ・良好な住環境の維持に寄与している、建築協定の役割を重視するとともに、地域のニーズや必要に応じて、高齢化社会や人口減少など社会状況の変化に見合ったルールの見直しを支援します。
- ・公共施設の後利用については、横浜市資産活用基本方針に基づき、全市的・地域的なニーズや課題解決に対応するため、官民連携の手法による土地利用を検討します。
- ・空家が増加する傾向にあり、空家化の未然防止策について検討します。
- ・舞岡上郷線周辺は都市計画決定に基づき、今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や安全性にも配慮しながら、魅力的でバランスのとれたまちづくりを進めます。また、自然を活かした2つの都市公園の整備を推進します。
- ・これまで培ってきた住宅地の街並みや景観を維持しながらも、福祉や子育て、買物、就業の場など様々な機能を有し、多様な世代が住むことのできる新しい戸建住宅地として再生します。
- ・いたち川と環状4号線を地域交通と自然環境をつなぐ軸とし、公共施設と周辺資源の一体的な活用により地域の中心を形成します。

《交通》

- ・上郷公田線の供用開始により交通状況が大きく変化することも踏まえ、バス路線再編等を検討し、バス事業者へ働きかけます。
- ・環状4号線の拡幅整備を推進し、渋滞緩和、安全な歩行者道路の確保を図ります。

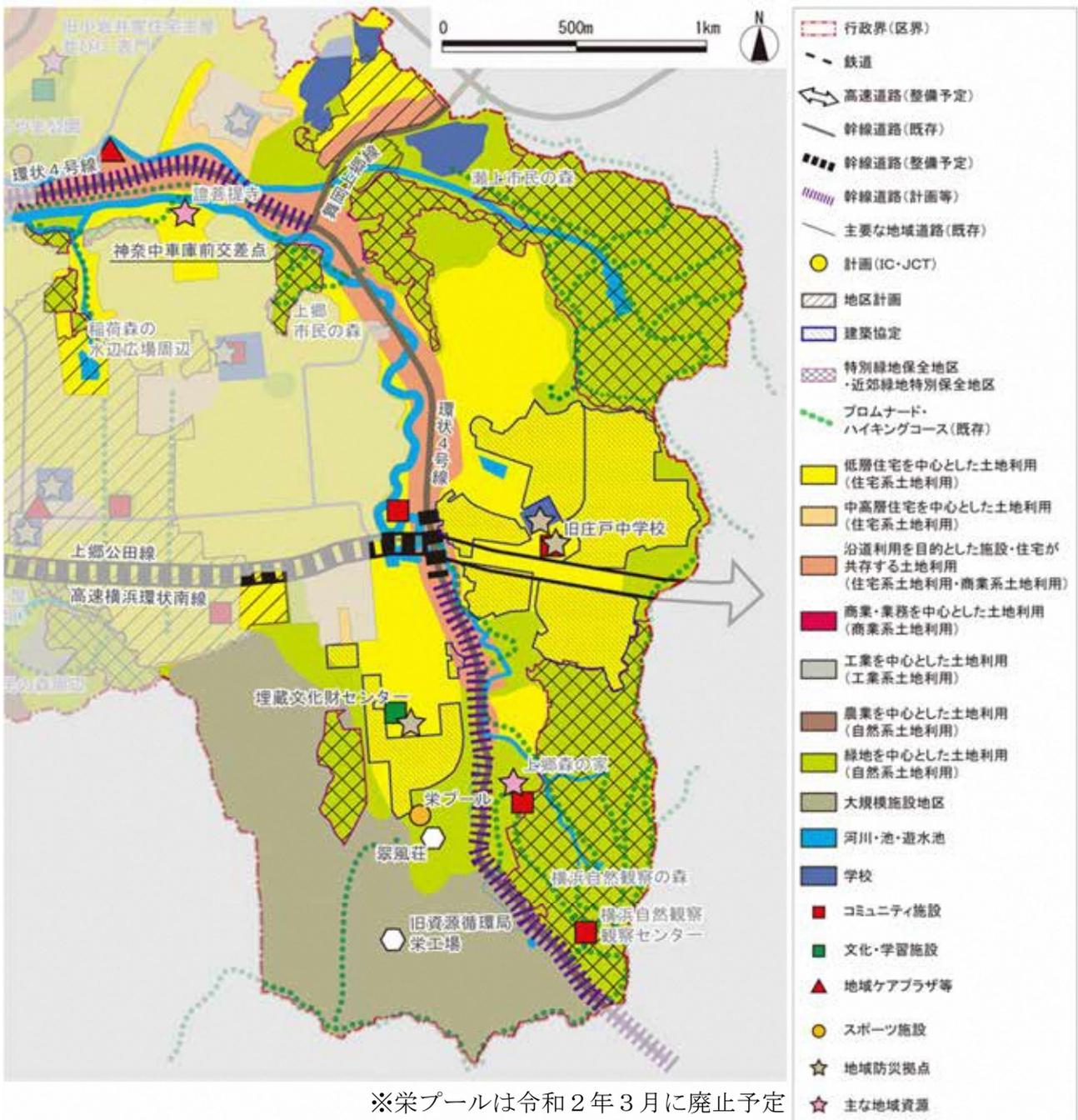
《環境・魅力・活力》

- ・緑の10大拠点のひとつである円海山周辺地区については、上郷市民の森や瀬上市民の森等の豊かな自然環境に親しむことができる、恵まれた環境を保全し維持します。
- ・横浜自然観察センターや上郷森の家、埋蔵文化財センター等の活用を推進します。

《防災》

- ・豪雨などの災害に備え、崖地の防災対策などを促し、災害に強いまちづくりを進めます。

●上郷東地区のまちづくり方針図



第5章 まちづくりの進め方

1 まちづくりの主体と役割分担

栄区のまちづくりは、今後、この方針に基づいて都市計画や個別の事業計画など具体的な計画が定められ、実施されていくことになります。

しかしながら、具体的なまちづくりの施策、事業を推進していくためには、その実行主体を明確にし、区民、事業者、行政との間で情報交換や連携を図りながら、それぞれの役割を果たすことが大切です。

ここでは、それぞれの役割分担と、連携・協力のあり方、この方針の将来的な運用の考え方についてまとめます。

(1) 区民の役割

まちの主役は、地域に住む区民一人ひとりです。そのため、まちづくりにあたっては、「自分たちの住むまちを自分たちの手でより良くしていく」という意識と、自発的な行動が大切です。

日頃から自分たちのまちに関心を持ち、区民同士で呼びかけて交流及び連携の体制を整え、様々な制度を活用して、行政や事業者が行うまちづくりに提案を行うことが期待されます。

さらに、地域における様々な課題について、住民同士で合意形成を図り、地域相互のルールづくりを行うなど、区民が自主的なまちづくり活動を展開していくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

区内で事業を展開する企業、商店などの事業者も、栄区の重要な担い手であり、まちづくりに積極的に参加してもらう必要があります。

本方針に基づく具体的な事業が実現されるためには、こうした事業者との連携・協力が不可欠であり、具体的な事業を進めるうえでは、事業者が持っている力（資金、人材、情報、ノウハウなど）を活用し、まちづくりに貢献していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

まちづくりに関する行政の主な役割は、

- ア 公共施設などの整備
- イ 都市計画法などの法制度による規制・誘導
- ウ 自発的なまちづくり活動への支援・調整
- エ まちづくりの情報公開・提供

などがあります。

市民ニーズや地域の課題が多様化する中、公的なサービスをすべて行政が提供し、行政だけで課題を解決していくことには限界があることから、今後は、民間活力を積極的に活用し、区民や事業者との協力、協働による事業手法を推進します。

推進にあたっては、地域の行政機関である区役所への権限委譲・機能強化とともに、地域の個性を活かした対応を図ります。

《区役所の役割》

区役所は、区民にとって最も身近な行政機関であり、地域の情報が多く寄せられるところです。様々なまちづくりの事業は、横浜市の各局をはじめとして、国や県など多くの事業主体によって進められていますが、区役所は地域を総合的な視点でとらえ、行政と区民とのコーディネート役となって区民との協働によるまちづくりを進めていきます。

ア 区民や事業者が行うまちづくり活動の支援区民が主体となるまちづくり活動や、本方針を踏まえた事業者の具体的な事業等に対して、コーディネーターの派遣や助成などの支援を行うとともに、連携・協力のための調整などを行います。

イ 地域情報の把握地域のニーズに応じたまちづくりを進めていくため、地域の課題や地域住民の意向、さらに地域活動の状況をきめ細かに把握し、その情報を区民と共有し、いつでも活用できる体制づくりを進めます。

ウ 区民とともに、地域の資源を生かしながら、きめ細かなまちづくりに取り組みます。

エ 区民の意見や地域の状況などに配慮しながら、各種事業の調整を行います。

2 「栄区プラン」に沿ったまちづくりの進め方

(1) 区民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進

栄区プランは、まちづくりの目標と方針を掲げています。

これを実現していくためには、方針の中で挙げている具体的な取組等について、随時、区民、事業者、行政の協働を図りながら進めていく必要があります。

(2) 地区プランの策定

特定の地区において、栄区プランに基づいてまちづくり事業の具体化を図る段階で、まちづくりの方針をより詳細に示す必要がある場合には、「地区プラン」を策定します。

策定にあたっては、できるだけ地域の実態に即したものとするため、地域の意見、提案を伺うなど、積極的な住民参加を進めます。

(3) 栄区プランの更新と充実

栄区プランは、おおむね20年後を想定した方針となっていますが、今後の社会情勢の変化や技術の革新、それによる生活形態や意識の変化などによって、現実との大きなギャップが生じた場合は、プランの更新を行います。

また、まちづくりを進めるなかで、策定時に想定されなかった事態が生じ、新たな方針を必要とする場合については、部分的な見直しを行い、より一層の充実を図ります。

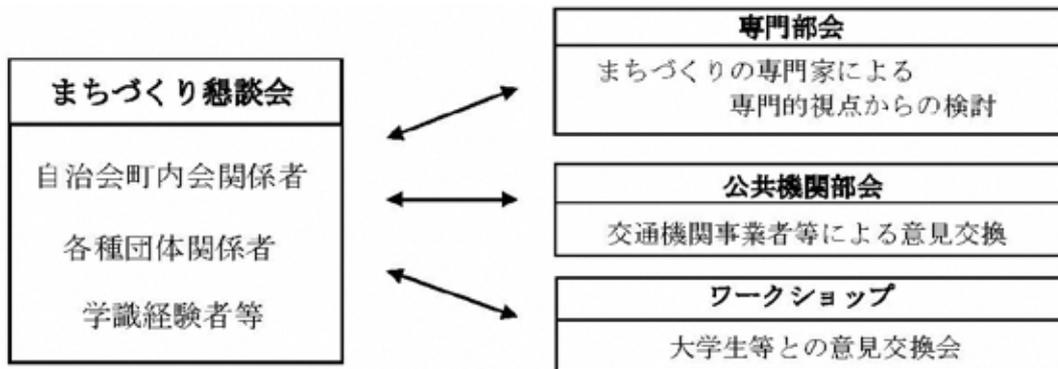
【コラム3】まちづくりにおける区民との協働

栄区では、まちづくりに関して区民や事業者、区役所等で協働するための体制を整えた上で、まちづくりを進めてきました。2つの事例を紹介します。

① 本郷台駅周辺地区まちづくり懇談会

旧南小菅ヶ谷住宅地区（当時国有地）の処分に伴う開発を機に、本郷台の発展に向けた区民による新たなまちづくりを検討するために、平成26（2014）年7月に「本郷台駅周辺地区まちづくり懇談会」を設立し、2つの部会とワークショップを設けて検討を進めました。

懇談会等での検討や議論を踏まえ、平成27（2015）年5月に「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」を策定しました。

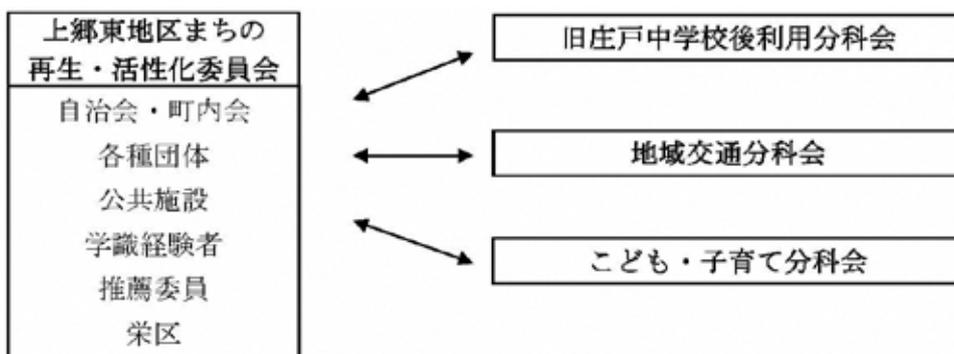


② 上郷東地区まちづくり協議会、上郷東地区まちの再生・活性化委員会

高齢化や人口減少の進行、地理条件等により発生する地域課題の解決に向け、地域の生活ニーズに対応したまちづくりに取り組んでいくため、平成27（2015）年9月に「上郷東地区まちづくり協議会」を設立しました。構成は自治会・町内会、学識経験者、各種団体、公共施設、栄区です。

協議会での検討や議論を踏まえ、平成29（2017）年3月に「上郷東地区まちづくり構想」を策定しました。

平成29（2017）年3月で協議会は期限により閉会しましたが、同年6月に「上郷東地区まちの再生・活性化委員会」を設立し、協議会の構成に推薦委員を加え、さらに「旧庄戸中学校後利用分科会」「地域交通分科会」「こども・子育て分科会」を設置しました。委員会及び分科会での検討や議論を踏まえ、平成31年2月に委員会より区長あてに「上郷東地区のまちづくりに向けた助言」が提出されました。



関連用語解説

ア行

インフラ (30p 等)

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

雨水幹線 (うすいかんせん) (47p 等)

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きよのこと。

雨水調整池 (うすいちょうせいち) (47p 等)

下流の河川や水路の流下能力に見合うよう雨水の一部を一時貯留 (ピークカット) し、流出量を抑制する施設 (「横浜市水と緑の基本計画」2016 (平成28) 年6月 (横浜市環境創造局))

エリアマネジメント (52p)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。(「エリアマネジメント推進マニュアル (2008 (平成20) 年3月) (国土交通省))

オープンスペース (15p 等)

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法人日本造園組合連合会))

大船駅周辺地区都市づくり基本計画 (案) (35p)

神奈川県、横浜市、鎌倉市が、横浜・鎌倉両市域に及ぶ大船駅周辺地区の総合的なまちづくりを進めるため、平成5年9月に「大船駅周辺地区整備連絡協議会」を設置し、「大船駅周辺地区都市(まち)づくり基本構想」(平成6年7月)をまとめた。この基本構想をもとに、土地利用、道路交通施設、主要なまちづくり事業など大船駅周辺のこれからのまちづくり計画を案として平成8年2月にまとめたもの。平成15年1月に改定された。

温室効果ガス (18p 等)

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素 (CO₂)」「メタン (CH₄)」「一酸化二窒素 (N₂O)」「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」「パーフルオロカーボン (PFC)」「六ふっ化硫黄 (SF₆)」「三ふっ化窒素 (NF₃)」の7物質が指定されている。(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

カ行

環境負荷 (42p)

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。

(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

幹線道路 (13p 等)

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する。

CASBEE (42p)

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階(S・A・B+・B-・C)に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-建築(新築)」を基本として、横浜市の制度用に編集した「CASBEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASBEE横浜[戸建]」を使用。

急傾斜地崩壊危険区域 (48p)

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路 (48p)

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

協働 (40p 等)

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組んだりすること。

(「協働推進の基本指針(2012(平成24)年10月)」(横浜市市民局))

区民活動(支援)センター(31p 等)

市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動などの拠点として地域の皆様の活動を応援していく施設のこと。

建築協定(13p 等)

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束(協定)」を互いに決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力は引き継がれる。

(「いちからつくる建築協定(2014(平成26)年5月)」(横浜市都市整備局)参考)

広域避難場所(23p)

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

公園愛護会(41p)

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28)年6月)」(環境創造局))

工業集積地域(13p 等)

工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域である。準工業地域、工業地域、工業専用地域の各一部からなる。

洪水ハザードマップ(23p)

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、各地域の避難所等を示しているマップのこと。

高速横浜環状南線(15p 等)

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部で、金沢区の横浜横須賀道路「釜利谷ジャンクション」から戸塚区的一般国道1号を結ぶ、延長約8.9キロメートルの自動車専用道路のこと。

高齢化率(10p 等)

65歳以上の人口(老年人口)の占める割合のこと。
高齢化率は、65歳以上人口(老年人口)÷総人口(年齢不詳を除く)×100で算出する。

国勢調査(10p 等)

我が国に住んでいる全ての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。国勢調査の結果は、衆議院の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準など、多くの法令でその利用が明記されている。また、国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用されるのみならず、学術、教育、民間など各方面で広く利用されている。

コージェネレーションシステム(42p)

発電をしながら、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに有効利用するシステムのこと。一般に、燃料を燃やす火力発電所のエネルギー効率は40パーセント程度だが、コージェネレーションシステムでは電気と熱利用をあわせた総合効率は80パーセント近くになり、省エネルギー、二酸化炭素削減効果がある。

また、電力需要のピーク時に稼働させることによって、電力会社から供給される商用電力の負荷を平準化させることができる。

さらに、コージェネレーションと商用電力が連系することで、電源の二重化・安定化によるエネルギーセキュリティの向上を図ることができる。

コミュニティ(21p 等)

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。

(「地域コミュニティの現状と問題(2007(平成 19)年2月7日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

コミュニティハウス(21p 等)

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

混雑度(19p 等)

道路の一定区間の交通容量に対する実際の交通量の比。混雑度=交通量(台/12h)/交通容量(台/12h)

(平成27年度全国道路・街路交通情勢調査説明資料(国土交通省))

サ行

再生可能エネルギー(42p)

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

市街化区域(13p)

都市計画法第7条に規定される区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域(13p 等)

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

持続可能な都市(まち)づくり(12p 等)

「持続可能な開発(発展)」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

市民の森(16p 等)

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね2ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散策道、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。
(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6月)」(環境創造局))

主要な地域道路(37p 等)

高速道路及び幹線道路以外の道路(地域道路)のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

少子高齢化(1p 等)

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

3R(スリーアール)(42p)

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字を取ったもの。
(「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢(スリム)プラン～」(2011(平成 23)年1月)(横浜市資源循環局))

生物多様性(16p 等)

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

夕行

地域ケアプラザ(21p 等)

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設。おおむね中学校区域に1か所を設置。

地域道路(37p 等)

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

地域福祉保健計画(21p)

社会福祉法第107条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域防災拠点(23p 等)

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくりルール(34p 等)

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化(16p 等)

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地球温暖化対策(緩和策・適応策)(30p 等)

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の2種類がある。緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策のこと。適応策とは、昨今の異常気象など既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策のことで、ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがある。

地区計画(26p 等)

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

地区センター(21p 等)

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

特別緑地保全地区(4p 等)

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。
(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6月)」(環境創造局))

都市計画(1p 等)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたものこと。都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

都市計画道路(4p 等)

都市計画法第 11 条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

土砂災害警戒区域(23p 等)

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害ハザードマップ(25p)

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域等について、崖崩れ災害が予想される場合や発生した場合に、市民が適切な行動を取るために避難する方法や避難場所を示したマップのこと。

ナ行

農業専用地区 (34p 等)

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市の要綱により指定される地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積 10 ヘクタール以上の地区を指定。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6 月)」(環境創造局))

ハ行

ハザードマップ (23p 等)

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

(「大辞泉第二版(2012(平成 24)年 11 月)」(小学館))

ハマロード・サポーター (41p)

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体と行政が協働して道路の美化や清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者である横浜市は活動団体をハマロード・サポーターとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボランティア活動の支援を行う。

バリアフリー化 (35p 等)

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。

(「横浜都市交通計画(2008(平成 20)年3月)」(横浜市都市整備局))

バリアフリー基本構想 (5p 等)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定めるもの。

マ行

緑の 10 大拠点 (16p 等)

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の 10 カ所がある。

ヤ行

谷戸 (8p 等)

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形を生かした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

用途地域(13p 等)

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。次の13種類がある。

1. 第一種低層住居専用地域
2. 第二種低層住居専用地域
3. 第一種中高層住居専用地域
4. 第二種中高層住居専用地域
5. 第一種住居地域
6. 第二種住居地域
7. 準住居地域
8. 田園住居地域
9. 近隣商業地域
10. 商業地域
11. 準工業地域
12. 工業地域
13. 工業専用地域

横浜・鎌倉市両市一体整備計画(案)(32p 等)

大船駅西口地区の課題等の解決のために、横浜・鎌倉両市にわたる一体的な駅前広場や歩行者デッキ等の整備を行うと共に県道阿久和鎌倉線の整備を進めるものとして、横浜市と鎌倉市により平成10年1月に策定されたもの。

横浜市基本構想(長期ビジョン)(2p)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(おおむね2025年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置付けられる。横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。(「横浜市基本構想(長期ビジョン)(2006(平成18)年6月)」(横浜市政策局))

横浜市住生活基本計画(3p)

横浜市住宅政策審議会答申(2017(平成29)年4月)及び住生活基本法(2006(平成18)年制定)の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想(長期ビジョン)を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

横浜市中期4か年計画(2p)

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想(長期ビジョン)」の実現を目指していくための計画のこと。

横浜都市交通計画(3p)

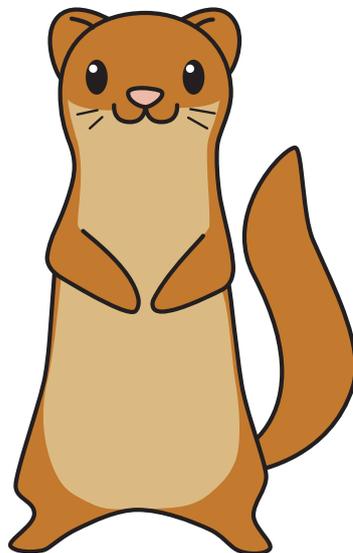
市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

横浜市水と緑の基本計画(3p)

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

横浜みどりアップ計画(3p)

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱と、「効果的な広報の展開」に取り組む計画のこと。



栄区 いたち川マスコット
タッチーくん

令和2年3月発行

横浜市 栄区 区政推進課

住所：〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19

電話：045-894-8161

ファクス：045-894-9127

メールアドレス：sa-kikaku@city.yokohama.jp

WEBページURL：

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/toshikeikaku/

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話：045-671-2696

ファックス：045-663-8641

メールアドレス：tb-chiikimachika@city.yokohama.jp